紀伊郷土拾遺

(1)

紀伊郷土拾遺

(1)

目次

一、紀伊眞宗の源流　宮崎　円遵……1
二、日高に於ける熊野神の旧跡　森　彦太郎……7
三、須佐の入江に対する一考察　中西　啓二……11
四、明惠上人の「夢之記」　浜田　康三郎……16
五、山本氏家老桂紀之助の最後　田村　劔村……22
六、幕末時に於ける和歌山の町家　石村　鷺森……24
七、和歌山に於ける往来物について　浜田　康三郎……37
八、南紀男山焼について　石村　賢次郎……46
九、紀伊の紙　浜田　康三郎……49
十、龍神紙　原　まする……55
十一、鶯の声　奥田　正造……57
十二、明治初年の丸の内　石村　鷺森……62
十三、お七里のこと　喜多村　進……65
十四、湊御殿　鈴木　雪溪……67
十五、熊野神徒の御輿訴訟　雑賀　貞次郎……69
十六、高野山は何故女人を禁制としたか　井村　義丸……70
十七、和歌山の花街　浜田　康三郎……72

紀伊眞宗の源流

宮崎　円遵

（一）

現代わが和歌山縣下には鷲の森別院をはじめ、三百三十に近い淨土眞宗に近い寺院が存在して、（この中三百ヵ寺は本派本願寺に属する）実際の教化運動に活躍しつゝあるが、またこれを歴史的に見れば、種々注意すべきものがあり、中にも石山本願寺と織田信長との交戦に當って、紀州門徒の活動に著しいものゝあった如きは、何人も周く知るところである。また徳川時代以後、これらの眞宗寺院から輩出した著名な李僧も尠くない。從って紀伊の眞宗は現代に於ても、また歴史的にもその地位はかなり高く認めらるべきであらう。この点に於て紀伊眞宗の源流を回顧することも強ち無用のことではあるまいと思ふ。

（二）

先づ最初に眞宗が紀伊に入ったのは何時頃であるかについて考へて見る。本願寺第三世覺如上人の手になった、「本願寺親鸞上人傳繪」（巻下）に、親鸞上人の門徒である平太郎なるものが、主人に伴はれて熊野に詣したことを傳へてゐる。眞宗の文献で紀伊関係の真実の見えるのは、恐らく是が初めであらうが、平太郎は常陸の人であるから、これは今の問題にとってあまり重要ではない。然してそれについで現れるのは、覺如上人の伝記である「慕皈繪」（巻七）で、それには覺如上人が紀伊に下向し、玉津島に詣し、和歌・吹上に遊んで和歌を詠じたことか見え、そのうち三首を載せてゐる。これはいつの事か年時は明記されてゐないが、この記事は元亨（一三二〇年頃）と貞和（一三四八年頃）との記事の間に介在してゐるし、「在覺一期記」によれば、文保元年（一三一七年）上人一家が天王寺・住吉等に詣したともあるから、或は元亨の前後であったかも知れない。「鷺森旧事記」には、これを前述の「親鸞傳繪」に、平太郎の熊野参詣を記述するためであったと云ってゐるが、これは著者の逞しい憶測に過ぎないであらう。それはとも角、此の上人の紀伊下向も別に門徒教化としての意味を持たない單なる旅行であった如くであるから、これ亦紀伊眞宗の起源となすには充分でない。

私の管見に於て、紀伊眞宗の初見として確実なものは、南北朝も中期に近い貞和五年（一三四九年）である。

即ち覺如上人の長男存覺上人の備忘録とも云うべき「存覺袖日記」第六十九条に、或る光明本尊（初期眞宗の本尊のい一種）の圖葉（様）を啓叙した後に

和泉光明本今安置紀州（中畧）貞和五年二月

と記してゐる。これは和泉の眞宗門徒が傳持してゐた、光明本尊が貞和五年二月（一三四九年）の頃に、紀州に安置されてゐたことを示すもので、當時既に紀伊に眞宗門徒のゐたことを物語るものに他ならない。蓋し「存覺一期記」・同「袖日記」等によれば、存覺上人は屢々攝津・大和・河内等を遊化され、又これらの地方に上人の門弟のゐたことは明であるが、さうした眞宗は更に和泉に進展した。右の和泉光明本云々は、これを例示するものであるが、又「袖日記」（五十七条）には「和泉□（？）崎」に、上人から本尊を授けられた三人の門弟のゐたことを伝へてゐる。この「□（？）崎」とは何処であるか知る由もないが、とも角攝津・河内方面から和泉に及んだ眞宗は、更に南下して紀伊に入ったものと考へられる。けれども右の本尊の安置されたのは、紀伊の何処であり・又何人であったかについては、推察すべき資料は缺けて伝ってゐない。

（三）

かくて紀伊に眞宗の波及して来たのは少く共貞和年間（一三四五～一三五〇頃）までさかのぼり得るが、紀伊眞宗の盛となったのは、室町時代の半ば文明年間（一四七五年頃）以後のことである。而してそれについて一般に知られてゐる伝説は、蓮如上人の紀伊遊化と、海草郡内海町（阿間郡）清水了賢寺の創立縁起である。文明の頃海草郡内海町冷（清）水に喜六太夫なるものがゐて、加茂谷岩屋山の観音に後世菩提を祈ること久しかったが、或夜明朝藤代峠で熊野参詣のために初来の僧を待てと夢告を得、當時河内出口から紀伊の教化と熊野参詣のために下向した蓮如上人に面会した。而して熊野参詣からの皈途上人は冷水に立ち寄り、喜六太夫を度して了賢なる法名を授けられたので、彼は居宅を以て寺となしたと云ふのが今の冷水了賢寺の創立縁起であり、また紀伊眞宗の權興とされてゐる。それは文明八年春（一四七六年）（又は三月）のことゝ云ふが、此の年十月了賢は河内出口に上人を訪ひ、親鸞上人・蓮如上人の二尊像を下附されたと云ふ。即ち現在鷺森別院に所藏されてゐるもので、次の如き裏書がある。

釈　蓮　如　　（花　押）

文明八年丙申十月二十九日

攝州島上郡富田常住也

雖祭此御影紀伊国阿間郡

大谷本願寺親鸞聖人眞影

清水道場之本尊定之者也

願主　釈了賢

この裏書は親鸞聖人（蓮如の寫まちがひ）の眞筆として信據すべきものであるが、右の文明八年（一四七六年）春の紀伊下向は、果た

して事実であるか否か速断し難い。蓋し此の下向を伝へた文献は尠くないが、それ等はすべて徳川時代以后に成ったもので、史料的價値に乏しく、一応吟味する必要があるからである。

（四）

今それらの二三を注意するに、元和八年（一六二三年）正月に書いた有田郡田殿村井ノ口の「安樂寺縁起」に、文明八年春上人が下向されたことを伝へている。（佐々木芳雄氏著「蓮如上人伝の研究」一四六頁参照）私はまだそれを実見する機会もないが、私の管見ではこれが右の伝説を伝へた最古のものである。而してこの後、この伝説に觸れたものには、「鷺の森本願寺の略沿革」（「鷺の森旧事記」附載・寛文十三年（一六七三年）聞光寺貞松の書）・「鷺ノ森旧事記」元禄六年（一六九三年）宗意編及び「紀伊国名所圖繪」（巻五）・「紀伊續風土記」（巻五・二〇）等がある。これらのうち「安樂寺縁起」と「旧事記」とが春とした外はすべて三月となし、又その叙述には繁簡の差はあるが、大体前掲の伝説を擧げ、これを以て紀伊眞宗の權興としてゐる。けれどもこゝに注意すべきは、後に言及する文明十八年（一四八六年）三月の上人の紀伊下向は、確證ある事実であるにかゝはらず、右の中これを伝へたのは「旧事記」と「名所圖繪」のみで、その他はこれに觸れてゐないことである（尤も「安樂寺縁起」は未見であるからこの点不明である）。

斯様に文明八年の上人の下向を伝へたものは、尠いのであるが、更に觀点を転じて、當時の蓮如上人の動靜を見るに、文明七年八月下旬越前吉崎より海路若狭小浜に上陸し、丹波攝津を経て河内出口に出で、こゝに同十年正月山科に移るまで滞在してゐたことは、諸伝一致するところである。而して同八年六月二日の上人の御筆になる「御文」（帖外四七）によれば、八年の正月は此の地で迎へ、同六月初旬にはこの地にゐた如くである。前掲紀伊遊化の伝説は此の八年の春（又は三月）のことゝあるから、右の正月から六月までの間のことと考ふべきであるが、右の如く正月と六月には出口にゐた外、この間の上人の消息は詳かではない。尤も右の「御文」に「昨日もすぎ今日もすぎて、いつをいつとて何の所作もなくして、月日をおくりしむなしさを思ふばかりなり」とあって、この間別に旅行とてなかった如くである。けれどもこれは勿論抽象的な感慨であるか、頗る消極的な論拠でしかあり得ないが、文明十八年に於ける上人の遊化を筆録せる後掲の「紀伊紀行」から見て、紀伊の山水はかなり上人の興趣をそゝったことはたしかであるから、筆達者な上人としては、若し紀伊下向や熊野参詣があったとすれば、何等かの形でこれを筆端に現したに違ひないと思はれる。

然るにこのことに觸れる事のないのは何故であろうか（尚「御文」（帖外六〇）にも出口滞在中のことが記されてゐるが、今の問題に関係する如きことは見えない）。又上人の子弟の手になる「上人伝」や行実の筆録がかなり存在するのに、このことに言及したものゝないのは不審に堪へないところである。

されば例へ徳川時代の述作にこれを伝へるものがあっても、右の如く根本資料が欠けてゐるとすれば、文明八年春（又は三月）の紀伊下向には疑念を抱かざる得ないのであり、寧ろそれは誤伝ではないかを思はしめる。而も前掲「二尊像」の裏書に文明八年とあること、及び同十八年三月上人の紀伊下向をあったことを思合すとき、その誤伝成立の過程が考へられる如くである。即ち文明八年には実は上人の下向はなかったのであるが、一方には八年十月の日附ある「紀伊国紀行」があるから、この両者が混同されて八年三月（即ち春）下向説が成立し、更にそれが縁起物語として修飾されたのではあるまいかと思はれる。猶八年と十八年の両度下向説を立てた「旧事記」と「名所圖繪」の中、後者はたゞ前者に従ったのでらうし、前者はそれ以前既に八年下向の伝説があったばかりでなく、両度の下向を伝へることが、紀伊門徒と上人との関係をより密接ならしむるものであるから、その書の立場として強いて取捨を加へなかったのであろう。

（五）

上述の考察にしてもし大過なしとすれば、文明八年（一四七六年）の上人下向は誤伝であるが、然らば了賢は如何にして上人と因縁が結ばれ、「二尊像」が下附されたのであらうか。南北朝の頃攝河泉の地方に眞宗の教化が布かれ、それが紀伊にも波及したことは既に一言した通りである。たゞ紀伊の眞宗は史上に現れず、その推移は不明である。たゞ応仁二年（一四六八年）蓮如上人が高野に登山し、吉野に遊んだ事が「吉野紀行」（帖外五）に見えてゐるが、此の時は恐らく紀伊眞宗門徒と交渉のない單なる登山であったであらう。それはとも角攝河泉の地方には、その後依然として眞宗門徒が存在してゐた。然して文明七年末以来、蓮如上人が河内出口に於て教化を布くや、これらの眞宗は頓に活気を呈して来たのであって、文明八年七月二十七日の上人の筆になる「御文」（帖外四十八）には、これらの地方の本願寺門徒が頻りに活動してゐることを推察すべき記事がある。従って嘗て和泉の眞宗が紀伊に波及したと同様に、この機運に動かされて紀伊にも眞宗門徒の輩出し来ることも強ち不自然なことではない（後に一言する南郷權の守や海生寺了眞に因む挿話は、當時紀伊と和泉との眞宗門徒間に、互に連絡のあったことを物語ってゐる）。

かくて現れ来った紀伊眞宗門徒の一人が了賢であったのであり、文明八年十月上人から「二尊像」を下附されたのである。前掲裏書の如くこの「二尊像」は、摂津富田の常什物であったのであるから、前述の伝説に云うやうに恐らく了賢は出口に上人を尋ねたのであらう。或道場の常什物と定めたものをまた他の本尊として下附することはあまり例のないことに思はれ、これには何等かの理由があったのであらうと考へられるが、それは今推察すべき由もない。けれども只この一事によって、上人が紀伊門徒を重視してゐた事だけは想像しても大過あるまいと思ふ。

（六）

文明十八年（一四八六年）三月の上人下向は「旧事記」に、了賢の所望であるとしてゐるが、「紀伊国紀行」には彼の名は見えない。然し清水浦・藤白等の地名が出てゐるから、恐らく了賢の所へも立寄ったであらうし、又長尾の權の守の名も見えるから、その他の門徒をも訪ふたであらう。とも角此の下向は紀伊門徒の発展と、上人がそれを重視した結果に外ならぬであらうが、清水・藤白より南のことは現れてゐないから、それより更に南下したか否か明らかでない。

この時の上人の紀行文「紀伊国紀行」は「吉野紀行」・「有馬紀行」と共に所謂「道の記」として古来尊重された処で、天保（一八三〇～四四年頃）の頃に刊行されたこともある。上人自筆の原本は今は某氏の手に移ったと聞くが、嘗って大阪広岡久右衛門氏の所藏であった。多少煩雑でもあるが、紀伊に関するものとして興味あるから全文を左に掲げよう。

（鷺森旧事記眞宗全書続編第九　御文全集帖外七三等所収）

文明十八年三月八日出口より堺の浜に出でけり。それより七里ばかりある和泉国海生寺と云う所へ堺より船にのりて一宿し、あくれば九日といふに、朝たちてかいしやう寺といふ池のある宮ありけるを一見しけるに、是非なくおもしろさかぎりなし。その池のていを見て、

和泉なるしたての池を見るからに　こゝろすみぬるかい生寺の宮

と、うちながめ行くほどに、紀伊の国長尾といひし所へ立よるべきにありしほどに、そのあたりちかき所に河なべとかやいひし河水遠く流れてければ、それを見てかく思ひつゞけけり。

かはなべの瀬々の浪もや水高き　遠く流れてながをなりけり

とおもひつらねて待〳〵。まことこゝもおかしく思ひながら続けけり。然間長尾の權守といひし俗人の在所へたちよりやすみて、それより又岩瀬といふ所へ一夜とまり行て、あくれば十日なる。いそぎ行くほどに、なる神といふ山を見て、それより出じりの浜を通り御かつら峠へのぼりて、ふもとを一見して心にうかぶまゝ

かけて見む　御かつら山の峠かな

とこゝろのうちにおもひ、又その道すがら装束松とて松も四五本立ちてありけるを見て、

きて見れば　そうぞく松の御前かな

とおもひつゞけ、それよりあゆみゆくまゝに、ほどなくはや紀三井寺へまいり、法施礼拝をいたして下向道におもむき、ゆらり〳〵とやすらひゆくほどに、黒江浜といふ所へ出でにけり。それより船にのりて清水の浦をながめこぎゆきければ、なか〳〵こころも言葉もおよばれず、おもしろきことはまりなし。さればあまりのことにかくぞつらねけり。

音にきく清水の浦に船かけて　岩まかくれに見ゆるしま〴〵

と詠じて、しばらく船のうちにてながめければ、こゝろのうちにかくぞおもひつゞけける。

藤白の山や小島をながむれば　たゞぬのひきのしろき浜まつ。

とかようにながめ、暫おりてやすみけるほどに、日もやうやう西の山の端間ちかく見えければ、さてしもあるべきならねば、残多心ならずにおもへども、はや清水浦へ又皈りたりける。おもひのほかにこの所一宿す。さればその夜又かくのごとくつゞけけり。

此島に名残をおしみまたかへり　月もろともにあかす夜すがら

さるほどに　十二日早旦に清水浦をいでぬれば、名ごりは猶あるこゝちにて思ひつゞけける。

わきいづる清水の浦をけさははや　ながめてかへるあとの恋しさ。

といひすてゝ、はるばる見おくり道すがらもおもひ出にけり。然間やうやういそぐまゝに、音にきくふけいの浦といふ所につき侍りき。かれに一宿して、その夜はいまだ八声の鳥の音もきかぬさきよりねむりさめて、船にのるべきここちにてありしほどに、又すてがてらにかようにぞ

いづみなる吹井の浦の浜風に　ふねこぎ出づる旅のあさだち

とうちながめ、海上はるかにこぎ渡り、ほどなく堺の浜につきにけり。

文明十八年三月十四日記之

因にこの紀行に現れた和泉の海生寺や、紀伊南郷の權守について興味ある挿話がある。それは上人の右の下向あって間もない明応の初め頃（一四九五年頃）のこと、和泉とっとり（鳥取？）に桑田の志紀太夫なる者がゐたが、五十余歳で成人した子に死別したので、悲嘆の余り小（又は古に作る或は粉）の觀音に参って、後世菩提を祈り紀伊南郷の權守の所に行って、後世の次第を尋ねよとの靈告を得た。それで權守を訪ねたところが、權守は自分は仏法を深く知らぬから、和泉海生寺の了眞に尋よと又告げたので、志紀太夫は了眞から法を聞いたと云ふ。これは「御文」（帖外一〇八明応七年（一四九八年）閏十月下旬書）及「拾塵記」に見える話であるが、その當時からこうした話が流布してゐたことを思ふと、南郷の權守や海生寺の了眞等が、信仰の篤い人達であったことが推察され、初期の紀伊眞宗の一面が偲ばれる。（「續風土記」巻十・名草郡田井荘水穂村（川永村）の永正寺の條を参照すると、この寺は上記「南郷の權守」の後を伝へたものと思はれる）。

（七）

文明十八年の上人の下向後間もなく、延徳四年（一四九二年）十月二十三日了賢は、重ねて方便法身尊型の本尊を蓮如上人から下附されてゐる。清水道場に一段の飛躍のあったことが推察される。この了賢の清水道場は云うまでもなく、今の鷺森本願寺別院の起源なすものであって、この後紀伊眞宗の発展と共に、三たび寺基を転じて現在に至ってゐる（現在の清水了賢寺は清水道場の旧跡をとゞめたものである）。即ち永正四年（一五〇七年）に清水より黒江橋山に移り、天文十九年（一五五〇年）再び和歌浦彌勒山に転じ、更に永禄六年（一五六三年）寺基を現在の地に定めた。

而して天正八年（一五八〇年）石山本願寺を退いた顯如上人は、宗祖親鸞上人の影像を奉じてこゝに移座し、其の後四年間鷺森は

一宗の中心となった。以上は了賢が文明八年「二尊像」を下附されてから後、凡そ百年間程のことである。

紀伊に於ける余他眞宗寺院の発展は、この清水道場によって象徴されるもので、蓮如上人の下向以後其宗は広く諸方に波及し、道場坊余の営まれるものが多くなった。試に「紀伊續風土記」によって眞宗寺院の創立を見ても、文明（一四六九～一五〇一年頃）・延徳を経て明応以後になるもの尠くない。勿論それ等の一々は実査の結果によらねば直に認容出来ないにしても、上人の下向を転機としてそれ以後紀伊眞宗は、次第に勃興し初めたことは否めない事実であらうと思はれる。

以上紀伊眞宗の源流として、凡そ文明以前の紀伊眞宗について多少考察したが、実は此の稿は急遽草したもので、地方史料を広く採集参照するを得なかったから、如上の私見に思はぬ誤謬があるかも知れない。郷土史料に精通される諸者諸賢の教示と是正とを仰ぎ得は洵に幸甚である。

（昭和八年二月二十七日）

（追　記　この小論が印刷にかゝる頃、蓮如上人の下向について二三地方資料のある由を聞いたが、今はそれに觸れないでいた。追而実査の後、右の私見中改むべきものがあれば補正するであらうし、更に論ずべきものがあれば、再びこの問題を考へて見たいと思ふ）。

（三月十三日）

（本稿は昭和八年発行「紀伊郷土」第四号所載のもの　筆者宮崎円遵氏は有田郡箕島町宇野　耐久中学・龍谷大学史學科（国史）同研究科卒業　西本願寺宗学院在学中）

日高に於ける熊野神の旧跡

森　彦太郎

日本列島に対する民族遷移の跡を考へて、いはゆるコシ族が先づ入り来り、次にヒ族が来てコシ族を追ひ、次にキ族・クマ族（キマ（木間族））・アマ族・（シガアマ族・アベアマ族・アヅミアマ族・シヅアマ族・ハヤト族等を含む）等が入り来ったと見る、言語学者松岡靜雄氏等の見方には、若干の無理もあるやうであるが、兎に角卓見と云ふべきである。

今日の地名日高は右のキ族に先行するヒ族の一分派ヒタ族の住処（すみか）を意味し、キ族乃至クマ族より先に紀州に入りキ族の圧迫を受けて他へ渡った。そしてそれは縄文系土器を用ひたらしく想はれるが、今日の処どうも徴證がない。キ族以後は勿論弥生式土器を用ひたものであらねばならぬ。元来ヒ族と云ひ・キ族と云ひ・クマ族と云ふも、何れも朝鮮半島を経由して這入って来た北方系（いはゆる出雲派）に属するものと見られる。出雲派と対立関係におか

れる天孫派も、もともと種族的には同じもので、たゞ其の日本へ入り来った時代が違ふだけと見られる。同様にヒ・キ・クマも日本来住の時代が違ふ。日高は今は郡名となってゐるが、初めは一聚落乃至一地方名で、書紀巻九(神功皇后摂政元年)にも地方名として現れてゐる。そしてヒと云ふ地名は、出雲を初め山陰地方に多いところから、此方面との連絡が考へられる。紀伊は木の国であるとして、その点から出雲方面との神人の来往を説かれるが、紀伊のキは木を意味するものでなく、壱岐・隠岐・伯耆などのキと同じもので、とに角山陰方面、ひいては大陸(新羅)方面と密接な関係を物語るものである。

紀伊の熊野も亦出雲の熊野の分派であり、出雲から紀伊に移住した人達が故郷の神(熊野神・速玉社・熊野大社)を移し祀ったのが紀伊の熊野山である。然るに後になって紀伊の熊野山が大いに顯れて、出雲の本家を凌ぐようになった理由は

(一) 紀伊の熊野に於ける神仏習合の成立 —— それが紀伊の熊野を著聞せしめた。

(二) 出雲の熊野山は初めから出雲国造家の奉仕する所であったが、全家は一方に於て出雲大社にも奉仕してゐた。その大社はいつの間にやら宗教的に信仰の中心となったに反し、熊野社は世間から忘れられた。

と云ふ二点にある。

さて出雲系神人の紀州進出の跡を考ふるに、延喜式神名帳所載のいはゆる式内社は、全国に三千一百三十二座あるが、そのうち出雲に一百八十七座・その内意宇郡に四十八座 ……(書写時脱落か)…… (その内に熊野座神社及び速玉神社がある)、その内出雲系と認めらるべき神社は九坐、それも紀北に六坐と有田郡に一坐(須佐神社)あって、残りの二坐は熊野の本宮・新宮となってゐる。この数字から考へても出雲は本家で、紀州は分家だと云ふことが分るが、出雲人の紀州殖民といふことも一朝一夕のことではなく、先づ紀北・紀の川筋に入り、それから紀南への進出にしても、相當長い年月と犠牲を払ふ必要があったらう。

紀州熊野の由緒についてはいろ〳〵の考説もあり、「水鏡」・「扶桑略記」には本宮は崇神朝の創立、新宮は景行朝の創立とあるが、何れももっともっと古いだらうし、那智は社伝に仁徳朝の創立とあるも、これはもっともっと時代が下がるであらう。書紀神武東征の条に、六月軍到二夕草邑一云々遂越二狭野一面到二熊野神邑一旦登二天磐盾一云々とあるのを見ても、この時既に新宮が出来てゐたことを知り得る。それにしても出雲人が紀北から熊野へ進出するには、どの途をとっただらうか。それには諸手船による海路と、有田・日高を足溜りとする陸路をとって、南下したことが考へられる。即ち日高川流域のどこかに彼等の足溜り、換言すれば一時的根拠地があった筈。そして或者は遂に土着したと云ふやうなこともあったらう。然るに殖民と云ふ事と離して考へることの出来ない神社について考へて見ると、

日高から口熊野・田辺附近へかけて、所謂名神大社 ═ 延喜式内社がない。これは彼等がこの辺に留らなかったか、或は留っても繁栄するに至らなかったものと考へられる。こゝで少しく伝説や零細な資料を辿って考察を試るに、道成寺の所在矢田村小熊にもと熊野神社という小祠があった。享保十年（一七二五年）の寺社方書上帳に（江川組）

（一）小熊野權現　一社　小熊村

是は熊野權現往古此処に御鎭坐被成候由、依此因縁村名を古は小熊野と唱候由申伝候。

とある。思ふに新宮か本宮か何れか勧請の時、一時的の鎭坐地であったのだらう。それにしても何の縁もゆかりもない所に鎭坐する理はない。矢張りその前から出雲族の一派が入込んで来てから、聚落を形造ってゐたものだらう。地形から考へても小熊・土生など今の矢田村は、日高川の沖積平野中一番早く開けたものに違ひない。それに面白いことには野口村熊野神社の例祭に、熊野社の方から神輿が渡御することがあった。それは明治三十五年（一九〇二年）頃まで実行された行事で、神輿は當社を経て更に入野大山權現まで向ふのであるが、當社前で馬上、神樂の一節

この御前の今日のみゆきにあはうとて、
おゝ逢ほうとて、いさなる神も今ぞまします。

と唱へゐる。いさなる神はいざなみの神の訛と思はれる。伊弉冉神は即ち出雲派の祖神で、熊野三山にも親神として祀っている。此の点から考へても小熊野權現はやはり、熊野神の一時的鎭坐地であったように思はれる。野口村熊野の熊野神社も、熊野神の旧跡地として伝へられてゐる。建保四年（一二一六年）の「愛徳山縁起」に前畧豊前国彦山一宿自其廻南海道淡路国油津留波山一宿次皇城從南紀伊富浦富島暫休息給次牟婁郡扶陀落の浜云々とあり、紀州沿岸の富島といへば、野口村の西隣塩屋村南塩屋の呼称であること、建暦二年（一二一二年）の新宮文書「太政管牒」に、薗財部郷の四至を記して

薗　寶　郷　一処事云々

四至　東限泉水際　南限廿田亀石富島
　　西限田井船津出井　北限蒼桂九寸大際

とあること及び「人事記」に鳥羽法皇熊野へ最終御幸のことを記して、「仁平二年（一一五二年）四月十四日畧　或人云　今度御熊野詣毎時不吉略又自御下向道御先達実賢法橋病悩　富島御宿以後万死不レ覺　雖二一院一　所不一レ奉レ送　謹応留途中了」ともあることによっても知られる。そして南塩屋の海浜には權現磯という所があり、「名所圖繪」に「海磯の巖頭にけしきある松の一株立てるを權現松といひて、熊野神宮の後と云ひ伝ふ。」とあり、その対岸北塩屋領には熊野神社という祠があり、近世から明治へかけて第一日にはこの塩屋熊野神社へ渡御、第二日は小熊野權現及び入野大山權現へ渡

御の行事があり、明治三十五年頃まで続いたこと既述の通である。然らばこの行事はいつ頃から始まったかというに、「野口村熊野神社祠(誌)」によるに、永禄年中(一五六〇年頃)からだと云ひ、其れより前には例年神主一名・祢宜七十四名計七十五名が七十五頭の馬にのり、従者及び氏下百姓之に従ふて神輿を奉じ、神鉾七十五本を奉じて威儀堂々田辺牛ノ鼻へ渡御したのだといふ。牛の鼻は今の田辺町西ノ谷の海岸で、もと牛ノ鼻明神の祠あり、其の祭神として熊野神は奉仕し、熊野開発に貢献浅からぬ千翁命を祀ってゐた。行列の途中「鼻高の面」が海へ向くと、漁事に障ありとて漁民は之を怖れ、神馬嘶く時は凶事あるの兆ありとて、沿道の民はひたすら謹慎して道筋を掃き清め、家々には煙を上げず偏に無事の通御を祈ったといふ。蓋し鉾の行列は警衛を意味し、鼻高の面は先導を意味する。その面が海に向くとは、道案内が熊野の勸請地に向はないで逆行する意。そうなると風立ち波さわいで海荒れ、漁事が止るといふ意味に解される。

斯くて牛ノ鼻に至れば、長さ十二間・横八間の長床あり、神主以下こゝに集って祝詞・神樂を奏したといふ。こんな大袈裟な行列を永禄頃まで繰返したといふのであるが、野口村から牛ノ鼻まで往復十六里もあるではないか。そんな長途の行列なんて、われ〳〵には想像もつかぬ。或は想ふ、これは一篇の伝説に過ぎないのではなからうかと。それにしてもこれだけの伝説を生むには、そこにそれだけのそれを生むだけのモチーブがあらねばならぬ。是に於て私は思ふ。これは出雲から紀伊へ熊野神勸請の時、こう云う行列をしたのだらう。祭礼に牛ノ鼻へ渡御したと云ふのは、つまりこれを型どった(伝説)ものだらう。斯く解釈せねば、こんな長い行列という事のわけがわからぬ。

田辺以南では西富田村中村の權現平に熊野神社があり、熊野神一時鎮坐を伝へ、三舞村拜み田にも同様の伝説がある。

わが野口村の熊野神社にも熊野神が塩屋に御着岸、一時熊野に鎮り坐したと伝へ、近世の渡御にも熊野谷を下って塩屋浦に近い釜屋橋の辺に至って、「筑紫船上がると聞けは紅つけて　おゝ紅つけて　齒黒めされて出てすきやを」の句を唱へること、及び神歌中「朝日さす夕日かゞやく熊野山　いつれも岳に雲やかゝらん」とあると(いつれも岳は蓋し出雲の岳の訛)は、吉田東伍博士の考説の如く、やはり出雲の熊野に縁あることを物語るものと見ねばならぬ。即ち本宮か新宮か何れかを勸請のとき一時鎮坐したもので、その縁から後に熊野權現を勸請したものと思はれる。勿論熊野十二社權現を祀り、本宮と新宮と同じ祭神を祀るが、それを熊野權現と称へずして、何故に熊野(イヤ)權現といふか(普通熊野權現を勸請した神社は何故にあってもクマノ權現と呼ぶ。新クマノ・今クマノなど)。然るに熊野權現だけ何故熊野と書いてわざとイヤと訓むか。地名も熊野と書いてイヤと訓むがそれは何故だらうか。音読する地名はほかにいくらもある(御坊・龍神・和佐・山野など)が、イヤはそれらとは類が違ふ。熊野を正しく音読すればユウヤである。

それを俗にイヤというが、それを單なる転訛とのみ片つけてしまうことは何うかと思ふ。それが転訛であるとしても、ユウヤ・イヤなど音読する理由がわからぬ。卑見を以てすればイヤは古い。つまり文字のない時代からイヤと称へられてゐたものと思ふ。イヤのイは出雲・伊豫・伊勢・伊弉諾などと同義で、齋・忌・淨の意を以て他語の接頭語となる。そしてそれは齋忌の意をもつユと同語である。次にヤは谷・山・屋根などの原語として高崇の意がある。播磨に伊夜丘という地名がある。わが日髙のイヤも清淨なる山岳というやうな意味で、やはり出雲系の聚落があり、文字のない時代からイヤとよばれてゐたものだろう。そこで後世この熊野神の旧蹟に熊野權現を勧請し、古来地名をユヤ又はイヤというてゐる所から、誰かの思ひ付で熊野權現を熊野（イヤ）權現と音読し、序に地名イヤにも熊野という漢字をあてたものと思はれる。畢境イヤと云ふ地名・イヤという聚落が古くからあったので、後世勧請するところの熊野權現をイヤと音読し、序に地名にも熊野という當字をしたと、かく解しなければどうもわけがわからぬ。一体今の地名をあらはす漢字は大抵當字であり、借字であるから、その當字によって地名を解釈しやうとすると、飛んでもない間違ひが起る。所でこゝで問題となってゐるイヤと云う地名は、出雲族と何らかの関係があるか。それがないとすれば、余りに詮議するにも及ばぬが、実は大いにあるのである。

出雲の熊野大神社の所在地意宇郡（今八束郡）熊野神社の川下、中海に臨み伯耆の夜美浜に近く、揖屋（イヤ）という地名があり、揖屋（イヤ）明神と云う神社もある（もとイフヤと呼んだ）。そして伊弉冉二尊が最後に絶縁した夜見の比良坂だと伝ふる坂もある。地型も紀州の熊野とよく似てゐる。そこで私は思ふ、出雲の熊野神社附近の人々が紀州へ移住し来って、日髙川に近い今の野口村熊野辺に聚落を形成し、故郷の名をそのまゝとってイヤと呼んだ。仝時にイヤ明神を祀った。その縁故から熊野神遷坐の時一時假宮となり、後世熊野權現を勧請してイヤ權現と称するに至ったものだらうと。

（昭和十年七月　「紀伊郷土」日髙号所載）

須佐乃入江に対する一考察

中西　啓二

須佐乃入江に対する從來の説は、略解に「須佐は神名帳紀伊国在田郡須佐神社とあり、ここならむ。」とありしより して、同入江を紀州の地名として支持するかぎり、これを有田郡保田村高田高田浦に配するのであるが、この高田浦説は略解の須佐神社を中心として見るからには、その近傍の地であり須佐神社所縁の地として一応は諒承されるの

である。しかしそれと同時に略解の「ここならむ」という言葉は、極めて漠然たる推量をあらはす言葉であり、考察の重点の置き方如何によっては、須佐乃入江なる視野は地型的には高田とは反対の方向に開かれることになる。少なくとも「ここならむ」の言葉のみを以てすれば、この可能性を内在するのである(略解の著者は恐らく土地に対する明確なる認識を欠いてゐたであらうから、したがって「ここならむ」は暗々裡に高田浦を指示したのかも知れないのであるが、)。ここに云う須佐神社とは延喜式神名帳に載するところであり、此の辺一帯の地(保田・箕島)は、貞観年間(八五九~九四九年)より天慶に至る間に荘名起り十荘となる以前は、和名抄に云う須佐郷に属する土地であるから、略解の「ここなむ」と云ふのも必ずしも高田浦と指示したものではなく、考へ方によっては広く須佐郷と云ふ意味に解される。従って須佐の入江は須佐郷の入江として見る方が妥當ではないかと思ふのである。然してその須佐郷の入江を現在の箕島町に見たいというのが、一考察として此の小論の目的である。

そこで先づ問題となるのは、從來須佐の入江として考へられて来た高田浦と、箕島町との地理的関係であるが、須佐神社を中心として見れば、高田浦はその南西五〇〇メートルの地点にあり、箕島町(入江推定域の東端、立神社の付近)は、その北西西一、五キロの地点にあたる。地型上より云へば大きく見て白馬支脈の南側にあるのが高田浦であり、北側に位置するのが箕島町(推定区域)である。略解に「ここならむ」を高田浦として考ふるは、この須佐神社を中心として見る距離の関係よりすれば妥當であり、又そう推定する因由となったものと思はれる。けれどもこれを実地について見るに、高田浦は万葉に云う須佐の入江なる入江と云う感とは殆んどその趣を異にするのである。今五万分一地圖について見れば、その輪郭がはっきりする。つまりその宮崎より来る海岸線の曲節を、大体これを一直線と見、その直線が南に折れてなす一一〇度の角が高田浦であって、入江と云う感は余り遠いのである。のみならずこの地型は中山脈(白馬山脈の支脈)の海に入り構成する所であって、わづかの砂浜と少数の人家を含む平地の外は、左右の岩石は白亜紀層よりなり、これが万葉時代に入江をなしてゐたとは、どうしても考へられないのである。よし當時に現在人家のある三ヘクター位の地が海底であったと假定するも、この浜より須佐神社の地点までには、中山脈中箕島町に属する連山と、田栖川・糸我・保田の三村を含む連山との咽頭の如き山裾を介在するのであるから、湾入はそれ以上絶対に東に寄る筈はないのである。して見れば昔の高田浦と現在のそれと殆んど変化を認めない地型にある。私は此の両三年來須佐神社の例祭には必ず此の地に来たり、その地型を想ふたものである。

ここに万葉時代の海岸線に対する名称であるが、それは大体次のやうに考られると思ふ。一は浜・津・潟、二に磯・崎、三に水門・入江と云ふようなのがそれで、勿論浜には浜辺、浦には・浦曲・浦辺、磯には荒磯・磯回・磯辺の如く呼ばれするが、これ等に対する解釈は我々が今日考へるのとさう違はないやうである。つまり浜・浦等に属する

ものは一つの湾入を豫想し、今日浜と呼ばれる部面をも含むやうであるが、浜・浦のけじめの如きも、しかく分明にたてられてゐると云う性質のものでなく(住江を浜ともいひ、浦曲ともいふ ― 巻七)、従って浦乃至浦曲そのものも「海人の小舟　船かも張れるかと見るまでに、鞆の浦曲に波立てる見ゆ」と云った性質を帯びるものである。磯・崎は岩石と波濤とを連想するのであって、「みさご住む荒磯」と云ふやうな言葉がその一面をあらはしてゐるであらう。次に水門・入江であるが、水門は川口であり・入江は川口に海水の湾入して来たような場所(勿論眞間の入江のやうな例はあるが)、つまり海水と眞水とが相半ばして、葦の根方をひたしてゐる感をもってゐるのであって、たとへば

―― 射水川清き川内に出で立ちて我が立ち見れば　東風甚しく吹けば水門には白波高み　妻呼ぶと州鳥は騒ぐ　―― 巻十七

葦刈ると海士の小舟は入江潜ぐ

といひ　日下江の入江にあさる葦鶴(タヅ)の　あなたづたづし伴なしにして　巻四

水門風寒く吹くらし奈呉の江に　妻呼びかはし鶴さはぐなり　巻十七

葛飾の眞間の入江にうち靡く　玉藻刈りけん手古奈し思ほゆ　巻九

この他『あしたづの騒ぐ入江の白菅の ―― 巻八』、『三島江の入江の葦を刈にこそ ―― 巻八』などといふのは、葦や鶴・玉藻に依り入江そのものゝ輪郭があらはされてゐるやうに思ふのである。ところで高田浦であるが、ここは現在高田の浜と呼ばれてゐる如く、浦又は浜の言葉が相當するのであって、万葉時代にも入江と呼ばれなかったらうことは、一はそれが前述の通りに過去の変遷を認め難き地型にあるのと、尚一は高田浜の南(田村にあらず)、今の栖原の浜は地圖の上ではより以上に湾入してゐるにかゝはらず、所謂『白神の磯の浦み』巻九であったを以てしても明かである。従ってここに高田浜に代るべき入江の所在地として、私は現在の箕島町を中心とする一帯の地を推すのである。

由来箕島町は北はミカブ層より成る長峰山脈の終端と、南は白亜紀層を中心とする白馬山脈支脈の間に介在する、全く地層を異にする両層の間に、八十キロを流す有田川の沖積作用により成った極めて変化の多い土地であって、西は字北湊(右岸)及び辰が浜(左岸)を以て、有田川口の両岸を扼し紀伊水道に連ってゐる。今ここで必要なのは同町内にて右岸では北湊・箕島・新堂、左岸では辰ヶ浜・小豆島・古江見・野村を含む南北一キロ・東西三、五キロ・面積三五〇ヘクタール余を含む地であるが、現在この地は古江見の東端に於ても、有田川の眞高は一、六メートルであり、両岸共に四メートル乃至五メートルの堤防外の耕地は、有田川の水準と相距ること遠くない低地である(箕島小学校仝堂脇井は有田川水準位より湧出す)。『有田郡誌』の著者佐々木定信氏は、有田川を中心とする箕島町附近の変遷を説いて、

（有田川）の下流複合して、水勢直に紀明神山の麓を衝き、南に折れて星尾山西に至りて須佐湾に注げり。當時（上代を指す）須佐湾は赤岩を北角とし、宮崎を南角とせる一大湾入にして、今の辰ヶ浜・小豆島・古江見・野・山地・北湊・箕島・新堂及保田村の平坦なる部分は、大概この湾内の海底にありしものゝ如し。

と云ひ、更に

須佐湾は八王子の鼻（保田村山田原）より新堂辺に三角洲を出し、海口やゝ西南に向ひ、千田・辻堂一帶の地が広き海浜となるに至りしは、平安朝以前のことなりしが如し。

と云って居られる。これによれば須佐湾の範囲が、現在の箕島町八ヶ字全部、及びその東隣保田村辻堂・千田（須佐神社のある地）等の箕島町の東南に続く地一帶、都合五〇〇ヘクタール餘を含地と推定するのである。これは一見宏きに過ぎる様であるが、地型に注意して見ると確かに首肯せられるのである。現に野村附近で掘抜井を掘るに、海底を思はせる礫土に必ず到達すると云ふ。勿論有田川は南より北した型蹟が明である以上、單にこれのみにては言明しかねるが、とに角土地そのものは極めて低いのである。更に又過去二三百年間の歴史的変遷より見るも、箕島町内に於て現在耕地となってゐる小豆嶋前方辰ヶ浜につゞく一帶の地、つまり田津浦とよばれた地（田津浦は鶴浦で、現在の辰ヶ浜の前身と考へる）は、正保年中（一六四五頃）紀州藩の事業として埋立を行はれたのであって、和歌山の安田某による新田開拓以前（一六二〇年頃）に湾入であった事は明であり、右岸北湊の如きも「續風土記」に云ふ「この辺古皆海中」の地であったのを、元和中山本氏土着以後年々後退する海水を追ふて砂土の海浜を耕地と変じ今の外浜をなしたのである。現今もこの浜は前の刈藻島と殆んど連絡してゐる、等可なり著しい地形的変動が認められるのである。これらの変動には多少の人工はあるとしても、その背後により大なる沖積隆起の力が認められるのである。一般に紀州の海岸線が隆起的傾向を帶びてゐることは世人の熟知する処であるが、箕島町は有田川口に位置してゐるが爲に、土砂の沖積作用が他よりも著しくより多く隆起的傾向を帶びてゐるものと考へられる。現在にして尚満潮時には阿諦橋より更に上潮し、古江見の東端立神社附近にまで及び（川口より三キロ）、堤外に水準位の土地を持つこと等は、古の混入の程度を暗示するものである。

次に地名についてゞあるが、左海岸に近きより辰ヶ浜といひ・小豆島といひ・古江見・山地（野に対して）・野村と云ひ、右岸北湊・箕島・新堂と云ふ。右のうち辰ヶ浜は鶴と関係あり、小豆島及び箕島は洲と関係を持ち、古江見の見は浦みのみとも考へられ、いづれも古への入江的環境の句を多分に帶びてゐるやうに考へられる。要するに現在の箕島町を持って古の入江とすることは、その地理的条件を現状より押して考へても、甚だしき無理を介在しない様に思ふのである。なほ須佐の入江といふ須佐なる言葉を関する点、及びその須佐の入江の範囲についてであるが、この

名目は和名抄に云ふところの須佐郷(續風土記は糸我・宮原・保田・宮崎に記してゐるが、糸我・宮原は一に英多郷との考證も立ち得るから、保田・宮崎・(箕島)と見るが至當なるべし)を中心とした広い入江と云う意味に解し、それを固有名詞として類推したいのである。入江の推定範囲は郡誌の須佐湾に包含されるのであるが、地形的一区劃としてその最低限度を立神社以西約三百ヘクタールと見、保田村辻堂・千田には及ばぬまでも、東南の地・山地・野村の一部をこれに付随して考へたい(つまり箕島町八ヶ字に及ぶのである)と思ふのである。

最後に万葉時代に紀温泉に至る本郡通過の交通路であるが、それは藤白を越ゑて加茂谷を過ぎ、一は蕪坂越・他は小原越にて有田郡に入る道にて、前者は「足代すぎて」巻七の歌により、糸我より湯浅・岩崎に至ることを證し、後者は大宝元年(七〇一年)冬十月の「白上之磯」巻九により小原峠を経て、現在の野井峠より田村栖原に至ることを推定されるのである。これについては「紀伊名勝圖繪」は

按ずるに古、牟婁温泉御幸道は今の糸我山の間道より西にて今栖原へ越える道なるべし。さて此の浦より船にて由良へ渡り給へるならん。

と云ってゐるが、糸我山より西と云へば、この野井越より外はないのである。つまりこうして蕪坂より糸我越と、小原より野井越との両説が立ち得るのであるが、そのうち後説がここにいう須佐乃入江と関係するのである。

今小原を下り野井峠に至る直線コースを假定して約四キロ、このコースより推定範囲による須佐の入江の東点に至る距離は大体一キロ余(保田村辻堂より)であるが、この野井峠を越して行くには佐山の山角を西に廻る必要もあり、止を得ざる事情に左右せられざる限り、これより東によることは想像し得ないから、從って道は入江より一キロ内外東の地点を過ぎることになる。郡誌の千田・辻堂一帯の地が宏き海浜となりしを、平安朝以前と見る説に從へば、この道はより近く須佐の入江のほとりに沿ふて行くことになるのである。ここでひるがへって万葉の歌につき一應考へて見る必要がある。

あじのすむ須佐の入江の荒磯松　我を待つ子等はたゞ一人のみ　　巻十一

この「須佐の入江」と云ふ言葉は、この地に於てのみ第一句の「あじ」と調和を持つやうに思ふ。ところが入江と云うと言葉をあながち協調しようとすれば、第三句の荒磯松が問題になる。ここに、此の歌は一つの矛盾感を内在することになる。つまり二句と三句とはどうしてもそぐはぬ感を持つのである。けれども皆入江は紀伊水道の波を眞西に受けるのであるから、現在の外浜・辰ヶ浜と変る所はなからうと考へられ、それに又一面より見れば此の歌のもつ矛盾感が却って須佐乃入江、即ち箕島町なる地理的環境に相當してゐるやうに思はれるのである。荒磯松を中心として見れば、一應は高田の浜が相當するやうであるが、それは地理的環境より「入江」とは抵觸し、かつ第三句が交通路

より見て都合悪くなるのである。此の歌は旅行く人の歌として見るのが至當であるが、前述の交通路を旅行くと見れば、この道は高田の浜に至る谷間、即ち須佐神社のある谷の東を通過し野井峠に至ることになる。

然るに高田浦に至る谷は須佐神社ありてのみの存在であるのみならず、この山狹のつまりが白馬支脈中箕島に属する連山と保田・田栖川・糸我を含む連山との山裾によって一度劃られてゐるのであるから、高田浦はその片影をも認め難いのである(土地によく慣れた者でも尚海の存在には気づき難いのである)。それ故荒磯松は此の浜に相當するにしても、それを荒磯松として認める事が出来ないのである。だから陸路を行く旅の作とすれば特殊なる事情なき限り、高田浦即ち須佐の入江と見ることは妥當を缺くやうに思ふ(ここを南に渡る要津とすることは、地理的環境がこれを許さないのである)。では舟行者の詠かとするに(假に大崎あたりより宮崎をまわり、海岸線に沿ふ船路ありと見て、但しこの假定は同時に箕島町説に於ても云ひ得るのである)。それで海上より見て高田浦がはたして入江になってゐるや否やが問題になってゐるのであるが、それは又地理的環境に戻るのである。

で結局私はこう考へる。この歌に対して紀州説を支持する限り、箕島町附近を「須佐乃入江」と見るべきである。作者は(舟行者と見ることも出来るが)陸路北から南に行くと見、海草・有田に亘る山脈を越ゑて可なりの時間高きより隠見して来た紀の海が、小原を下るとともにしばらく明神山に依りさへぎられ、やがて再び入江として忽然前に展開する。この一つの換転がモノトナスな旅情に一つのショックを與へる。そして久しく逢ばざりしものに計らずも逢う心持が直に荒磯松につながる。この荒磯松は多と見ることも出来るが、一と見る方が味が深いであらう。此の一本の荒磯松により「我を待つ児」を連想して旅をわびしむ心が、この歌の組織について所謂詩経の興比と同様であり、作者も恐らくこうした素養に歌はれたものであらう。かく考ふれば「我を待つ児等はたゞ一人のみ」と云う作者の感懐も、旅行く心境の一転換面として、地理的にここにあてはまるやうに思ふのである。「須佐の入江」は略解以来百餘年の間、未だ定着しがてにする部面を持てゐるのであるから、(巻十四)との関係についてはいつかの機会を待つとして、ここに一考察として箕島町説を提出し、御批判を仰ぎたいと思ってゐる。

昭和八年七月　「紀伊郷土」　第五号所収

(筆者　中西　啓二氏は日本大学高師部国漢課出　箕島校勤務　有田郡生石村糸野)

明恵上人の「夢之記」

浜田　康三郎

明惠上人の伝記を読みはじめた時分、私はその中にあまりに多く上人の夢を記してあるのに、半分はうんだりし乍ら、他人に之だけ委しくわかるはずはないのであるからと考へて、事のついでに上人には夢の日記みたいなものがあったのではなからうかと書いてみた。するとそれに直ぐ応じて高山寺（京都市栂尾（とがのお））土宣覺了先生は、「上人には御推察の通り実際『夢の記』があったのです。山には現在も幾冊も残ってゐますから、そのうち一度御目にかけませう。」と云って下さった。そしてそれから間もない或日曜日に私を態々栂尾のお寺に案内して、宝藏の中から上人の『夢の記』や、その他の自筆本杯を運び出し、その詳しい説明をして下さった。私はそれらのものを好奇心に充ちた目で通覧し乍ら、よいかげんな憶測が偶然に事実に合ったのを、多少のくすぐったさを以て耶かほこらしいやうに感じたが、まだ上人に関する智識を余り持ってゐなかったので、それ程に深い感銘を受けるまでには至らなかった。

しかしそのうちに伝記も段々奥の方へ読み進み、それに第一に土宜先生の倦むことなく幾度でもくりかへして下さる懇切な示教によって最も多く啓発せられ、その間に各方面の名士や先輩達の文章を読んだり・お話を伺ったりして、私はやうやう上人の夢に対する常人の想像を絶した特異な憧憬の一端を、朧気に推測し得られる気がするやうになって来た。そして昔から上人の遺徳を敬慕する識者の殆んど誰もが、上人の所謂『夢の記』を随喜し、渇仰しておかない事を少しも不思議に感じないやうになった。事実上人は――『栂尾の聖者』であるのは、何時の折にも云うまでもなく――時には茶祖と仰がれ、『月の歌人』とよばれると同じやうに、又世に『夢の上人』とも親み称せられてゐるのである。

○

上人は九歳の秋、文覺上人や文覺上人をたよって紀州の親類を離れて高雄に向かう途中、何とはなしに故郷の名残おしい心地がされて、馬の上で一人しく〳〵泣きつゞけてゐたが、鳴瀧川を渡る間に川中に立留らうとしかけた。その乗馬が、手綱をひかれてそのまゝ歩き乍らに水を飲んだのを見て、急に心を取直して出家の志を起し高雄の山に入った。その夜の夢に自分の死んだ乳母の屍体が段々に切れ散かってゐて、その痛しさの夥しさの見るにも堪へられない位である様子を夢見て眼がさめた後、かの乳母の生前の行の罪深きものであったのを思合せ、悲さ限りなく、この上は疾く（？）よく僧になって、人々の後世を救はねばならないと云う決心を一層強くしたのであると云う。上人の夢はこうして最初から上人にとって重大な意味を有したのであった。路傍に横ってゐる子犬でさへも、亡き父母の生れ変りであるかも知れないと考へて、またぎ起すことさへ得せず、両手を合して礼拝したという程に、幼少の頃から突きつめた心の持主であった上人が、夜毎のやうに見る種々様々の夢を、その種類によって・或は諸神佛の靈告であると随

喜し、或は行法の感応であるとして讃嘆し、或は自己の心從の紀念であるとて反省の資料となして、終生かわることのなかったのは、―― その當時の一般の信仰を参酌して、むしろ當然であったと称して差支へないであらう。

○

高山寺所藏の上人自筆本の中に『夢経抄』一巻がある。『迦葉起佛涅槃経』・『阿難七夢経』・『舍衛国王夢見十事経』等、夢に関する諸種の経文を抜萃したものである。美濃紙(?)七枚の小冊子であるが、夢に対する上人の信仰の根本を形成するものゝ一として、見のがすことの出来ないものである。この抄本は何時頃のものであるか確かなことは不明であるが、表紙の裏やその他に「建久六年(一一九五年)(二十三才)三月十四日」や「建久九年十月一日」等の文字の書きつけられてあるところから推して、その青年時代の編輯であらうと考へられる。表紙に題名をはさんで片假名ばかりで、

カクシツツ　イマハトナラン　トキニコソ　クヤシキコトノ　カヒモナカラメ

コゝロアラバ　ノトカニニホヘサクラバナ　ノチノハルヲ　ハイツカミルヘキ

ナカキヨノハシ　メヲハリモシラヌマニ　イクソノコトヲユメトミツラム

と三首の和歌を書きつけてある。第一首は遺弟高信の編した上人の和歌集に「建久七年神護寺にして或書表紙記云々」と前書きして収められてあるもの。第三首は如何にも『夢の上人』の作らしいものであると云ふべきであらう。

○

又同時所藏の『眞聞集』(上人の法弟隆辨が、上人の生前に親しく教へられたり、その自筆の折紙で見たことなどを筆記し)をいた備忘録(全七册)巻二に編者は

『一夢想感得の事』と題して

若し感成就を知ろうと思へば、夢にその示現を求めよ。その正夢の法は所持の本尊の眞言を誦し、右掌を印し此の右掌を以て右に廻して面を摩で、右脇に伏し右手を枕となし左手を股の上に置き、身を端直にして睡るのである。此の夢の中に於てその所求の事を示すこと、蘇婆呼経及び毘奈耶経等の説の通りである。もし善夢を得れば覺めた後に又睡ってはならない。云々

と云う意味の事を記し、その次に註のやうにして

自分は生年十八歳の時から和尚(上人)に随逐すること、二十五歳になるまで前後八ヶ年であった。而して常に座し乍ら熟睡して居られるのを拝見するのに、その印相は瑜祇経中の成就一切明印かと思はれるものであった。これを右脇に當てゝ眼を塞いで居られた。こんな風にしてゐて、それでよく未然の事を知り、又他人の心中の善悪や、同法のうちの禁戒の違反などをよく云い當てられた、云々。

と云ふやうなことを書添ゑてある。上人の夢の大部分が、上人にとっては決して單純な根無事ではなかったことを知るべきである。

○

上人が上人いうところの「正夢」をどんなに深く信じてゐたかは、屢々上人の著述の中に書き入られてある事柄などによってよく推察せられる。上人は昔の大徳の夢ばかりでなく、上人自身や・さてはその親戚や・信者などのものまでも、その著作の中に頻りに記載してゐるのである。手近い一例を擧ぐるなれば、上人の初期の力作の一である『華嚴唯心義』の巻尾にも、上人は建仁元年(一二〇一年)(二十九歳)二月二十三日の夜、その叔父湯浅宗光の見た夢を委しく述べて

ここに知りぬ、此檀越(宗光)の夢想は、これ愚僧この頌釈を作るに、恐らくはその義はるかに高祖の本意に叶ひ、其の理又如来の知見に通ぜんものか　云々

と確信を以て註釈してゐるのである。但しそうは云ふものの、上人と雖も決して夢を以て理屈以上の絶対的なものとはなしてゐたのではなかったので、それであればこそ建暦二年(一二一二年)(四十才)『摧邪論』を撰して、法然上人の『選擇集』を批評した際にも、種々の靈夢靈想があったが爲に、一時はそれ等を全部書奥に載せようかとも考へたが、「此うした議論はたゞ正理を以て之を檢べ定めるべきである。その驗はこれを載せるに暇がない」と思ひなほして、遂に中止したと云ってゐるのである。上人の夢は種々なものに書付けられてあり、所持の聖教(大宝廣博楼経)や上人自筆の編輯(大法炬陀羅尼経要文集)等の巻尾などに数多く――その大部分はそれらの本文に関係あるものである。上人の伝記類に引用されてある夢は主として上人自身の口授せるものや、こうした種類ものゝ中から撰ばれたのではなからうかと考へられる。但しこれは私一人の想像である。――記されてある。しかし昔から世間に有名な上人の「夢日記」は、上人のいふところの『夢の記』(もと題名なし。故に或は『御夢記』とも云ひ、又單に『夢記』などとも云ふ)のである。

これらの『夢の記』は上人の遺品目録である。『上人御秘藏目録』の中に「御夢記　自建久二年至寛喜二年(一二三〇年)都合四十ヶ年、御夢・御日記・御筆」と記されてある通りに、上人の十九歳から五十八歳に至るまでの間の夢日記であって、十数巻十数帖数十紙(それが全部であるかどうかは不明)あり、上人生前の秘本であったが、最後所労の時その法弟定眞に附囑せられ、定眞から仁眞に伝へられ、爾来長く光山寺(東房方便智院)に襲(?収)藏せられたのであった。七百年に余る歳月の間に、然し乍ら之等の『夢の記』の大部分はいつしか散逸して、今日高山寺に残ってゐるのは僅々数巻数冊に過ぎなくなってゐる。世上に明惠上人の筆蹟としてひろがってゐるものは、主として之等の『夢の記』の断片であるが、その内容がユニークである爲に、古来『明惠上人夢の記切』として甚だ珍重せられ、特に上人が『茶祖』

の一人である関係から、茶人の間に最も多く愛好されてゐる。

○

高山寺に現存してゐるものについて云へば、上人の『夢の記』は用紙が一定してゐない。大型の見事な奉書紙？もあれば、中型の美濃紙（？）もあり、又小型の切紙を横綴にしたものもある。そして時には紙の両面を使用したものもある。体裁も最初から巻子造紙等区々であったことは、前記『御秘蔵目録』にも明記されてゐる所であるが、現在の立派な軸仕立や、古代裂を表紙に用ひた製本等は、いづれも後世の修補によるものであって、化政年代の寺主慧友僧護――閼迦井坊十無蓋院同寺所藏の古経・古文書類を大に整理した功労者――の名を記したものもある。美濃紙（？）のものは多分、いづれも古くからそのまゝのものらしく、こより綴の粗末な造紙である。保存も十分でなかった爲か虫食のケ所もかなり多いものもある。

上人はその法弟達にいつもよく「聖経を草書で書くことは大なる撓事である。佛在世なれば経文を草書で書いてはならないと云ふ戒をも一つ加へられたであらう。」などと云ってゐただけあって、経文の筆寫にはいつも僅巖な楷書を用ひてゐたが、『夢の記』は上人自身の備忘録に外ならなかったからか達者な走り書が多く、文字の大小も甚だ不揃であり、所々に余白を遺し墨の色も濃淡様々である。又ササ（菩薩）や玉王（瓔珞）など、一般僧家に使用せられる畧字を多く交へてゐる。従って通読するに可なり困難である。文体は極めて自由であって、大部分は鎌倉朝初期特有の吾妻鏡式漢文であるが、片假名・稀に平假名をも加へて、和文に書下したケ所も少なくない。假名使ひは高信の偏した和歌集と同じやうに余り正確ではない。上人は又この『夢之記』の中に稀に画を挿んでゐる。いづれも簡単な粗画であるが、素人らしい筆致のうちに雅致を有し甚だ軽妙である。上人の画をよくせることは、水原堯栄先生が夙に顯彰してゐられる通りである。所謂「栂尾派」藝術の中心地である高山寺の寺主であった上人として、それは或は當然であったと称すべきであらう。以上及びその他何彼の点から推して考へて、これ等の『夢之記』は上人が夜半又は早朝に夢から目ざめた直後、あらかじめ枕頭に用意してをいた筆を取って、廃亡に備へんが爲に手造りの造紙の上に書き流したものがかなり多く交ってゐるのであらうと想像せられる。

○

上人の『夢之記』は、さきに『大日本史料』（第五編の七）にも高山寺のものをはじめとし、松浦厚伯・保阪潤次氏所藏のものを収録せられたが、過般奥田正造先生は高山寺所藏の分だけを、嚴密に校訂して一冊の書籍に纏め、同先生御編纂の『明恵上人要集』の中に加へられた（東京森江書店発売）。『夢の上人』の『夢之記』の内容の詳しい事は、之等の書物その物に譲って置いて、ここに参考の爲にそれらのうちのほんの二三ヶ所を引用することにとゞめよう。

○

『夢乃記』とは云ふものゝ、その中に所々事実を書加へてあるのは云ふまでもない。

建永元年（一二〇六年）（三十四才）十一月自院賜神護寺内檗尾別所名曰十無盡院

同廿七日移住彼所但同廿日ヨリ依法性院禪定殿下之仰於彼御殿中一七ケ日

令勤修宝楼閣共　同廿六日結願　云々

同廿七日登山　住此院　自同十二月一日行法始之　付都部陀□（？）尼目取日云々

等の如きは上人の伝記中でも最も重大な事件の一であるので、読む者の心に深い印象を與へずには置かない。

夢の中には

一、同（承久二年（一二二〇年）四十八才）十月十七日夜夢云

生身尺迦一丈六尺許ノ身ニ見参云々　上師又在房之傍云々

と云う様なものを始め、広く佛法に関するものゝ絶対多数であり、十中の七人をしめてゐるのは云うまでもない。

――　但しそのうちに伝記類に収録せられてあるものは殆んどなし　――　がその合間に又

一、同（建永元年六月三十四才）十五日夜夢　乳一鉢ヲ持有白犬一匹欲食之即覺了

一、又銭二百儲之　一百與薩摩公佛師　一百我持之乎　所持塗滅金銀球等十丸許貫具之

など云うやうなものの交ってゐるところに、上人の人柄が赤裸々にあらはれてゐて、一入にうれしい心地がせられる。

上人の夢に現れて来る多くの土地や人間様の名前が、上人の伝記を研究するものに多くの暗示を與へてゐることは、特別に喋々するまでもないであらう。一例を擧げるなれば『夢之記』を通して見た上人と、その伯父上覺上人との間の交情の如きは、まさしく親子以上のものであったと称して差支へはないのである。以下その数節は我等紀州人にとって興味の最も深く感じられる部分の二三である。

建永元年（三十四才）五月廿日ヨリ爲在田郡立直祈禱初　行法二時修宝楼閣法（□□見本書云々）并二時佛眼念誦大仏頂等始之於神護寺。』

一、同六月一日夜夢云

在田群（郡）故鎌倉大將殿　被居免將出去云々　宮原尼御前等將出去云々　又自兵衛尉之許得一通消息彼中開見之　以銅造之宝具也　即是花嚴宗目録也　傍有湯淺尼公云　本ハエテムト心思此兵衛尉有花嚴経寫書大願　是尋得寫本也　於数人中見之云々

一、同六日夜夢云　石崎入道家前有海　々中有大魚　人云是鰐也　一角生タリ　其長一丈許也　頭ヲ貫繋

之　心思此魚可死近云々

この年五月五日上人は紀州の親族藤原光重(施無畏寺施入状にも此の名見ゆ)夫妻の疫病に罹ってゐるのを訪ふて、試に即温法(却温法)に依って加持して之を治し、同十一日午時宮原(宗貞であらう)家に於て此法を抄してゐるのである。同法の末尾に『干時温病天下流行以此法治之効験揚焉云々』と、上人自身が特に書加へてゐることや、その他を考へ合せると、『在田郡立直祈禱云々』の意味が極めて明瞭になるやうである。宮原尼は宮原家の婦人、兵衛尉は生石村糸野の叔父、宗光(亡伯父崎山貞良も兵衛尉と称したが)石崎入道は湯浅の伯父、宗景・湯浅尼は同家の老婦人であるに相違ない。兵衛尉宗光は糸野の庵室で華厳の章・蔬等数部その他を筆寫して上人に奉ったことがあった。また別のところに

一、夢　謁母堂尼形也　常円房在其前云々

と云うのもある。前記『眞問集』巻末に記すところによると、常円坊というのは『先師(上人のこと)御姉妹』の出家後の御法名であったのである。

○

なほ序ながら縣下有田郡上山勘太郎氏所藏の一軸に、上人の筆で

高尾草庵にこもりゐるに、ある人のこころさしとて花立をくりたるに、假事喩理のこころをみゐゐてて、高辨

こころにおもふ夢曰く

咲くはなもすかたもおなしことはりに　おり入れてみよ人のこころを

と記し、その次に花立に薄(すすき)やうの草花を挿した草画を描いたものがある。これもまた「夢の記」の一に加へるべきであらうか。

(この十月二十日には有田郡内崎山に明惠上人の紀州遺蹟卒塔婆が再建せられ、十一月には奥田正造先生の『明惠上人要集』が完成し、更にまた近く中西正雄先生の『明惠上人』が公にせらる由を拝承し、よろこびの微意をあらはすために早卒に此の小篇を草した昭和八・十二。)

(完)

昭和九年一月　『紀伊郷土』　第九号所載

山本氏家老桂　紀之助の最後

田上　劒村

西牟婁郡市之瀬村龍松山城趾に登る西坂の中腹に一宇の小祠がある。里人これを桂明神ととなへ、昔から其の靈驗いやこちなりと伝へられてゐる。其の小祠こそ天正の昔（一五八五年頃）、山本氏が豊太閤の大軍をこの孤城に迎へて一泡喰はせた上、栗柞川の山地へ誘ひこみ散々にもて訶んだ、當の奇略縱横の謀士桂紀之助の靈の千古に眠ってゐる墳墓である。

時は天正十三年（一五八五年）弥生未っ方、秀吉は豫て宿意ある紀州の諸豪を一掃せんと、甥大和大納言秀長を大將として十万の大軍を派し、一擧紀北の野を席捲し・紀之川筋太田城を水攻めにし・根来の伽藍を焼討にし・日前国懸大社を打こはし・更に南下して水陸並び攻めて、日高郡丸山城湯川民部少輔直春の防備未だ成らざるを襲ふて、之を口熊野近露郷に奔らせ、四隣の神社佛閣手あたり次第に焼払ひ、進んで田辺神子浜に陣し・直に秋津川中岸城の目良淡路守を屠り、軍を分ちて一隊は仙石權兵衛・尾藤久右衞門・藤堂與右衞門等を將として、其の勢壱阡五百を近露なる湯川直春・横矢六郎・眞砂庄司の聯合軍に當らしめ、一隊は杣若越後守・青木勘兵衛を將としてその勢壱阡五百を我龍松山一之瀬城の山本主繕頭康忠に向はしめ、相呼応して攻落さんの気勢を示した。四月二十五日夜杣若越後は軍を進めて朝来村大内谷に陣し、岩田川を遡り日夜斥候を於って一之瀬城の様子を窺うてゐた。一方山本家に於ても、豫而要害を堅めてゐた桂紀之助（一名特牛（コッテ）之助）を軍師として其の献作を用ひ、敵軍今やおそしと手藥練引いて待ち受けてゐた。一日敵の候騎・候卆一名例の如く窺よるを、岩田王子の谷に要して、我軍の勇士広畑福右衞門之を斬伏せ、尋いでその翌日又一名の候騎を三柞市之烝矢庭に馬より引降し斬伏せ、首級を大内谷の敵陣へ送り届けたので、敵將杣若越後守烈火の如く怒り、かくなる上は一の瀬状（？城）を一気に屠り落さんと、四月二十八日軍を岩田村三宝寺河原に進めて陣を布いた。我軍又畠山・大芝に軍を進め、岩田川を狹んで退陣した。黎明矢合せを合圖に鉄鉋・矢戰は花々しく展開した。然るに数日来の降雨に濁水堤に漲り、不案内の敵兵共勢に恐れて渡らうとする者なく、只川を狹んで日を八ツ下りまで対峙の形で時を移したので、我軍の勇士共かくては果てじと、熊代佐近、田上右京を先登に、一騎當千の熊野武士、我劣らじと一時にどっと押し渡り敵陣さして乱入し、あたるを幸ひ薙ぎ立て切り立て、またゝく寄手の勇士井尻三太夫・服部市兵衛・桐野孫作外数十人を暫り伏せ、此処を先途と奮戦の折柄、豫而伏せて置きたる田熊・上岩田の山中の物蔭より足軽・百姓の鉄砲組一時に筒先揃へて乱撃をはじめたので、寄手は三方に敵を迎へ全軍総くずれのまゝ、百余の死傷を残して命からがら大内谷の陣屋へと退いた。我軍に於ては田上五郎太夫・眞砂次郎七郎の両勇、余り深入りして包囲され討死を遂げた外、足軽数名の損害のみで凱歌を奏し、たそがれ時城内へ引き揚げた。それより中一日置き、晦日未明より敵の大軍城麓数町に亘り包囲して、鬨声諸共一気に攻め上らんとした時に、桂紀之助の奇計を以て、一夜のうちに城山一帶に竹皮を敷きつめ、攀じ上らんとする寄手の足場を奪い、要所要所に積んだ材木・岩石

を乱投し、剰へ矢玉を一気に欲せかけたので、又候敵の損害夥しく全軍総くずれとなって後陣に引揚げた。此の時我軍は豫而期した通り、自ら城山に火を放ち裏山伝ひに栗柞川の奥地へ逃れ去った。欺かるゝとも知らぬ敵兵の追ひ来るを、小野村・澤村の難所へ誘ひこみ散々の目に逢せたので、流石の敵將もこは叶はじと軍をひいて田辺へ退いた。

これより先五月一日湯川・横矢・眞砂の聯合軍は、仙石權兵衛等の千五百の大勢を潮見峠の險に誘ひ、一戦の許に大損害を與へたので、都軍は命かながら田辺へ退却して居った。何分山本・湯川の兵は山地に慣れ、且つ天險を利用するので、精鋭を誇る都軍も手の下しやうなく、四月末より七月末まで戦ふて多大の損害を蒙り、最早熊野武士に敵対するの不利を悟り、和議を申し出づるに至った。我軍も戦ひ余り長びいたので民・百姓の難澁を察し、これを好機会に和議を容れ、追而都より両家へ所領安堵の沙汰あることを約し、寄手は田辺を発し七月下旬都へ引き揚げた。

そこで主繕守は其儘下川村に籠居し、直春は田辺奥三箇(?)に籠居して都よりの沙汰を待つ事になった。其の年は秋も過ぎ冬も呉れたるに何の沙汰もなく、あけて天正十四年弥生の半頃、藤堂與右衛門高虎は大和大納言の使として山本・湯川の籠居を訪ひ「両家共所領安堵相違なし、いそぎ郡山へ出頭せよ。」。而して湯川家には咎なきも、山本家の家老桂紀之助には切腹申付くること。其の由は「紀之助一人の爲め多くの人命を損いたるためなり　云々」。そこで山本主繕頭は紀之助を召してその趣を申し聞かせたところ、紀之助は快くこれを承り、「湯川・山本両家幾百の家中の内獨りこの紀之助をえらばれしは、弓矢執る身の面目何ものか之に加へん。且つ紀之助だに割腹せば主家の所領安堵の由、本懐至極の事なり。草葉の陰にても主家の安泰を祈らんものを。」と云って、直に自刃して相果てた。

其の辞世に

山本の月の光やます鏡　かつら男はあるもなくとも

註曰「自分の生死に係らず、主家山本家の家運は明鏡の如くに將来益々輝くことならん。」

主繕頭初め家中一同紀之助の悲壯の最後に涙をたゝゑ、やがて懇ろに一の瀬の山腹に之を葬ったのがこの桂明神である。

（昭和八年　「紀伊郷土」　第五所収）

幕末時に於ける和歌山の町家

石森　鷺森

旧藩時代の地圖類をひろげて見るに、諸藩士の邸宅は身分の可なり低い人人のものに至るまで、一々名前を書き添

ゐて明細に記入されてあるが、藩士以外の分は何時の折にも全然無視せられてあり、また「紀伊國名所圖繪」以下若干の書物に、たまさかに書きのこされてあるところのものも、ほんの一端に(で)あるに過ぎない爲に、往時に於けるわが和歌山の町家の様子は、これを今日から想像するに甚だ困難である。その頃の人々の考へ方からすれば、或はそれが當然であったのであらうが、まことに口惜しい心地がせられる。以下は私がかねて旧藩時代に於ける和歌山の町家についてあちこちの古老に質して作って居いた備忘録からの抜書である。紙数に制限があるので細々しい事柄の大半を省略せざるを得なかったのは遺憾であるが、何彼の点で諸氏・諸君の御参考になる所があれば望外の事である。なるべく古老連自身親しく見聞したところを話して貰うよう頼んだ為に、大体安政前後(一八五五年頃)から明治初年(一八六八年)へかけて、云ひかへれば今から約百年の昔から五六十年前へかけての間のことが主になってゐるから、その辺御含み置きを乞ふ。聞き漏し・聞き誤り等の点は精々御教示を願ひたい。

本町

南は京橋札の辻を起点にし北は本町御門に至る南北九町の本町は、即ち和歌山の大通りであって、いうまでもなく市内で最も繁華な幹路であり、大小の高家が軒を並べてゐたことは現在と全く同様であった。

記述の便宜上一町目から北へ順々に各町内の主だった家々の名前を列擧することにしやう。

一丁目・二丁目　京橋北詰の東側、今の巡査派出所のところに御目付番所があった。番所の脇に札場(制札を掲げて、あらゆるお觸れを一般に告知した)があり、後に黒板張りの火の見櫓があった。火の見櫓は高さ六間・面積九坪あり、維後も久しく利用されてゐたが、明治四十年(一九〇七年)十二月に焼失した。番所には小普請役二人・同心約五人が交替でつとめ、京橋警護の任に當ってゐた。今の千鳥湯のところにあった同番所取締役の宅は、明治の初年(一八六八年)に長屋喜弥太が三十七両で買い取って住宅となし、同二・三年頃の改革騒ぎの最中に反対派の壮士達の爲めに日夜つけねらはれたところである(當時長屋派の壮士達は之に対抗して、火の見櫓の中に隠れて長屋の身辺を警戒してゐたという)。番所の北は広小路(今の空地)であって、その後方に幅二間・高さ一間半程で、上に高さ約一間程の松を二十本ばかり植へつけた下馬の土手が曲尺形に築かれてあった。土地の後の細い露地は形がよく似てゐるので、鷺の森御坊のそれと同じやうに曲尺町(さしがねちょう)と呼ばれてゐた。広小路には晴天の日には歯抜の居合い抜きが一組か二組、向上おかしく喋り立てゝ通行人の足を引きとめてゐた。

一丁目には東側には岡徳(麺類商、今の宮幸小間物店のところにあり、下馬の土手の蔭になってゐたので、店内いつの折も薄暗くうっとほしかった)・山形屋次郎右衛門(呉服商)・町会所・山形屋太郎兵衛(呉服商)・駒屋(油商)等。西側には大黒屋(質商)今のガス会社の所・平松吉次郎(手形屋)・野上屋十兵衛(大阪の飛脚屋)等の家があった。旧藩時代

には本町は一丁目から五丁目までの間と、駿河町・福町・卜半町及び寄合町の、所謂四丁・町とには飲食店の開業は許されなかったのであるが、岡徳だけは藩老水野家と特別な関係があり、同家の士分に準じられてゐたので例外にされてゐたのである。なほこの町には毎晩京橋の上からずっと北へかけて約一町の間、夏向には五六十間(軒)・冬向にも二三十間(軒)ばかりの露店が立ち並んで人出が賑しかった。

二丁目には東側には伊豆吉(金物商)・俵屋(唐物・呉服物類の御用商で、店の隣りに客通しの乳門を建ててゐた)・山彦(古手商)等、西側にする平(呉服商)・銀札方・大福屋(餅商)等があった。この町には古手商人が多かった。

三丁目・四丁目　本町も三丁目四丁目辺は一丁目二丁目辺と比較して、大体に於て格が一二段落ちてゐたようであった。

三丁目には山形屋(古手商)紺屋茂兵衛・島佐(手形屋)・橋結喜兵衛(呉服商)・富士屋(旅人宿)等があった。富士屋は其の後明治の初年頃からめきく売り出して、やがて市内第一等の旅館となり、大阪辺へ持出しても決してひけは取らないであらうと迄云はれた。有田郡栖原の詩人菊池海荘や大阪の画家村田香谷等は、和歌山へ出て来る度に此の家で久しい間滞在した。

四丁目には與力原某(六十石取ってゐた)・直川屋(合羽商)・白玉香(袋物商)・岡長(旅人宿)・平岡屋(金貸業)乳門を有してゐた、等があった。和歌山に於ける心孝の講記所として最も有名であった脩敬舎もこの町東側にあった。同舎は寛政年間(一七九五年頃)に開設せられてより以来、大正の中ごろまで(一九二〇年頃)途中に一度中絶したこともあったが、引続いて久しく月次講話を行ひ、数種の書籍をも出版して庶民教育に多大な貢献なした。明治の初年頃に芳山石雨と云う書家の住んでゐたのは、此の町の表通りを少し東脇へ入った横町であった。彼はもと高野の僧で、山陽風の書をよくしたが奇行に富み、揮毫料は明細に規定してその一覧表を玄関へ張出したりしたので評判が高かった。半折の額面一枚弐拾五銭也と云う相場であった。醫孝博士芳山龍氏の先生代に當る人である。

五丁目　御前商人の茶屋小四郎・手習師匠の橘井三右衛門(百二三十人の寺子を預ってゐた)・酒造業の新屋(アタラシヤ)江川八郎左衛門・絵双紙商の山口屋善治郎を初めとして、糸新(糸商)・すごもりや富上忠兵衛等の家々の立並んでゐた。此の町については記すべきことが甚だ多い。茶屋に関しては『南紀徳川史』以下に詳しく記されてあるから、くだくだしく繰返すことを避けるが、とに角同家は其の祖先四郎二郎以来、徳川將軍家と特別深い関係を有してゐて、藩祖頼宣に從って當地に来り、代々紀州候の御用を勤め、本町五丁目東側(今の始成尋常小孝校のところ)に屋敷を賜ひ、各種の呉服類中京都で織立の分を全部一手で引受け、更に国内貢金改め包方を取扱ひ、御家中俸給金包方渡方或は御音信

金銀包方をもなしてゐた。家格は旗本格であったが、帶刀を用ひず剃髪して礼式に十徳を着用し、代々通称を小四郎と称した。その家商にして商にあらず、円頂長袖して幕府の密事を聞き、名古屋及び水戸の両徳川家をはじめ、諸侯方へ内密の使者ともなった。京都及び江戸に広壯な拝領屋敷を擁してゐた。當町の店は茶屋封所と唱へ、長屋門・隅櫓・玄関構で、嚴然官衙の体をなし御勘定奉行の支配に属して、星田平助・山口茂一郎・服部某(以上何れも九石三人扶持)等、以下七・八名の元締手代等が交替で出張して公金を取扱った。茶屋から仕出す金銀封は、常是包と云って公私共に開緘することなく封のまゝ、從って假令瓦礫を封緘してあるかも知れずとも、また假令どれ程封緘が汚れすり切れてゐやうとも、茶屋の印形の存する限りはそのまゝ通用した。毎年四月十七日の和歌祭には茶屋から母衣武者(母衣の布はすべて縮緬であった)赤五人・白三人・連尺五人・長刀振五人等差出して行列に加へた。また長州征伐の際には軍用金十万両の調達を仰付かったので、これを千両箱に詰めて茶屋の元締め二人・其の他が持参し、藩から富田甚太夫以下五六十名の士が前後左右に付添って出陣した。

茶屋の数軒北にあった新屋人左衛門については、『紀伊國名所圖繪』その他にも、日前宮社中江川氏の出であって、世々造酒を業とし「菊の下水」と名ずくる銘酒を造り、また小西瓜(同店の番頭がはじめて試用したので、源五兵衛漬けと称するのであると伝へられる)・茄子・瓜の類を粕漬にして、諸国へ売出したと云ふ事や、毎年九月九日の朝新酒ををひさぐに群集夥しく、江戸豊島屋にて上巳甘酒を売るに似たと云ふ事が記されてゐる。この菊節句の日の売出は、藩主に献上した新酒の残りを一般に裾分けする意味で行ったので、同日の新酒はこれに限るとせられてゐたのである。人々はその日は夜明け前から押しかけて先を爭ふて買求め、菊の枝折をさして神前に供へ、そのお下りを家内一同で頂戴するのを慣とした。まだ出来上って間もない新酒であったので、白いさゝ濁りがあったと云う。此の日の売出は一人につき杓一杯八文がところだけしか売らない定めで、番頭は柄の長さ五尺もある杓で酒を客人がてんでに漏斗をつけて差出してゐる徳利に巧に注ぎ廻ったと云う話であるが、『名所圖繪』はその点を明にしてゐないやうである。新屋は毎年壱阡石の酒を作り、その大部分を自家で小売りしたさうである。たゞしそれ程の新屋も明治十二三年頃(一八七九～八〇年)に家産が頓に傾き遂に廃業の止むなきに至った。源五兵衛漬の製法は新屋から同町の宮崎伝兵衛に伝はり、つゞいて和歌山市及びその附近の酒造家の間にひろがったのである。

西側の山口屋善次郎は絵草紙類ばかりでなく各種の図書類をも取次、又は刊行して和歌山の文化に貢献するところ多かった。宝暦年間(一七六〇年頃)の開業で明治五六年頃(一八七二～三年)まで盛に商売をしてゐた。同店では絵草紙類は江戸物は多く同地芝明神の和泉屋から、又上方物は大阪日本橋筋の梅本から取寄せて市内廿余軒の小売店へ卸した。山口屋自身で出版したのも少々あるが、之等は大抵泉州尼崎の彫定が彫ったのを、市内桶屋町の田中某が内職に摺ったものであった。當時江戸

絵の小売値段は普通三枚続きで一組百文、一枚摺で三十五文見當であった。山口屋刊行の歌本類は京都大阪方面にまでかなり盛にうりひろげられた。土佐のすきや半紙に印刷した物で値段は一枚二文の割であった。同店が毎年(毎月と云ふ話であったが、それは古老の考へちがひであらふと思ふ)土佐から買入れたすきや紙は、二千枚一点を八つ括り合せたもの約二十俵に及んだと云ふ。山口屋では又遊技用の紀州ばい(殻)の御売りをも兼ねてゐた。ばい殻は熊野方面から二十貫詰の叺を年々千俵位づつ買入れたが、和歌山市で消化されるのは精々百俵位であったので、後は悉く大坂へ送ってそこから日本全国各地に売捌いた。

因に普通本町五丁目にあったように云はれてゐる釣鐘道は、事実はこの町を少し東へ入った西旅籠町の入口のところにあったのである。慶長五年(一六〇〇年)に浅野幸長によって創設された和歌山に於ける最古の時報台(岡山の鐘堂は百十二年後れて建てられた)であり、爾来三百十七年間藩士及び市民に時刻を報じたが、大正六年(一九一七年)に至って始成小学校敷地拡張の為に取除かれた。鐘は今和歌山城内天守閣に保存されてゐる。

六丁目

―― 桝屋(醤油商)・森吉兵衛(手形商)・湯川太郎(正米問屋 問構(?門)あり)・高井万藏(くり万)と云ふ綿くり機商等の家々があり、又山本某・有賀某と云ふ二人の手習師匠がとなり合せに寺子屋をひらいて、ぞれぞれ百名位の寺子を預ってゐた。

森吉兵衛(森吉)は本町中切っての富豪で、その頃十万両の金子をいつも正金で手許に備へてゐたのは、和歌山の城下では本町の森吉と、旅籠町の園部屋と二軒位であらうと専ら評判されたものであった。慶應の頃(一八六五年頃)主人の金遣ひがあまりに荒いので官の取調べを受けた時でさへ、正金が二万七千両あまりあったと伝へられてゐる。此の代の森吉兵衛は早く十五六歳の頃から遊蕩の味を覺えたという人物で、五十歳頃になってまでもまだ日夜若い女の二三人を左右に侍らさずにゐられないと云ふ程であった。金のあるに任せて日夜酒宴をはり、ありとあらゆる遊びに耽った揚句には、十数人の妓を聘して川船に乗せ三味線をひかせ乍ら海路大坂まで遠征すると云ふやうな、その頃としては全く空前の豪遊をなして世人を驚せた。但しそれ程の森吉も明治の初年に至って家運が一時に衰へた。御維新の政変の結果、貸付手形の回収が殆んど全く不可能となったからである。彼は晩年貧窮のどん底に陥入って、殆ど見るかげもなくなり、旧知の町内の人々の同情によってやうやくあるにかひなき余命を終った。彼の死後、彼の生前に色々と特別の贔屓を受けた藝者・中居等の人々が続々と諸方から弔慰金を遺族へよせたことは、當時美談として世にもてはやされた。早くに堅気になってゐた「きぬゑ」と云ふ女の如きは、三十金をよせたと云うことである。

正米問屋(今の米穀取引所員に相當し、米穀の相場を主としてゐたのである)の湯川太郎は、店を駿河町 ‖ 正米

の取引は納屋河岸一丁目から五丁目までの間で行はれた。――　に置いてあった。後年にはこれも矢張りすっかり失脚して今はその後も定かでないが、一癖のある人物で、明治の初年に旧藩士青石太兵衛及び水野將藍とともに、和歌山城の払下げを受けた事もあった（本紙第三号参照）。また同じ明治初年の頃、時の縣令北島秀朝以下縣庁の高官連を招待して、その席上清五郎と云う著名な時計士から買入れた銀側時計を一打、警官の中で消防事業に特に功労のあった者に送った事もあった。其の當時和歌山の市中に火消人足は全部で五組、百二十五人しかなかったのであるが、彼は自分一人の手で三十人の火消人足を抱ゑこんで、一組の消防隊を施設してあったと云う。

七丁目・八丁目には林助九郎（素封家・門構あり）・若屋（吉六とも云う造酒業）・その清（紙商）等あり、八丁目には有本屋嘉兵衛（西北の隅三角建・由緒ある家であると云う帶商）・劔菱屋（酒商）・川島（米商）等があった。

九丁目　ここの町には三軒の駕屋と二十余軒の傘屋等があった。駕屋は亀屋・花屋及び外一軒であって、駕製造の株であった。亀屋は御用を蒙って殿様の御召駕を製造した。當町の傘製造は藩祖入国の時に、特に此の地に指定して許されたのに始り、本縣傘業の起源をなすものであり、旧藩時代には傘及び提灯類の製作販売は、市内ではこの町内に限られ、座外即ち當町以外にては之を禁じられてゐた。慶應元年（一八六五年）頃にこの町の傘職藤村磯吉なるものが、傘の理屈を応用して竹骨に紙を張りつけた大い翼をつくり、高い所から飛び降りさま巧に之をはためかせて、稍暫しの間空中を飛行して大評判をとった。彼はその後更に本町御門の上からも飛び下りて、可なりよい成績を上げたが、それが爲に却って官の忌諱に觸れ入牢を仰付かり、遂に同三四年頃六十余歳を以て牢死したという。九丁目の突當りは即ち本町御門であって府下の入口をなしてゐた。ここには目付同心役が十名位詰切って（交代で）、通行の人々を極めて嚴重に警戒した。

（前号補遺）

四丁目　市内に全部で二三軒あった御用仏師の中で、最もあらはれてゐたのは、此の町の伊藤佐内（左内とも書く）充好であった。同家の主人は代々京都へ三年間修行に行き、法橋の位を貰って後はじめて大仏師となり、御用仏師に指定せられることになってゐた。「南紀府本町住本家大仏師伊藤充好」という銘を書入れた遺物が、折々彼方此方で見あたるやうである。

五丁目　普通この町の表通りにあったやうに思はれてゐる。鐘撞堂が事実は此の町を少し東へ入った、西旅籠町の入口にあったことは前号に記した通りである。この鐘撞堂の所属地如何は、古くから問題になってゐたと見えて、明治の初年にもその事柄について、本町五丁目と北桶屋町と西旅籠町の間に爭論があり、結局本町五丁目のものにな

ったと云うことである。この鐘撞堂には二人の番人が正四人扶持を貰って、幕末時分まで詰め切って交替に勤務してゐた。彼等はその勤務の余暇と城内の空地とを利用して、各種の野菜の促成栽培をして初物を萬町に出し、屡々殿様の御用をも勤めたと云う。この初物の事は萬町の部の折に多少述べて見る積りである。

四丁目 ═ 駿河町・福町・卜半町の所謂四丁町は(寄合町を入れて)、旧藩時代には湊・吹上方面から湊片原通りを経て、本町筋に通じる幹路であったので、各種の商家が軒を並べ頗る繁盛したが、明治時代になって旧丸の内が町家に編入せられ、交通の順路が段々変更するにつれて、漸くさびれはじめ往時の賑いを失ふに至ったのである。此の四つの町内に立並んでゐる家々の殆んど全部が、今日の所謂借家普請の粗末なものとは較べ物にならない位、がっちりとした奥行の深い由緒ありげな昔風のものであるのは、之等の事実を思ひ合せると、誰にも直ぐによく首肯し得られるであらう。

納屋の浜 ═ 京橋御門外の東西に通じる片岸・片町、即ち四丁町浜側一帯は、旧藩時代には納屋の浜(河岸)と云って、一丁目より五丁目に至り米問屋が立ち連って、毎朝米市あり甚だ賑かであった。之等の米問屋は多く店を河岸に開き、住宅を四丁目の表通りに構へてゐた。福町の米長・はり藤(津村)・卜半町の伊勢六・伊藤新助・寄合町の阪一・その他がそのうちの主なものであった。米問屋の店では毎朝市をして相場の高低を定め、正米の売買をした。受渡の米は、川上やその他の地方からのものは、船につんだり馬に乗せたりして運びこまれ、藩士達が或は直接に・或は手形屋を通じて間接に売払った手形に対する縁米は、伝法橋の近くにあった藩の御米藏から手形に引かへて受出されて来た。旧藩時代には米問屋では正米賣賣ばかり行はれた。定期米の売買の和歌山で行はれるやうになったのは、幕末頃から駿河町の浜に店を開いた湯川太郎(本町六丁目の部参照)が、こと更に「正米問屋」と号して、大阪堂島の相場を北山雨の森から旗振り通信によって受け、之によって賣買をなしたのを初とする。そう云う理でこの土地では、明治の五年頃までは「正米問屋」と称するのは湯川の店一軒より他なく、その名称は現今と全く反対に「定期米売買店」の意味に解訳せられてゐた。

駿河町 ═ ここの町には刀の装束師平三・刀屋太兵衛・刀研師某・縫善・鼈甲屋小早川・紙屋有善・仕立屋太田屋・紅屋岡本・袋物屋亀岡・・両替屋保吉・手形屋山崎與助・医者林良齊・町與力菊地某等があった。當町の菓子司駿河屋事岡本善右衛門については語るべきことが甚だ多くあるが、それだけにまた『名所圖繪』をはじめとし、各種の書物に記されてあるところも多く、私自身も以前に何彼と書き述べたところがあるので、ここにはくだ〳〵しいことは一切省略して置く。唯一つ筆のついでに一寸添ゐてをき度いのは、同店がもと屋号を鶴屋と呼んだことである。同店

に久しく仕へてゐたさる老人の話によると、同家の祖先が最初藩祖徳川頼宣卿に從って當地へ来た時、寄合橋西詰の所に松屋といふ古い菓子屋があり、和歌山第一の称を得てゐたので、頼宣卿は當家を引立てる爲めに、松の上に立つものとの意味をこめて、鶴屋なる屋号を與へたのであると云う。但し此の鶴屋なる屋号は其の後第三代徳川綱教の夫人鶴姫(將軍綱吉女)の名に憚って藩命により駿河屋と改めた(一般にはずっと後まで鶴屋と呼びならはしていたようであるが)のである。

萬町 ═ こゝでは青物乾物類を主として取扱ってゐた。大体の様子は現在と較べて余り甚しい変りはなかった。多くの問屋の中で御用商人の問十(問屋十兵衛・前島氏)とおんぜん(村橋氏)との二軒が群を抜いて、尤(?最)も大きく著名であった。問十は野菜類の御用を承ってゐた。その當時野菜類の走り物は多く日高郡の切目村や岩代村から移入せられた。岩代の兵助というものが、それらの地方で走り物を買ひ集めて和歌山へ送り出し、元問十の店のものであった問千が主に之を取扱った。此の走り物は利益が非常に多く、一例を擧げると、一円の青豌豆を買求めて朝市の間に合ふやうに夜通しで和歌山へ運び込めば、直ぐ三円に間違ひなしで売れるという調子であったので、旅皈りの若い者等がよく小遣ひ取りに、兵助の所で走り物をわけて貰って(兵助は素人をも相手に商ひしたので)和歌山へかつぎこんだものであるという。走り物はまた特別の御用で急を要する場合には、本町の部で一寸記して置いたやうに、同町五丁目の鐘撞堂の番人の作ったものを買入れた。季節にずっと先んじたものは、促成栽培の進歩してゐた駿河の靜岡辺から取寄せた。

おんぜんは乾物及び荒物の御用を承ってゐた。同家の主人は毎日殿様御用の御箸を三膳手代を供に連れて城内へ収めに行った。話はやゝ脇に外れるが、その時分の役人の風儀の一般を示す物語の一つとして、こんなことが云ひ伝へられてゐる。たとへば堅魚節十貫の御用があるとする。するとおんぜんでは前からの慣例で、直ぐに下請けの東鍛冶屋町の乾物商河仁(林仁兵衛)へ此の御用を取次ぐ。河仁からは大きさや重さや一定したものを揃へて十貫匁役所へ納入に行く。役人は註文の鰹節十二貫匁確に受取ったと、さう帳面に書記して之を受入れる。夜分になると昼間の例の役人は衣服を変へて河仁の店にあらはれて、進物にするのだから鰹節二貫目包んでくれよと申込む。河仁ではいつもの事なので委細心得て、註文通りの鰹節を文句なしに無代で渡す。役人は何気ない風をしてそのまゝに引取って行く。やがて兼て見知りの老婆が河仁の店へ入って来て、今の先役人に渡した鰹節の包を取り出して、こんなものを他所から貰ったが不要につき買取って呉れないかと申込む。役人と御用商人との間にちゃんと最初からそんな風に連絡をつけてあったのであるといふ。この町の西の辻を南に入ったところに御長(御納屋長四郎)と云ふ仕出屋があった。此の

店の養子某、養父母との仲よろしからず、遂に離縁となって家を逐はれたが女房に未練があり、養父母を恨んで安政二年(一八五五年)十二月十五日の夜半火口に火をつけて、同家の竹樋の中に投げこんだのが元となって近来稀有の大火となり、十六日の午前壹時頃から午後二時頃まで燃えつゞけ、西の店・萬町・四丁目から東の方一体・ぶらくり丁の熊野灘(雑賀町の角の処にあった小間物店)のあたりまで、市中目貫の町々の町家約壱千六百戸を焼いた。著名の商人でこの大火の爲身代を歪めた者頗る多く、駿河屋の如きは損害五万両に及んだと伝へられる。北大工町南突當りの塩物屋某氏の平屋建の家は此の大火の直後に建てられた假宅が、今にそのまゝ残ってゐるのであるといふことである。犯人は間もなく捕へられて火炙りの刑に処せられた。

西の店 ═ 萬町が青物・乾物類を取扱ったのに対して、ここは魚介類を取扱った。御用商人の御納屋勘三郎を筆頭に、その外加太十(乾物商)・加太屋(酢屋)・和歌屋(浦野氏・酒屋)、和歌山で有名な畸人茂助が酒を買ひに来たといふので、一時茂助酒屋と呼はれた。江戸麥(そば屋)・木の本屋茂兵衛(宿屋・明治初年頃主人は廿六貫・妻君は廿四貫夫妻合せて五十貫の巨人揃ひといふので評判が高かった)等があった。今内西湯のあるところ辺に二分口の役所があった。加太方面から入って来る魚屋は、加太の役所で貰った値段書を頭の髷にくくりつけて、魚介類を擔いでくるのであるが、ここで値段書をほどいて役人に差出して、荷物の検査を受けることになってゐた。役人が値段書と魚介類を見較べて、よしと云へばそれでこの関所を無事に通過した理になるので、そのまゝ眞直ぐに問屋へ持込むことが出来るのである。然し運悪く役人に睨まれると、ことさらに嚴重に検査され、文句を色々つけられて容易に通関を許して呉れず、それか爲に遂に市の間に合はないことさへある。それで事慣れた魚屋共はこの役所へ来ると、いつも値段書と一緒に頃合の魚を手ぎはよく役人の前へ投げ入れて、ほんの形式だけの検査を受けてゐたといふ。二分口役所の役人達はそんな風にして貰ふ魚を役得にして、毎日自分達の副食物にしてゐた。この役得の魚が特別多くて、自分達ばかりで食ひ切れない程ある場合には、よく前記東鍛冶屋町の河仁やその他の名染の多い店に分配してよこした。貰ひぱなしにする理には行かない此の贈物には、河仁辺りでもいつも有り難迷惑がって却って恐縮したといふ話である。

福町 中根ぬりもの店・新物屋・南方煙草店・有長絵具店・旅窓京屋・町會所・牧野呉服店・垣内綿店等。この町を少し入った横町に、亀屋造酒店があった。幕末から明治の中頃(一八五八年)へかけての主人、玉置次郎平は号を万令又は邦山といひ、頗る文學あって読本『水魚穿語連中倉庫』(全三編九冊・安政五年・未刊・廣隆の挿絵ある自筆本は、高市伊兵衛氏が所藏してゐられる)を著した外に、『野呂介石・田能村竹田・頼山陽三名家略年譜』(明治十七年(一八八四年)刊)等の編があった。また絵陵に孝び、同人親子を世話したこともあった。明治二十三年(一八九〇年)に六十四歳で病歿した。

近代の和歌山に於ける漢学の大家袖岡倉田績翁も、明治七八年頃（一八七四～五年頃）に此の町の中橋筋を少し東へ入った南側で私塾を開いてゐた。

呉服類の御用商人であった大和屋事小池五兵衛は、駿河町の駿河屋と相並んで、四丁目で最も有名な商家であった。同家の先祖は大和の出で、延宝の頃（一六七五年頃）この地に店を開いたのであるが、第三代目の主人が頗る敏腕家であった為に、一時に家運を擧げたのであるといはれてゐる。彼は江戸の三井呉服店の取引先を窃に調査して、在來のやうに京都や大阪の問屋の手を経ることなく、大和の奈良晒・越後の上布・峰山の縮緬・掛川の葛布等を、それぞれ製造元から直接に買入れて巨利を博した。當時の店舗は今の岡吉骨董店のところに當り、現在の大和屋の店はもとの控屋にあたるのだという。大い倉庫五棟（現存）・番頭十五六人・小僧七八人・下女六七人を使用してゐた。

一体に旧藩時代における御用商人のぼろさ加減は非常なものであったが、とりわけて殿様の御用品などについては猶更であって、一例をあげると當家などでは、殿様御使用の紫手綱一本の御用を仰つかると、主人はその爲にのみ態々駕に乗って京都に出掛け、そこに手綱の染上るまで滞在して、これを持帰ると云うような調子であったといふ。また名前のよく通った大身の家々でも足袋を註文をするにしても、白絹（それも龍紋といふ羽二重のもう一つ上の上等なもの）製のものを一時に百足買って、一度庭へ穿いて降りたものは再び畳の上で使用しなかったという話である。彼の一時權勢並ぶものゝなかった。藩老山中筑後守の如きは、女物を註文する度に、いつも同じ模様のものを五六枚作らせて、之を妻妾等に片恨みのないやうに平等に分ち與へたそうである。之等の諸大家へ註文の衣服類を納入するに際して、最も深く注意しなければならないのは、仕立の時使用した針を絶対にのこさない事であった。それでそれらの衣服類は納入以前に三人の番頭の嚴重な檢査を経なければならない規程にしてあったといふことである。明治維新の後、旧藩主をはじめ重臣の大部分が東京に引あげた際、主人（先々代）は早く時勢の変化を洞察して、明治六年に呉服類の取扱をさっぱり廃止してしまった。現在同家で金襴類を取扱ってゐるのは、呉服業廃止の後にやり初めた、ほんの隠居仕事にすぎなかったのである。大和の主人は代々大年寄を勤めた。先々代五兵衛は文學をたしなみ、心孝の普及に力を致し、又平家琵琶をよくした。

町医者久下馬輔（天員）はもと二十二石とってゐた儒官であって、嘉永七年（一八五四年）拾月ロシアの軍艦が加太浦に来泊した際には、岩橋藤藏（惟義）や丸山健齋（直温）と選ばれて同艦に赴き、ロシヤ人と応接した（「異船記」参照）。明治前後からこの町で医者をしてゐた。外国語に巧であるというので名高かった。明治四年（一八七一年）八十歳にて病歿。元代議士久下豊忠氏の養父であった。

ト半町　する善酒店・上野刀店・丸久扇店・合羽屋・岡正藥店・紅屋丸山・仕立屋下村・旅宿布袋屋・同住友・泊屋掛下・手形屋什十・両替家岩崎茂平衛等があった。泉州貝塚のト半(眞教寺という眞宗寺。和歌山とは縁の深い寺で、語るべきことが多くある。この町の名は同寺の所持の家あるによったのである)。この別宅も又この町内にあった。明治初年に太閤とよぶ舶來雑貨商があった。極めて足達者で商品の仕入れをしに、和歌山から神戸へ行くのに、徒歩でよくその日のうちに目的地に着いたと云う。

寄合町　米屋伊藤・管山菓子店・阪傳鬢附油店・かぎや足袋店・両替屋両喜・銭伊他、国宿ゆげん・国宿阪安など。

酒屋の中屋六衞門はもと受酒屋であった。同家が造酒業をはじめたのは明治十年ころであると云う。現在の建物は嘉永年間(一八四八～五四年)の新築になるものであるが、その當時千両普請と云うので有名であり、棟の上の鬼瓦は一位様(第十代治宝卿)から御ほめの言葉を頂いたので、評判が甚だ高く『間口の新屋 ―― 鬼瓦の中屋 ――』などいひはやされた。三代前の主人は号を酒樂と云って狂歌をよくし、嘗て普請の胴突を祝うて樽を積み重ねた画に、『沈みつ　うきつ世の中宝の船に銘酒を積む』と云う文字を添ゑて染め抜いた手拭を配ったことがあった。大正六七年(一九一七～八年)頃中屋は五千石の酒を醸造し、造酒高と奈良漬との売上高で縣下の第一位をしめた。

藥種商阪上善兵衛の家は旧家である。先々代の主人正己は野呂介石の門人で、漱雪と号せる数寄物で介石の筆になる銘を刻んだ水鉢を愛用してゐた。この手水鉢は今新堀の松井氏の邸内に移されてあるそうである。明治二十年頃この町内に住んでゐた時計商奈須又三郎(後久保町に移る)は畸人であって、自分一人で家を建てたり・銀貨で猶*を作ったり・赤い金魚の背中に巴や鳥居の形を白抜きにしてあらはしたりして世人を驚かせた。金魚の染わけのことは當時の大阪朝日新聞にも出たさうであるが、その法は今伝はっていないと聞く。

六軒丁　鍛冶屋町を北に半町程行ったところに、小さい石橋が下水道にかかってある。そこから北へ極く僅かの所を六軒町とよぶ。六軒の町屋が(現在も)立并んでゐるのでこの名前があるのである。六軒町なる名前は、新内(上・中・下)や、新地にもあって、共にやゝ広く聞こゑてゐるが、この内町中橋筋のものはどうした理からか、今でもその近くの人々にも余りよく知られてゐない。然し寛政時代(一七八九～一八〇一年)の和歌山の地圖にも、此の町の名前は明に記入せられてあるから、可なり古くからの名称であるに相違ないのである。

ここには古手呉服商山東屋・苧商有文・下駄商阪田・雑賀湯(文化文政頃(一八〇〇～三〇年頃)江戸から下って来た江戸万と云う男が創めたといはれる。鷺の森別院の直ぐ近くであるので、雑賀孫市に因んでこう云う名前をつけたのであらうと思はれる。)・指物御用商御箱屋・樂器御用商琴屋の六軒があった。御箱屋は通明(名)を田辺屋惣兵衛と云った。多分の出で栩細

工や、其の他各種の指物をしてゐたが、特に箱類の御用を多く承ったので御箱屋の称があったのである。文化文政の頃に最も盛大で職人を数十名もおき、上方から名人級の腕ききをも迎へてゐた。精巧なからくり仕掛で歩いたり・止ったり色々の所作をする、高さ一尺位の牛を(木製)作ってあったのが、其の頃大層な評判であった。

天保前後(一八三〇年頃)の代の惣兵衛は、四五日置きに殿様(顯龍院齋順卿?)の月代を剃りに御殿へ上ってゐたが、その折には何時も新しい剃刀を三丁づつ出され、そのうちから一丁を選んで御用をすませ、三挺をそっくりそのまゝ御下りと称して頂戴して皈ったので、家には絶えず多数の剃刀がたまってゐた。殿様のお顔に觸れた剃刀で月代を剃ると運がよくなると称する者があって、所望するものが多かったという。惜しいことに妻君が甚だ美人で、それを鼻にかけていつもぞう〳〵した風をしてゐるために、それやこれやで、この人は安政の頃(一八五五年頃)家を潰すに至ったと伝へられてゐる。

楽器商琴屋は筆者の家である。宝暦の頃(一七五五年頃)泉州堺から和歌山に移り、その後間もなく御用商人となったのである。もと堺屋と称してゐたのを、治宝卿から琴屋の名を頂戴し、それ以来代々藤四郎とよんだ。筆者は六代目である。樂器の御用は大殿様(重倫卿)時代が最も多く、一位様時代は却ってそれ程でなかったと云う。これは一位公が大体から云って、音樂方面に余り興味をもたれなかったからである。然し一位公は清元を非常に好まれたので、清元壽しゃく齋と呼ぶ江戸の師匠を、表面は中元云うことにして西浜御殿へ抱ゑこんで、そこで女中達に清元の練習をさせた。壽しゃく齋は明治の初年頃、八十歳前後で広瀬に住んでゐた。幕末頃における和歌山の音樂の流行は大変なものであった。従って御殿ばかりでなく各重臣の邸に於ても、琴・三味線の需要は甚だ多かった。藩老久野丹波の守の邸の如きは、琴ばかりでも夫人や側室や息女達が、それぞれ三四面づつ持ってゐるために、立派なものが全部で三十面以上もあったとか云ふことである。

維新後明治三年四月、和歌山藩知事によって出された風俗矯正の布令は、和歌山の音樂界にとっては青天に霹靂であった。遊女・売女・藝妓等の類を堅く止め、料理屋での遊宴を禁じ、三味線・胡弓の類は風教の妨げになる故に、向後断然之を禁止し、音曲は雅樂・謡・俗箏に限り相用ふべし、などとの手厳しい箏であったので、樂器商人の困窮は云うまでもなく、一般の音樂愛好者連の苦痛は並一方ならないものであった。それで辛抱の仕切れない人は窮余の一策、特に管轄ちがいの和泉の孝子觀音あたりまで出掛けて、そこで終日心ゆくまで歌ったり踊ったりして、僅に悶々の情をやってゐた。それだけにこの布令が一年半ばかりして解かれた直後の市内の樂器商の繁昌ぶりは、本當に素晴らしいもので、註文は後から後からと引続いて、店中の人間は誰も彼も目の廻るようないそがしさであった。先々代の家内、即ち筆者の思出話にも、その當時或日近所の知人の家に招かれて行った折、同席の人々から、この頃お家の繁昌ぶりは非常なものですな。大いぞ・大いぞと囃し立てられて、兼ねて雑俳類を好み嗜んで、その点者をもして

ゐた主人(号琴也)や舅(号花林)の感化をいつとはなく、知らず知らずの間に受けてゐたためか、

大いぞ〳〵奈良の大佛うんだ母

とすら〳〵ロずさんで、一同から流石は藤四郎さんの嫁御さんだけあるわいと、褒められたとか・おだてられたか、其辺は分らないが、兎に角わいわい云い立てられ、大いに面目を施したと云うこともあったとかである。

専光寺門前丁　六軒丁の東一町ばかり、現在専光寺のあるところに古く栗林八幡宮が鎮座してゐられたのを、南龍公入国以後、御城より辰にあたる四箇郷村有本(今は市内に編入せらる)に鬼門除として遷されたのであるといふ。古記録に『寛永二十未年(一六四三年)栗林八幡遷宮』と見えてゐる。それより約四十年後の延宝年間(一六七五年頃)には、地圖にこの辺りは既に一体に町家が立ち竝んでゐる。栗林山専光寺は貞享三亥年(一六八六年)、駿河国よりこの地に引移ったのである。現今の町名はその頃から起こったものであらう。

筆者が祖母から聞いた所によると、天保・嘉永の頃(一八三〇～五〇年頃)(治宝卿の治世)、この町に藩の御用に供する精巧優美な呉服類を織る工場があり、京都方面から技術の秀ぐれた職人が多数雇入れられてゐたさうで、或日祖母がこの職場拝見に行った時にも、殿様御用の立派な熨斗目の服地を織ってゐたとかのことである。御糸屋八九郎という者が、その頃京都より移住して来て、寄合町に住居をかまへこの職場の管理をしてゐた。

當時西浜御殿の構内に織場あり、所謂庭織りはこの職場で製織されたものを云うのであるが、同御殿の圖を見ると、該織場は甚だ狹少であって、そんなに多量の織物を製織し得たとは考へられない。専光寺門前の織場では葵の御紋入りのものをも製織してゐた位であるから、いふところの御庭織は事実大部分ここで作られたのであらうと思はれる(陶器の方でも藩の御用工場である男山で焼いたものの中に、偕楽園の印のあるものが可なり多くあるのである)。専光寺門前丁の織場は治宝卿歿後間もなく廃せられたものか、安政頃(一八五五年頃)には既に普通の民家となってゐた。

古記録にこの織場の総坪数その他は

地坪	二百五十九坪三勺		
建物	木造平屋	一棟	四十八坪四合八勺
同		一棟	二十四坪
同		一棟	三十六坪

と記されてある。外に職長住宅として、八坪と三坪のもの各壱棟があった。別に道路をへだてゝ四五十坪の織場もあったさうであるが、確かなことは不明である。

和歌山に於ける往来物について

濱田　康三郎

（一）

「往来物」とは、もと応答の書翰の文案を記した書物をさして云ふ言葉であった。中古以来「明衡往来」をはじめとし、「庭訓往来」・「風月往来」などいふ最初の、従って本来の意味の往来物が次々にあらはれて世に行はれたが、之等は何れも応答書翰の文案を集めた体裁にし立てゝ、その中にその時代の人々 ―― 主として貴族及僧侶階級等の人々の ―― 日常生活に最も関係の多い人種の事項や単語等を網羅し、読方・書方兼用の教科書・辭書乃至節用集として使用せられたのであった。

然るに其の後歳月を経て社会の状態が段々と複雑となり、新興の階級が次から次へと擡頭し、教育がやうやく各方面に拡まるに連れて、いう所の「往来物」は次第にその内容を広くすると同時に、その程度を低下して行った。そしてそれは遂に徳川時代の後半期に入っては、書名に往来なる文字を用ひてあると否とを問はず、はた亦書翰文の体裁を具へてゐるとに論なく、寺子屋その他の庶民教育に使用せられる、あらゆる種類の教科書及び参考書類に対する、意味のかなり漠然とした一般的称呼となるに至ったのであった。

かうして「往来物」てふ名称は、今日ではその尤も広い意味に於ては、上は中古時代の昔から、下は明治初年頃 ―― 岡村金太郎博士は教育勅語の発布せられた明治二十三年（一八九〇年）として居られる ―― までの間に、それぞれの時代の各階級、特に徳川時代の後半期に於ける庶民階級の普通教育用の教材、または参考資料として製作せられたあらゆる種類の書翰（書籍）、乃至文章・圖表・其の他一細のものに照呼となっているのである。

往来ものはその歴史が古いので、假例　我國の旧時代に於ける庶民階級の普通教育が、大体書き方を中心として、読方と珠算の初歩を加へたもの位にすぎなかったにしても、その種類は極めて夥しく、其の内容も年と共に複雑さを加へて、孝問のあらゆる部門を包容した。岡村博士はその「往来物分類目録」（大正十四年（一九二五年）四月補遺追加再版）の中に壹千八百余種の往来物 ―― そのうち往来の文字を標題に附したもの約五百 ―― の名前を列擧し、之を大別し、熟語類・訓育類・歴史類・地理類・実業類・合書類・理孝類・雑書類に分類してゐるのである。「往来物」は我国に於ける昨日の普通教育の教材であったものである。従ってこれ等の研究は、我国の明日の普通教育の進路について関心を有するすべての人々にとって、必要缺くべからざるものである。

たゞし之等の往来物はその存在から、大正六年（一九一七年）以降之が調査蒐集を熱心に継続してゐられる岡村博士の提唱以来、漸く一般世人の注意をひくに至ったものであるといってもよい位なので、その本格的な詳細な研究は多く今後にのこされてゐるのである。私のこの文章の如きも標題は甚だ気が利いてゐて、読者の好奇心をそゝるであらうが、所詮は仝博士の目録や、石村鷺森氏の蒐集等に刺激せられて、俄の思付から先輩諸氏の助言や老母の思出話等を参考にして、忽卒の間に綴り合せた一夜漬の駄文であって、和歌山 —— 紀州とすれば余り範囲が広くなりさうであるから —— の土地に多少の関係を有する往来物のほんの二三の名前を擧げて、諸者・諸賢に一個の話題を提供するに過ぎないのである。御買被りのないやうに最初からお断りして置く次第である。一般的な往来物に関しては、前記岡村博士の「往来物研究」（日本文孝講座）をはじめとして、平泉博士・乙竹岩藏氏・高橋一雄氏等の研究論文や代表的な往来物の本文を数十種集めてある「日本教育文庫」教科書篇・その他の書籍を参照されたい。尚明治初年頃に和歌山の地で新しく篇纂せられた小孝校用教課書、及び参考書類はその數が極めて多く、それ等の研究だけでも相當な仕事になるであらうと思はれるのであるが、之等の教科書は目下男子及び女子県立師範孝校で蒐集中であるやうに聞くから、こゝでは明治以後には全然觸れない事にした。

（二）

歴史ではさまで古くはなく、且つ位置がやゝ辺鄙である憾がないではないけれども、我が和歌山はその開市以来、文化の光に洛する点では、日本のどの他の都会にも後れるやうな事はなかった。浅野氏執政の時代に早く、切支丹の教会や施療病院等が建てられて、西洋文明の洗礼をうけた此の土地は、紀伊徳川氏入国の後、所謂御三家の一で五十五万石の大藩の城下町と定められてからは、更にその外觀体裁を整へると共に、文物制度を改善してあらゆる方面に著しい発展をなすに至った。中に就ても教育事項は藩祖頼宣以来、累代の藩主の大いに意を注いだところであった。上に特に第五代吉宗が講釈所を設けて、初めて藩校の基礎を創め、第九代治貞・第十代治宝等が相継いで文学藝術を嗜み、或は藩主自ら著述をなし・或は大いに藩孝を拡伸して、藩士子弟の修孝を義務的とし、或は医孝館その他の諸孝校を起し・或は續風土記以下の大著を編纂せめし・或は諸孝者を招聘し儒臣を厚遇する等、のことがあったが爲に、目ざましい隆盛を来し、随って庶民階級の教育機関であった私塾や寺子屋等の設置も逐年その数を増加した。明治初年の記録には和歌山の市内に私塾一・寺子屋二十、名草郡に寺子屋二十、海部郡に同じく十一等、現和歌山縣管内に私塾六・寺子屋二百九十四の名前をのこしてゐるのである（以前は尚一層多数であった）。かう云ふ風にして和歌山の寺子屋やその他の場所で使用せられた「往来物」—— 藩孝では主として四書五経等の漢籍類が用ひられた。—— のうちには、自然和歌山の土地又は人に直接にか間接にか、深い関係を有するものも少なくなかったに相違ないことは

想像するに困難ではない。之等の「和歌山市に於ける往来物」は全部洩れなく拾ひ集めることができるなれば、その数は可なりの数になるであらうと考へられる。たゞ惜いかな之等の「往来物」なるものは、性質上世間で最も粗末に取扱はれるものゝ一であったために、その大部は今では殆んど跡方もなくなってゐるのである。以下に擧げる諸種の往来物の名前は、岡村博士の「目録」の中に記されてゐるものと、石村氏及び和歌山縣立圖書館・その他の藏本等によって探り出すことのできたものである。無論「和歌山に於ける往来物」が、單にこれだけに止ってゐる訳では決してないのである。記載洩れの分を御教示願れはまことに幸である。

之を分類すれば色々に分類することが出来るのであるが、私はここで便宜上和歌山市に於ける往来物を、二つに区別してその大体を覗いて見やう。その一は和歌山の土地又は人に何等かの関係を有してはゐるが、その内容に和歌山の地方色を少しも含んでゐないものがこれであり、其の二は和歌山の地方色を何彼と多量に含んでゐるものがこれである。第一類のものは何れも一般的、即ち全国的な内容をもってゐるものであって、その多くは古くから世間に広く用ひられて来たものゝ復刻であり、概ね熟字類・訓育類・実業類・理学類に属するものである。和歌山の書店が單獨又は組合で多少の訳釈や増補等を加へて復刻したものは（順序不同）

○消息往来　○商売往来　○泰平江戸往来　○実語教童子教　○三字経　○小野篁歌字盡
○世話千字文　○寺子屋読書千字文○本朝千字文　○小倉百人一首　○百人一首和歌海

等の如き熟字類に分類せらるべきものや

○女大学玉手箱　○女日用文章　○女今川教草　○女実語教　○女小学宝箱

等の如き婦人訓育類に分類せらるべきもの杯が大部分であって、発行書店は主として銭屋忠兵衛・帶屋伊兵衛・阪本屋喜一郎・同大二郎・山口屋善次郎など。年代は享保頃（一七二五年頃）から多く天保以後（一八四〇年頃）へかけてであった。和歌山の地で新しく出版せられたものゝ中には

○世話早孝門 ―― 泉南　松下姓著　文政元年（一八一八年）　南紀優雅堂　松下軒　熟字の読方意味用法等を、和歌によって示せるもの

等の如き熟字類に属するものや

○百姓訓話 ―― 紀陽　吉本任悟篤著　嘉永七年（一八五四年）　笹屋文五郎版　著者は日高福井の人　本来は医者であるが、農業の開発に力を盡くして功績多かった。明治十四年（一八八一年）歿　年六十六　農術書　その他数種の著書があった。

等の如き実用類に属するものや

○横文字早合点 ―― 紀伊　高濃思温著　安政三年（一八五六年）　盛桃館　ローマ字の綴方を力説した一枚摺　著者思温のこ

とは、次号に少し書いて見たいと思ってゐる。

○法朗西文典童子案内 ― 池田良試訳 慶応三年（一八六七年） 帶屋伊兵衛版 初歩のフランス文典を対訳せるもの

○法朗西文典議訳篇 ― 池田良訳 訳者は和歌山の人

等の如き熟字類の中に編入せられて、特別な取扱を受くべきものなどがある。以上は何れも和歌山の地で新しく出版せられたものであるが、内容が一般的である爲に郷土研究という方面から云へば、喰い足りない気がしないでもない。然しこれらの書物の出版は、やがて明治初年（一八六八年）に於ける多数の小孝校用教科書の出版に先立つものであり、その点から云へば意味がかなり深いわけなのである。

和歌山の人によって著されて、和歌山以外の地で出版せれたものゝ中に

○実語教諺解（一冊 寛文九年（一六六九年）） ○童子教諺解（二冊 寛文十年） ―― 共に僧惠空十五歳の時の著 洛陽中野小左衛門板（？） 著者は市内北新一丁目淨福寺中興の孝僧で、この外にも徒然草参考・閑窓倭筆・梨窓三筆等の著があった。元禄四年（一六九一年）寂

等の如きは熟字類に分類せらるべきものである。因みに岡村博士の目録に記されてある「字孝口荒上下 青江玄東綴」（著者は南紀日高郡の医）や、又「洋孝指針」（蘭孝部一冊・英孝部二冊）柳川春三著（著者は名古屋の人・新宮藩主水野土佐守に仕へ、後紀藩に召抱へられ、蘭孝所に出仕した）等の如きは、紀州に於けるものとしては逸することは出来ないが、こゝでは暫く割合した。なほほかの目録に「本朝烈女伝」を紀州候の儒官水田善齊の著としてあるが、同著は黒沢弘忠の著である。善齊の序文と李全直（梅溪）の跋文を添へてある点から云へば、和歌山に縁故の深い訳であるが、この処に編入することはできないであろう。

（三）

上記第一類のものに対して、和歌山の地方色を極めて豊富に出してゐる第二類の往来物も、其の数は決して少なくはなかったようである。但しこの類のものは殆んど全部寺子屋・その他で、他の全国的な各種の往来物と程よく交へて使用せられたのであって、藩侯から一般藩民の間に下された教訓書類の外は、和歌山及び和歌山を中心とせる諸地方の事物を題材とした「町盡し」・「姓盡し」と云う單純なものから、「何々詣で」・「何々物産」とか云ふ道行風な形式に綴りされた手習用手本である。大体の時代は文化・文政期（一八〇〇～一八三〇年頃）を中心としてゐるやうで、作者はいづれも不明であるが、孝者あり・武士あり・神官あり・僧侶あり・手習師匠ありと云う具合であったらしい。從って其の種類も ―― 寺子屋で実際せられたものだけでもかなり多かったやうであるけれども、何分にもこれらの手本類・各師匠がその弟

子のために、一々自筆のものを與へる慣例になってゐた関係上、印行せられたものは極めて特殊なものに限り、其の大半は煙滅してゐるやうである。今日普通に伝へられてゐるのは、當時最も広く一般に使用せられたものであるが、それらも長い年月の間には幾多の改竄があり、手本毎に多少の差異あるを免れない。内容は康平に論じて地方色こそは極めて豊富なれ、文章は概ね拙劣なる憾あり、これはというほどの傑作はないやうである。此の類のものは岡村博士の分類には熟字類・訓育類・地理類等の中に分類せられてあり、紀州物としては

○梅盡　○櫻盡　○父母状　○人倫状　○太平状　○（一に御代の腹鼓といふそうである）

○紀の路詣（和歌浦一覧文章である）　○紀三井寺名所　○熊野三社和歌浦詣文章　○熊野那智玉津島詣

○和歌浦名所文章　○又和歌名所記　○紀州名物

等の名前が擧げられてゐる。以上の外に石村氏の藏本や其の他で、私の目を通すことのできたものに（題名なきものに假の名前をつけた）。

○人馬を待つ ―― 後条参照　○貝盡 ―― 紀州かどうかは不明、紀州産の貝の名を比較的多く入れてある。

○参宮往来 ―― 伊勢参宮の順路を記せるもの。全国的なものを改作して、紀州の地名を二・三加へたのであらうと思はれる。かゝる類の物は他にも甚だ多からうと推察せられる。「年中行事」の如きも「治る御代の和歌祭り」の一句だけが、和歌山に関係あるに過ぎない。

○加太名所 ―― 後条参照　○粟島詣 ―― 前記のものと同じ題材であるが、内容は全然別である。

○葛城名所 ―― 海草郡楠見村から同野崎村附近へかけての、紀の川北岸の名勝盡である。

○直川詣で ―― 海草郡直川村本惠寺の觀音詣順路を示す。

などがある（なほ、之等の外にも熊野往来だとか、何詣とか云ふ風な名前を、郷土関係の書物の中で折々見受けるやうであるが、きっぱりしたことが分明しないので、暫く省いて置くことにした）。参考の爲に之等の往来物の中の最も代表的なものを、二・三種左に引用することにしよう。假名遣い・其の他はすべて原文のまゝである。因に、徳川時代に於ける寺子屋教育では、我が和歌山縣でも他の何処とも同じやうに、その最も主要な課目は即ち書孝であった（特別な使用者には（志望者には）、男子には諸往来類・実話教・童子教乃至四書五経等、女子には女大孝・百人一首等の素読や珠算等をも授けた）。書風・流法は當初にあっては、大抵俗様を主として各塾区々であったが、寛永以降（一八五〇年頃）山本惟命及び其の子昌孝によって創られた山本流が藩流の形をなすに至ってからは、みな此の書風を採用した。世に紀州流とよばれるものが之である。手本はすべて師匠が手書して與へ、大体はめでたくかしこ・いろは数字等からはじまって、

簡單なる漢字（以上二つ折）に入り、父母状・人馬人を待つ・九ヶ条（苦は樂の種云々）・貝盡等（三つ折）に進み、次いで和歌浦名所・加太浦名所等（四ツ折）、国盡・南紀名物盡・商売往来物等を経て、六折に進むことになってゐた。一枚一枚字句の詳しい註釋はなく、たゞ読方丈を教へて――與へるに從って、寺子は之を草紙に書習い、大抵五日目毎位に清書して差出し出す。清書の評点は「大分見事に御座候」から「殊の外見事に御座候」・「天晴見事に御座候」・「さてさて見事に御座候」等と、上に最高の「字々見事に御座候」に至ってゐて、可なる者には手本を進ましめ、劣れるものには復習せしめた。かうして年に一度大さらひを行ひ、孝年末の進級試驗とした。「寺入」、即ち入門は七・八歳を以て其年令となし、初孝入門の輩は二つ折と称し、孝年末の大さらいを経て一級を昇頭し、三つ折・四つ折と普通は五・六年――但し大部分は三・四年で途中退孝してしまう。――にして六つ折に進み、七・八年にして無格に達し、その業を完修した。之等の階級は清書紙の竪横折方の数による名称であって、二つ折は一行に二字・三つ折は三字・四つ折は四字（以下倣之）宛書く習慣であり、手本の字も又之に準じた。二つ折・三つ折の初學の習字に用ひる筆は、穂の根本にぬりぐりと称する糸の巻付があった。

（四）父母状

旧藩時代の紀州の教育を説くに際して、逸することの出来ない材料の一は、藩祖頼宣が万治三年（一六五八年）に自作して李梅溪に淨書せしめ、其の謄本を普く封内に配布し、各戸障壁に掲げて遺る事なからしめた「父母状」である。この論教の由来と本文とは「和歌山市民読本」や「和歌山縣郷土読本」の中にも、特に一章を設けて記されてある。――私自身も嘗て「父母状由来記」と題して、小説風にもした事がある程であるから、今更らしく紹介するまでもないのであるが、筆のついでであるから本文だけを擧げることにしよう。これはさもなくても藩祖直々の垂訓であった上に、第六代宗直（享保十一年（一七二六年）二月）・第九代治貞（安永六年（一七七七年）四月）の両藩主が重ねて封内に頒布し、弥々遺失なく服庸すべき旨を論告したために、紀州家歴代の君臣の貴んで以て、教化第一の宝典となしたものであって、寺子屋では寺子共が三つ折に昇進すると、間もなく習字の手本として習い、且つ暗誦せしめられた必須の教材であった。私自身子供の時分小孝校でこの状を縮刷した扇子を貰ったことのあるのを、今になつかしくかすかに記憶してゐる。山本樂所の漢訳も世に稍広く知られてゐる。

父母に孝行に、法度を守り、へりくだり奢らずして、面々家職を勤、正直を本とすること、
誰もたることなれども、弥能心得候様に常に（下へ）教可申聞者也
子正月　日

人馬を持

父母状につゞいて寺子屋では、東照公遺訓(人の一生は重荷を負ひて云々)や、第九代の藩主治定(治貞)の作である「人馬を持」が、手習用(手習本)に課せられた。治貞は紀伊徳川氏累代の中で最も文學あり、教育に意を注いだ名君であり、「五愼教戒」・「童子訓」等の著あり、又日高郡薗浦の村民の爲に四恩状を授けたりした。

人馬を持、武具を用意して役識をかくまじと思はば、美麗を好まず、無益の費をなさず、正に儉約を守るべし。けんやくの仕方は、唯我身の不自由を堪忍するにあり。たる事を知るべし。

事たればたるに任せて事たらず。たらで事すむ身こそ易けれ。

和歌浦名所

和歌浦名所と加太浦名所とは、どちらも和歌山の寺子屋で父母状等についで、最も多く用ひられたものである。前者(和歌浦状といふ)には異本が甚だ多い。

本日は長閑に候まゝ、近隣の人々誘引申和歌浦辺へ罷越候。先、高松の茶屋にしばらく休み、夫より名所旧蹟を一見せんとて、猊口をみて行ば、萬却経るや亀遊岩、千歳を契る鶴立嶋、打過行ば養珠寺、みねに峙つ妙見堂、惠もことにあり明の、月に瑩る玉津島、衣通姫の跡垂れて、小松院の御願所なり、拝殿には御寄進として狩野興甫が歌仙の絵、當御代公家方の御筆一々拝見いたしつゝ、汐みちくれば田鶴鳴わたる、あし辺の茶屋に腰かけて、向を見れば其昔、小野の小町と業平の契りを籠し妹背山、渚に晒布引の松にかゝれる藤代や、二番の札所紀三井寺、塩焼浦の其景趣、三国無双の勝地なり。扨又西へ廻りつゝ行ば程なく下馬の橋、とどろ〳〵と打渡り、東照宮へ礼拝し、麓に下り菅の御廟を臥拝み、浦辺に出眺れば、よせてかへらぬ片男波、沖の波間に数見えて、浮世をわたる海士小舟、如何にこがるゝ浜千鳥、心を催す折からに、日も入相の事なれば、夕部をを送る遠寺の鐘、風に聞え申候まゝ、人々打つれ、西浜とほりを皈りまゐらせ候。めでたくかしこ。

狩野興甫は興意(?以)の子、名は顯信・朝雲と号した。畫を以て紀藩徳川頼宣に仕へ、畫名甚だ高かった。寛文十一(西紀一六七一)年歿。文中に記されてある歌仙の絵は、今玉津島神社に収められてある。

加太浦名所

春霞と共に立いで、加太浦辺へ心ざし、先淡路島明神え参詣致し、白幣をさゞげ礼拝し、さて皈るさは二里が浜辺の磯づたひ、がんがらなからみよめがさら、君拳に鷹の爪、すがひ給蜊貝、色を染出す櫻貝、つゝぢ嫁菜や蓮華草杯摘み交て、夕陽西に傾く頃、磯脇越て木本むら、八幡の社に参詣致し、子孫繁栄如意安全と心静かに礼拝し、下向に趣き傘傾けて行程に、誰か松江の里はなれ、惣持寺の暮の鐘、野辺に火ともす狐じま、漸々爰に北嶋

や、舟に棹さす棒堤、心の外に日を暮し罷限り休息いたし候へば、はや農(晨の誤か)朝の鐘に夢を覺しまいらせ候。めでたくかしこ。

紀州名物盡

「紀州名物盡」には二種類ある。然しこゝでは石村氏所藏の「南紀名物」よりは、何彼の点で一段勝れてゐるようでもあり、それに解訳もし易いから、家藏の「紀州名物盡」(原本題を缺く)の方をとることに仕た。文章に大分拙いけれども、今からどんなに少く考へても百年以上も昔に、これだけの内容を盛った文章を書き綴った作者の苦心は並大抵ではなかったであろう。私はこの文中に記されてある名物の一つ一つを「ますほのすゝき」・「紀伊續風土記」・「紀伊國名所圖繪」等にあたって見て、その十中の七八までが之等の書籍の中に明記されてあるのを見て、作者の用意の周到なるに敬服した。今日ではもうすっかり無くなってゐる名物も少くないから、稍難解であろうと思うものに対して、簡單な註訳を加へることにしよう。

抑當御国は山海打続いて産物の類多し、中にも名物と呼れし品々を取集め慰まんと、春の日長を幸に、足に任して立出でんと、明六時の山の鐘、聞しにまさる闇なり、源次郎太夫に立寄て忍冬酒の機嫌にて、弓は袋に雁がねの霞とともに立出る。先荒濱に筋鰹、湊かつほと申なり、松江鱸と蜊とや、蛤・松露拾ひつゝ、御前松には葵瓜、磯脇海鼠、扨は又、二里の浜辺の踞(原文のまゝ)哉、糸切餅の本の脇、加多の若和布に凹石、鯷々と大川の鹿尾菜に蛸は吸付て、根上がり松や高松の、弓矢宮に蝮除の守戴き和歌のうら、片葉の芦に手異蟹、足音すればこそこそと穴へ遁込。妹背海苔、牡蠣集めたる小雑賀の蜆素麺、三葛の塩沢山に紀三井寺、塩焼餅に咽かはく、布引西瓜冷やりと、囃子拍子を暫馬刀(貝)、藤代浦の烏帽子貝、又蜮蜷と申なり、黒江の腕に二三杯、日方蜊を吸物に、宮原鮎を付焼いて、湯浅醤油味もよし、田村の枇杷の風味よく、淑生姜筋はなし、大崎浦の庭石や、沖の島なる白石と、有田蜜柑に焼鮎と、須原・日高の木綿をば、紀の国羽二重是ならむ、片杭浦の筵于、比井の岬に月日貝、阿尾の海老に箕尾鰭。藤井は鍛冶屋霰坂、南部に咲かす櫻海苔、瀬戸の一葉和布流鮑や、白良の浜に烏貝、田辺の叩に辨慶餅、栩の細工は色々や、有馬の筆や竹大工、神子の浜には砥石とや、筆の周参見に細々と、鰔の干物、一(見)呂津に水晶、二色に石灰は、古座と大地に鯨突、那智黒石に金附石、饅頭石を盆石に乗せて錯貝を拾ひとり、勝浦の浜に鰹節、新宮矢の根鑽燧、天狩と銘に顯せり、熊野の浦の川岸海苔、姿やさしき姫石や、枝珊瑚珠は殊更に、鱧までも聞えたり、鮎鮒もった白蜜・ちゃ、ふねをも留る蘭の匂や、いつ黄蓮(連)か知らね共、長島蚫獨念(寝ん)、花井紙子は老人の、玉置の里に檜杖、檜笠着て龍神の、山の保田に紙葛、宮崎水粉、箕島の海は青海苔、仁義芋、田津原山におそろしや雷楊梅と聞からに、野上の山に木淡(柿)や霜草煙草、高野紙

・傘紙に国々へ其の名も高し氷豆腐・石茸（いわたけ）・椎茸ト蕨、粉河団扇に御形餅・苞蒟蒻に振かたげ、名手こんにゃくを買添えて、酢う〳〵爰に室尾迄、序に櫻三芳野の今を盛と賑敷、何とも岩手しんこ餅、中の島なる大根に、達者駿河屋饅頭を、家つとにして片原の、芥もなしに打連て、めでたう我家へ皈りまいらせ候、かしこ。

市内鷺森御堂の裏門前酒屋源次郎太夫の家で製する忍冬酒は、其の味辛甘相半する佳品であり、永く酔を保ちてたやすくさむることなく、冬をも樂に忍ぶことができるという（忍冬を用ひたる藥酒には非ず）ので、和歌山の名物の一となり、毎年藩主から禁裏御所や関東へ献上したものであった。雁金弓は弓工木村の家の製で、雁金焼印を押してあった。湊上町・網屋町・材木町・植松町の四町に住ってゐた漁夫達は、毎年初夏の頃から鰹を漁するのを常とした。湊村御前松に産する瓜は、切口の模様が徳川家の定紋に酷似してゐた爲に、葵瓜と称されて有名であったが、今は絶えてゐる。本脇村の糸切餅は後出の紀三井寺の塩焼餅・田辺の辨慶餅・岩手のしんこ餅・駿河屋の饅頭などとともに、早くから著聞してゐて、「名所圖繪」には其の家の圖までのせられてある。加太の若和布は「続拡して之を乾し、方形となし炙って之を食する。甚だ鹹く僧家の調菜に宜しい」とされた。矢の宮神社では今も蝮除の神符を出してゐるが、其の爲に雑賀荘中蝮の患ないのであるといふ。てんぼう蟹に対する漢字は書物ごとにまち〳〵である。妹背海苔は和歌海苔とも称せられる。小雑賀産の蜆は上品であるが、同村製の素麺は太く下品であった。三葛で明治の中頃まで製してゐた塩は、其の味やはらかにして、味噌・醤油を作るに適してゐた。布引の西瓜は藩祖徳川頼宣が命じて植えしめたものである。蜮（？）蜓（？）は烏帽子貝の異称なれば、たいらきと読むのではないかと思ふが、「續風土記」にはねじあさり・うづぼがいと振假名してある。大崎浦の庭石や沖の島なる白石は、大崎浦の白石や沖の島なる庭石とあるべきはづではないかと思ふ。栖原の毛綿は羽二重まがひのかな金絵や、其の他の細地木綿で至って上品であった。日高の毛綿も又有名で、聾織などと云うものもあった。白良浜の烏貝は西行法師の「浪よする白良の浜の烏貝　拾ひやすくも覺ほゆかな」の和歌で早くから世に知られてゐる。田辺の叩は俗に云ふ酒盗で、同地の貢物であった。さよりの干物の次は石村本の「三呂津浦水晶拾ひ取々に、錦の袋の石灰は化粧を仕るか、串本の網の大鰡珍敷、古座と太地は」と続いてゐる方が一層わかり易いようである。錦の袋とは二色村字袋のことである。紀州の補（？捕）鯨業は古座のが官業で、太地のが民業であった。饅頭石は卵黄石のこと。新宮の矢の根と燧とは、共に入鹿鍛冶の後である同地住天狗吉久の作で、数代の間名物とされてゐた。姫石は姫浦の姫黒石であろう。枝珊瑚は太地の沖・其の他でとれたことがあり、泥珊瑚珠とも云はれた。白蜜は九鬼の名産。船をとめる蘭の匂とは、紀州蘭のことをさしてゐるのであろう。古老の談によると藩祖徳川頼宣がある時船遊をした際、航行中ふと岸壁の上に一種の極めて優雅な蘭が芳香を薫せ乍らかかってゐるのを見出し、痛く心をひかれ、暫し舟をとゞめて觀賞し、後日この種の蘭に「舟留め」なる名称を與へられ

たのであるといふ。黄蓮は藥草の名。花井紙子は九重村花井（ケイ）で、明治三十年（一八九七年）頃まで製造してゐた。紙を縦横に漉立てもみてやはらかくし、之に澁をひいて中に綿を入れ薄團としたものである。龍神の檜笠と山の保田の紙製造の圖は、「名所圖繪」の中に載せられてある。保田紙は今俗言に懐中鼻紙と云ふ。同地の葛は田辺製のものに劣ると相場づけられてあった。水粉は麥製のはったいのことで、宮崎莊（今の箕島町）製のものは泉州貝塚産のものと相並んで、全国でも最良の品であり、其の製こまかくて国君から公儀に毎年献上してゐた。海草郡仁義村の芋は地味が適してゐるので、其味頗るよろしく四方爭ふてこれを求め、故に世に仁義芋の称があった。田津原山は同郡重根村にあり、楊梅の名産地。霜草は伊都郡隅田村。粉河團扇は同地菱屋某から売り出したものである。

（完）

南紀男山焼について

石村　賢次郎

南紀男山焼については古く「紀伊国名所圖繪」などにも、

広八幡宮（有田郡南広村大字中野）の境内に降りて、東西百間・南北五拾間の地を陶器場とす。此の地當庄井関村の産利兵衛といふ者発願し、文政十年（一八二七年）十一月十五日官許をありて陶器を製せしより、年々隆になれり。磁器の質は伊万里焼の陶に似たり。近郷庚申山の石をもって製すといふ。近頃山を開きて遠望の地とし、日ぐらしの芝と名づく。

と記されてあり、陶器場の広さは一般に東西百間・南北五十間と云はれてゐるが、それは表向のことであって、実際は家屋敷・山地等を合して四丁四方を與へられてあったので、その地所内の田地からは年々二十石の米がとれたといふことである。此の男山焼の閉窯が明治十一年（一八七八年）であるから、その存続期間は五十一ヶ年にわたる訳である。最初から明治八年（一八七五年）までは創設者の崎山利兵衛（明治八年二月歿）がこれを経営し、その間明治二三年（一八六九～七〇年頃）頃一時開物局（廃藩の後におかれた勸業課、明治二年二月開かれ翌年八月閉じられた）の経営に移った。――その後を尾山嘉年・土屋政吉・源兵衛・西島某外五名が明治十一年迄継続した。

紀州藩の御用窯は外にも数ヶ所あったが、此の男山窯は最初より格別な保護奬勵を受け、藩の御仕入役所からは毎日三人も役人が出張って、それがために附近の人々は此の窯場を御役所と呼んでゐた程であったので、さながら藩の製陶場の觀があった。資金の如きも必要な場合には崎山利兵衛が手形を書き、それを両替屋へ持って行きさへすれば、

藩からの御声がかりであるので、いか程の金額でも直ぐ間に合わせることができたといふ。嘉永四年（一八五一年）出版の「紀伊国名所圖繪」後編に、男山陶器場の盛觀が委しく圖解せられてある。

崎山利兵衛は夙に治宝卿（第十代の藩主、有名な一位様である）の殊寵を受け、幾度となく刃劔やその他種々結構な御品を拝領したそうで、それで幕末頃にはそれら拝領品は葵の御紋の長持にぎっしり一杯詰ってゐたといふことである。慶應四年（一八六八年）在銘の花瓶に、表面に染付で男山窯場の全景を描き、その底部に

感荷君命男山開　四十余年日々堆　名遂功成謡万歳　謹携拙製上珵臺

陶山開基七十二翁

崎山利兵衛定長（花押）

と銘せるものがある。彼の心意気の一端をうかがうに足るであらふ。

× × × × ×

ここでは窯が全部で十二個あり、焚口に近い一番窯・二番窯では素焼をやいた。窯に火を入れると七日間は焚きつゞけねばならないので、一個月の間に火を入れるのは二・三回づつであった。窯に火を入れるとき、何彼の都合で火がうまくもえつかないことがあった。調べてみるとそんな時にはきっと誰かゞ窯を穢したのであった。それで早速お隣の広八幡宮で御祈祷を頼み、其の御幣を頂いて窯口へたてゝ火を入れ直すと、不思議に必ず造作なく燃えついたといふ。そんな不思議があった爲かどうか、利兵衛は窯の近くに婦人の立寄るのを忌み厭うて堅くこれを禁じてゐた。

× × × × ×

職人はいつも三十人程雇はれてゐたが、開物局時代には六七十人にも上り、中には京都から来たものも少なくなかった。之等の職人のうち名手の称のあったものは、嘉平・源兵衛・ろくろ師治兵衛・絵附師光川亭仙馬等であった。光川亭仙馬は本名を土屋（十一屋（トイチ）とも云った）政吉と称した。もと日高郡の貧家の子で天性絵をよくし、六七歳の頃より路傍で畫を描いて通行人から金銭を貰ひ、それをもって老母に孝養を盡し乍ら読方を流浪してゐたのを、利兵衛に拾ひ上げられ、遂に男山の名陶工となったのであるといふ。元来は絵附師であるが捻り物にも長じ、光川亭或は仙馬の銘をつけた作品を多く遺してゐる。崎山利兵衛歿後も嘉平・源兵衛等と共に男山に止ってゐたが、同窯廃止後和歌山（太田焼）や神戸（階（？偕）楽園模造）等に出で、明治十五年（一八八二年）頃湯浅町に皈り広村に住して樂焼を焼いてゐた。同二十年頃八十余歳で病歿した。

× × × × ×

男山焼の製品は主として日常品の皿や茶碗や徳利の類であるが、美術品として立派なものも決して少なくなかった。

「南紀徳川史」男山焼の項に

此陶器は染附のもの多く石磁硬質、交趾焼の木地に適せり。蓋し階(?偕)楽園の木地は專ら是を用ひられし如し。

と見えてゐるが、事実御庭焼の木地は大部分この男山で焼いたものである。又大いものでは製陶場の土藏の中に素焼ではあるが、二畳敷程の大さの福助の像が据ゑてあったといふことであり、小いものでは煙草入れの緒〆に用ひる五分玉まで作った。陶土は純白の土砂の豊富な湯浅付近からとり、陶石は南広村大字山本の庚申山から採掘したものを、同村大字殿・名島等の水車場で粉砕して使用した。明治に入って土石を伊万里から取寄せたのは、此の方が安價であったからであるといふ。製品は開窯當時以来和歌山市橋向町(大橋東詰)に設けられてあった出店を通して近辺へ卸小売した。大阪・淡路・徳島等への輸出も可なり盛であった。利兵衛は其の甥に大阪の横堀に陶器店を開いてゐる者があったので、屡々上阪して同家を大阪方面の商用に利用した。男山の窯は前記のように最初は十二個あったが、明治五年頃(一八七二年頃)出火のため九個に減じ、其の後大風のため更に減じて七個となり、明治十一年に至って廃絶したのであるが、橋向町の出店も其れと同じ頃に店を閉じた。

× × × × ×

男山焼の銘印は多く染付書名であって、押銘・彫銘はやゝ稀である。種類は大体左記の通りである。

南紀
男山　楷書　隷書　ヒロ　(書銘)

隷書(押銘)

南紀
男山　(押銘にて種々あり)

仙馬　光川亭　(書銘)

仙馬　(押銘)

仙馬　(彫銘)

また職人の名入りとしては

梅　亭　（彫銘）

吉　詳　（書銘）

等がある。之等の外、猶多少かはったものもないではないが、さまではと思って省略しておく。

×　×　×　×　×　×

因に崎山利兵衛は寛政六年（一七九四年）有田郡井関村（南広村大字井関）に生れ、明治八年二月二十九日八十二歳（慶応四年（一八六八年）に七十二歳であるとすれば七十九歳の筈であるが、今姑（？）くこのまゝにしておく）にて歿した。子は（正妻との間には一人もなかったが）男子三人、女子二人あった。長男角兵衛は明治の初年利兵衛に先だち三十六・七歳で他界したので、養子宇之助が利兵衛の後目相続をし、明治二十年頃まで南広村に居住したが、後大阪市天王寺区に移った。崎山家の菩提寺は南広村の海藏寺である。

×　×　×　×　×　×

以上は余が数年前崎山利兵衛の女婿広井利助翁、及び元傭人逸見熊次郎翁を訪ふて、直接聞き得た談を基礎とし、古記録や実物等を参考として、他書に記されてあるところと重複する部分を出来るだけ省いて述べてみたのである。

（昭和十年二月　「紀伊郷土」　第十一号所収）

紀伊の紙

浜田　康三郎

「紀伊續風土記」・「南紀徳川史」乃至「縣誌」・「郡誌」などと云う極く手近にある書物の中から、紀伊 —— 和歌山縣の紙に関する記事を抜き出して見た。もとより自分一人の心覺えのためのノートであって、人に示すべき程のものではないのである。いづれは既知・未知の方々の御教示を仰いで、一層立入った色々な委しい事実を書いてみたいと思う。

保田紙

紀伊の紙のことを記さうとする人は、誰にしても筆を先づ第一に有田郡の保田紙の起源からおこしたくなるにちがひない。話そのものが如何にもロマンチックな物語らしい —— それだけに今更の紹介もないくらいに余りに有名な

といふ憾のないでもない。――物語であり、それに當の保田紙が今日も猶かなり多量の生産額をあげてゐるからである。

南龍公徳川頼宣が封を紀州に受けて、国内に一箇所の紙漉場のない――と云うのはどうであらうかと思ふが――のを遺憾とし、承応年間(一六五二～五五年)に郡奉行を集めて料紙の製造を勸奨し、適當な土地を見はからって製紙業をおこすようにと下命した。有田郡奉行遠藤兵左衛門は早速この事を配下の山田荘(清水を中心とせる二十五ヶ村・今八幡村)の大庄屋笠松佐太夫(保田山城守長守の親族有馬利宗の次男、笠松三郎左衛門重郷の子。同荘三田村に住してゐた。一に日高郡笠松村の人で貧困に身を起し、勤逸刻苦遂に亡夫(?父)の負債を償還し、寛永(一六三〇年頃)中藩主の恩命によって山保田荘の大庄屋となったのであるともいはれてゐる。彼については記さなければならないことが甚だ多いのであるが、ここには贅説しない)に伝えて相談した。佐太夫承って長子佐左衛門とともに東奔西走し、色々に工夫をこらして試みたけれども、どうしても所期の成果を擧げることが出来なかった。たまたま大和国吉野郡に紙漉業の盛んである由を伝聞いたので、佐太夫父子は直ちに同地に瓚行して探ったが、製法の要所は堅く秘してどうしても漏らしてくれなかった。そこで彼等は窮余の一策、三人の美男子を選抜してこれに謀を授け、小間物屋に扮してかの地に入りこませた。三人はそれ〴〵一人の紙漉き女を誘ふて山保田に皈り、それ等の女によって漸くにして大和の製紙法を紀州に伝えた。

『三田の佐太夫はよい子を持ちて、おいま大藏に・おすまは遠井に・おたけは湯川の上様に』といふ俗謡は、佐太夫が彼の大和から誘いよせた三人の女を、同荘内の大藏・遠井・湯川の三ヶ所に配して、それらの地に製紙の法を伝えさしたことをうたったものであるといふ。このうちおいまの伝えた製法は高野厚紙の祖となったと伝えられる。

万治元年(一六五八年)佐太夫ははじめて七種の紙を製造して、之を藩主頼宣に献上した。頼宣大によろこんで翌二年御仕入銀を下附して其の効を賞した。佐太夫はその後家督及び大庄屋の役を長子佐左衛門に譲り、自らは二男弥助を連れて同荘寺原村小峠に移って、そこで製紙の法を諸人に伝授した。小峠はもと小笹原ばかりの荒地であって、人家はなかったのであるが、この時以来紙漉き家が一時に立並び、保田紙の本場となるに至った(保田紙は頼宣が寛文年中(一六六一～七三年)に、山保田地方の深山幽谷にして、田薄く柑橘類も生育しないのをあわれんで、土宜をはかって寺原の新田小峠ではじめてつくらせたので、近村にもこれを製する者もあるが、同地のように専業にするものではないといふ風に記してゐるものもある。佐太夫が吉野の紙漉女を連れて来たのについても、異説があるようである)。佐太夫は延宝元年(一六七三年)六月七十八歳で病歿した。

彼は明治十六年に時の農商務大臣西郷従道によってその功績を追賞せられ、大正八年十一月には更に従五位を贈られた。佐太夫が万治元年にはじめて七種の紙というのは何々であったろうか。創業早々ではあり、あまり上質なもの

でもなければ、またさまで完全なものでなかったであろうことは容易に推察せられる。何故かなれば、彼等の手本となった大和国吉野郡の製紙業からがあまり上品でない杁原紙や延紙(鼻紙)・三栖紙(延紙の極美なるもの)・漆漉紙(延紙にて甚だ軽薄なるもの、余国に全くなし)などの製造を主としてゐた上に、其の原料も當時山保田地方に繁植せる楮は、今に大和楮(權兵衛楮)、或は黒楮青草と称するもので、品質粗にして製紙に光沢なく、從って収益も少なかったので、それから十年程後の寛文六年(一六六六年)には、同郡沼村(城山村)の沼源左衛門がその改良を謀り、長門に赴いて長門楮又は赤楮と称する良種を購求して皈り、村内及隣村に配賦して栽培せしめたところ、この方が収穫も甚だ多く地に適してゐた爲めに頗る評判よろしく、伊都・日高の各地方にまで播まったといふことだからである(楮は郷中丈けでは不充分なので、他方よりも移入していゐたといふ)。山保田荘の製紙業は爾来幾多の改良を加えられて、年を逐うて盛大になって行った。そして保田紙の名前はやうやく国内に著はれ、藩の幕府献上・諸侯御贈答にまで供せられた。保田紙は懐中用の小判紙(官命によって製して和歌山城下にだした)や、傘紙類を主とし ―― 山保田荘二川村から漉出した二川紙は、一枚にて三畳敷・四畳敷の大きさあり、その質厚くして高野紙に似てゐたと云う ―― 国内屈指の産物となった。

現代では八幡村のうち三田・久野原・清水の三字で傘紙を製し、産額一ヶ年二萬貫に上り、其の六割乃至七割を海草郡内海町の製傘業者に供給してゐる。昭和八年版和歌山県統計書(六年度統計)には、有田郡全体の和紙の産額を三万五阡円(製造戸数及職工数等を欠く)としてゐるが、其の殆んどは云うまでもなく保田紙などである。

高野紙

保田紙と相並んで、現代内海町の製傘業者間で最も多量に使用せられてゐる傘紙は、いふまでもなく高野紙である。高野紙はかなり古くから大阪や其の他に盛んに輸出せられたので、殆んど傘紙や障子紙に限るように世間一般に考えられているが、本来は種類もかなり多く、かく歴史も極めて古いのである。

高野紙の起源については、或は昔新城村(長谷荘新城)に楮(かど)(稜(?))の森(丹生明神)という明神あり、土人に楮の利用を教えたとも伝え、或は弘法大師が九度山町椎出に於て、紙の製法を教えたが久しく中絶し、其の後南朝の遺臣がこの所に隠れてこれを再興し、ついで同町古沢及び河根村に伝播して、今日に及んだとも謂はれてゐる。弘法大師云々と云うのはどうかとしても、とに角に高野紙の製造が高野山を背景として、早くから初められたらうことは明瞭であって、高野山に現存してゐる書冊・経典次第類や、寫経等の奥書・跋語・識語等によって年代を鑑定しても、少くとも鎌倉時代已前から、同山麓で紙の製造の行はれてゐたに違いないことは、確実であるといふ話である。高野紙は次のように定義された。

『高野紙は楮を以て製する。塊して厚紙といふ。これに次第紙・傘紙・障子紙の別がある。次第紙にはまた通途、別製の区別がある。此の紙は聖経巻物牒帖 —— いふところの高野板はそのうちの一部分である —— の料(?領)に漉く故にこの名あるのである。小傘障子紙にも広狭精粗の別がある。高野紙と云うのは高野料(?領)で産するから、他所より称へる名である。現に山下古沢村・笠木村・細川村・河根村にて漉いてゐる。寒製を以て絶品とする。二束五帖もの・三束ものゝ差はあるが、皆六十枚を一帖とし(それで世に高野六十と云ふ俚諺があるのだと云う)て、其の價は時宜によって高低する。此の厚紙は性堅膚麁、年序を経るともそのその性を失せない。又近頃は清水村で本漉紙中薄様を漉き、花坂村で半紙を漉いているが、高野領の名産とするのは厚紙である。又細川奉書といふのも古くはあったやうであるが、今時はこのこの奉書を漉かない。云々』

水原堯栄師は、その『高野板の研究』(昭和版)の中に、この次第紙・傘紙・障子紙の実物を挿入して、需要の絶無は製法を失ってゐるので、次第紙を漉かしめるのに苦心したと慨歎してゐられる。歴史の古い我が国の文明史上に、見遁すことの出来ない、この高野板の用紙の廃絶はいかにも遺憾な気がせられる。何とか復興の途がないものであらうか。

この高野紙の生産地の一である古佐市荘では、冬期の作間稼ぎに紙を漉き、此の傍入の利あるによって困窮の憂から遠ざかっていたので、古くは同荘から他荘の村へ婚する際には、製紙の術を他へ弘めないと云う起請文を書いたといふ —— しかも吉野の国宇多郡より出す紙は、高野に模寫したものであるので、何れも六十枚を一帖と定めていると云うのは、保田紙の起源に関する物語と対照して、興味の特に多きを覺える。

那賀郡神野荘に産する神野紙は高野紙の一種で、大抵は古沢と同じ紙であるが、色白く滑かで少しく糊気があり、多く帳紙に用ひ、その粗末なものは黒江に出して椀の袋に用いたと云う。高野紙は高野の寺領内で製造せられ、高野山中で広く種々の方面に使用せられたものであるだけに、詳しく研究すれば興味の深い事実が数多く発見せられるに相違なかろうと思はれる。高野紙の製造は、現代九度山町古沢が最も盛であって、その他河根村・高野村・孝文路村・花園村等にても行はれている。昭和六年の統計によると、高野紙(伊都郡内)の製造戸数百二十八・職工男女合計三百十二人・産額五万六千八百余円に及んでゐる。製品の大部分は無論傘紙である。

那智紙

高野六十・那智八十と云う俚諺が、高野には六十歳・那智には八十歳の小姓さへあると云う意味であるとも伝へられるが、また高野紙は六十枚を一帖とし・那智紙は八十枚を一帖とすることを云ふものであるとも解釈するものもある。那智紙は現代では全く絶えてしまってゐるがもと熊野の那智村天満で製していたものである。上古秦の徐福が渡

来して熊野に在住して、紙をも教へ漉かせて用ひたのにはじまるので、一に徐福紙と云う。其の紙奉書杤原の類にあらず、又国栖・美濃・岩国の類にも似ず、様かわって見慣れないものであって唐紙のようであり、破るに必ず横に裂けると云うふうに伝えられてゐる。又或書には元正天皇の養老元丁巳(七一七)年より徐福が伝の色紙を此処にて漉き、その後代々天子へ五千枚づつ貢物にしたとも記してあるとも云ひ、一に徐福紙とも云ふ。

那智紙一名徐福紙に関しては、田原慶吉氏が「熊野研究」に大分詳しく研究を発表していられる。それによると、この紙の遺跡は今現存して居ず、其の創始も詳でない ―― 徐福の伝授と云うが如きは、固より荒唐無稽な伝説であろうが、那智文書や其の他によって考へるに、大体王朝の盛時に熊野三山の神威が大いに発揚し、熊野牛王の板行も多くなって行った時代にはじまって、熊野牛王誓紙の用紙として使用せられ、同誓紙の需要の増加すると共に、漸次隆盛となったが、後世交通の便が開くるとともに、他国産の紙が続々輸入せられるに及び、安永(一七七〇年代)頃より生産減少のため献上品にのみ那智紙を使用し、その他の向には本宮・新宮、同様津荷・高野紙を用ひるようになり、外来の廉價品に圧倒せられて、ついに廃絶するに至ったのであろうと云うことである。那智紙・徐福紙の名前は、「笈奚随筆」・「三山紀行」・「熊野獨参記」・「熊野詣記」等、徳川中期頃の各種の紀行の中に見受けられるようであるのは、熊野の街道筋のことである上に、其の創始に関する伝説と云ひ、唐紙に似た紙質と云ひ、牛王の押紙に用ひられる用途と云ひ、いかにも土地に打ってつけてゐるのであるから、これ等の旅人の心を甚しく曳いたのに相違なかろうと想像せられる。紀北の高野紙・紀南の那智紙が、それ〴〵高野山や那智山を背景として一時隆盛を極め乍ら、交通の進歩が却って仇となって、他国産の製紙のために圧倒せられるに倒ったことは興味多く感じられる。因に中世以後、那智・新宮・本宮の牛王用紙に使用せられた津賀・高野紙は、熊野川の上流四村荘高山村及び小津賀村・其の他で製したものである。伝ふる所によれば高山紙は白河法皇熊野詣以前より紙漉あり、始め日向の人より伝授せられ、後美濃人の指導を受けたが一時中絶し、文化・文政の頃(一八〇四〜一八三〇年頃)初代植松甚三郎(現代より三代前)が、土佐より女工を聘してこれを再興し、各家の副業として大に奬勵を加えたのであると云ふ。もとは半紙大半紙であって、一帖の紙数八十枚であった。一帶に熊野川の沿岸は ―― 高野山麓や山保田庄などと同じように ―― 田畑の少ない土地であり、しかも清い溪流に惠れているので、製紙の業は各地に伝ったのであろうと思はれる。高山は其後年と共に発達して、今は音無紙(鼻紙)となった。音無紙は現代製造戸数二十四・女工二十四名、産額五千弐百円(昭和六年)に及んでゐる。

花井紙

那智紙と同じように以前は其名が甚だ高かったにかゝわらず、現代全く廃絶しているものに花井紙がある。この紙のことは從来久しく世に忘れられていたが、二年程前小野芳彦氏の実地調査によって、其の原産地が発見せられ、當

時の新聞紙上に大きく報道せられた。小野氏の遺稿集『熊野史』（近刊）の目次概要の中に、花井紙衣？考と云う標題が見えてゐるが、それは未見である。

花井（華井と書いて、けい又はくき）紙は東牟婁郡九重村花井で製造せられた紙で、楮皮に小量の楡の皮を加え、縦横に打ち交へて漉いてあるので、一に十文字紙と称し永代保存の証文紙に用ひたり、或は云ふところの花井紙子・紙帳・紙布團などの原料となしたりした。

昔慶長年頃（一六〇〇年頃）のことかと想像せられる、美濃国高須城主の女貞流尼公が花井の里人に、その紙の漉き方を伝へたのが起源となって、爾来ずっと此の地の特産品として製造をつゞけられ、明治の初年に及んだのであると云ふ。花井紙子と名は云ふものゝ、事実花井では主に紙をつくり、これを揉んだり澁をひいたりしただけで、これらの材料を新宮又は大阪へ送って、そこで種々に加工して紙類や紙帳類を製したのであった。一体紙衣は旧時奥洲白石・駿河阿部川・紀州花井・攝津大阪等より之を出したが、華井紙衣等が特に佳良とせられていた。之を製造するには蒟蒻根を用ひる。よく洗淨して煮熱し、桿心を刺して徹り易くなるのを度とし、冷定して皮をむき去り、之を擂って糊となし、之を以て厚紙を張続け柿澁を塗り晒し、乾して足で踏み・手で揉んで軟らかくし、一夜露宿して柿澁の臭を去り、之を衣服に仕立て、防寒の用にするのであると云ふ。防寒・防暑に最も効用があり、また旅中の具として欠くべからざるものであったので、庶人の間に盛に愛用せられた。紙製であるが耐久力頗る強く、めくれたり・破たりすること絶対なく、数拾年の使用に耐えたさうである。なほ紀州には古来この花井紙の外に白紙子といふものを産した。根来の土人が白紙に白紙に柿油を塗らないのを以て作った紙衣であるが、女子の手を経づして出来たので、持律僧や南都東大寺二月堂参籠の僧徒が各々之を着用した。その色深白であった。好事の俗士もまた時々之を着用した。二月堂参籠の僧徒の着用した紙衣は、之を截って帶となし、妊婦に着用させると産が軽いと云ふので、婦人は爭って之を求めたとのことである。ただしこの方は産額も極めて少なかったので、世間に知られることも甚だ稀であった。

その他

以上の外紀伊で産出された紙としては、山路紙（日高郡山路莊及寒川莊下甲斐野川村で製する。其の質土佐半紙に類す）や、多田奉書紙（海草郡、古く中絶した）や、湊紙・松葉紙・牛王濾紙（本宮産物、懐中紙）・傘紙（熊野の小森にて之を漉く）・島包紙（綿帛を包むべし）等々の名が諸書に見えてゐる。然し何れも産額が余り多くなかったようで、委しい説明はつけ加へられてゐない。

現代和歌山縣下で最も多額の生産をなしてゐるのは、日高郡の藤井紙と新宮の西洋紙とである。

藤井紙は明治八年（一八七五年）頃に藤井村（現藤田村）に二・三の濾紙製造者がいて、從来の製品の改造をして改造半紙になし、

明治十年に始免て内国勸業博覧会に出品して賞状を樹與せられて以来、漸次その名を掲げるに至ったものである。半紙及塵紙（ちりがみ）を主として製造する。南海紙業株式会社（機械製紙）・その他の工場があって、郡全体の産額四拾四万八千余円（昭和六年度）の大部分を占めている。最近に売出した清姫傘は、この会社製の機械漉き紙を使用したものである。

新宮の製紙事業は旧藩時代に、水野土佐守が濾紙をなさしめたものにはじまる。これは暫時にして廃絶したが、後大正貳年（一九一三年）に熊野製紙株式会社が設立せられ、西洋紙の製造をなすに至った。今王子製紙株式會社熊野分工場と称せられるものである。縣下最大の製紙工場であって、職工男女合計百六十一名、二百二万七千余円の産額ヲ擧げている。

此の外海草郡大崎村で、傘用紺紙を産する。これは高野紙・保田紙を正藍に浸染せるものである。

（昨日日高郡龍神村で聞いたところによると、同地ではかなり早くからたて紙（一名龍神紙）を作り、同地の名産椎茸の包紙・その他に使用しているそうである。かうした種類のものは他の地方でもちょい〳〵あるであろう。之等を拾ひあつめることは、甚だ興味多いにちがいないと思う。九月廿五日記）

昭和八年十月　『紀伊郷土』　第十号所載

龍神紙

原　まする

龍神村ではあちこちでよく自家用の紙を製造致します。私の家でも大分前に紙をすいた事があります。自家用の紙は大抵数年分を一度に製造しておきます。自分の家ですかずに材料をもって行って、知合の家でついでにすいてもらう人もあります。

紙を製造するのは大体次の様な風に致します。

先づ十二月の上旬頃から二月の下旬頃までの間に、野原や田畑の畔などから、楮や三ツ又などを集めて来て、枝をはらひ・かづらを除き三尺程の丈に切り、それを適宜の大きさにしばって釜に入れ、上から熱湯をそゝぎ、こしき（木やトタンでこしらえた桶のようなもの）をかぶせ、強火をもやしてよく蒸し・皮をはぎ取り、これを乾かして保存してをきます。それから仕事の暇をはかって紙をすくのですが、それには先づかの乾かした皮を水に漬けて軟かくし、上等の紙なれば外皮をすっかり洗ひ去り、釜に入れて指でたやすく切れるまでよく煮た後、再び清水につけてあく出しをし、板の上にのせて棒でたゝきます。上等の紙程長時間たゝくのです。此の皮は少量をとって水に溶かしてみて、

良くとければ十分たゝけているのですから、今度はこれを紙船と云う木函に入れ、にべの木の皮のしぼり汁を若干入れ、水を適宜に加えよくかきまわしてどろどろの液体にして、之を薄の穂の軸を細い糸であんだ簀をわくにはさんだ上に手際よくすき上げます。すると水は簀の間から流れ落ちますから、上に残ったものを板の上に張り、日に乾して紙に仕上げるのです。

紙の製造は大抵農家の暇な冬の最中ですから中々辛いです。龍神で作る龍神紙の種類は、たて紙・障子紙・傘紙・松煙障子紙などであります。たて紙は袋に張ってお茶や椎茸を入れる極粗末な紙です。障子紙は草履の鼻緒にまく事もあるので草履紙とも申します。傘紙は障子紙のやゝ厚い紙・松煙障子紙は松煙をとる障子にはる紙で、松のすゝがよく付くのだそうです。楮や三ツ又は野原や田畑の畔に生えています。年々切取りますが、春には亦その後より新芽が出ます。

椎　茸

龍神の家から送って来るものゝ中で一番皆様に喜ばれるものは椎茸です。これは龍神でできた物だと申しますと、こんなよいものを何で温泉場で土産物に売出ないかと申されます。龍神の椎茸は新しく、香も高く味もよいとほめて下さいます。椎茸は椎・なら・くぬぎ・栗・樫・しでの木を、秋の土用頃から(秋の末頃ぬるでやうるしの紅葉した時が最も良いのだそうです)切りたほし、これに斧できざみを入れ、雑木をかぶせておきますと、三年目頃からもうこの「ぼた木」からとれ出すのです。四年目の秋から彼岸頃に大雨がきつく三日も降りつゞくと、つちを持って行ってこの「ぼた木」を打っておきます。「ぼた木」は湿気の多い所や、乾きすぎる所におくと良い椎茸は生えません。

椎茸とりは私も度々行きましたが面白いです。しかし余程気をつけないと、椎茸の傘と足とがはなればなれになって屑物になってしまいます。取って来た椎茸は直ぐ火にあたゝめて乾します。美しく山吹色に爪も立たぬ位にかたく乾燥した物が良品です。

温　泉

貴女のお家はと聞かれて龍神だと申しますと、あの温泉のある日高郡のか、それはよい所だ、私も是非一度は行ってみたいと思ってゐるのだ、などと皆様から羨しがられます。温泉は私等龍神村の者の大なる誇であます。温泉場は龍神村大字湯本にあります。一年中何時でも美しい所ですが、殊に初夏の頃の素晴しさは、都会の方の想像も出来ない位です。湯槽にはすきとほった入加げんのお湯が、ひっきりなしにあふれています。種々の病気にもよく、大変色が白くするとかで女の人によろこばれます。色を白くするかどうかはよく知りませんが、身体の温る事は確かです。私の家は二十町程はなれた湯の又にありますが、冬の寒い日にも温泉に入って来ますと、家に皈ってからもまだぽか

ぽかします。凍傷や切傷位すぐ直ってしまひます。村の者は入浴は昔からずっと無料です。然し皆大層いそかしくて、少し遠方の人はお休みか病気の時の外はとても毎日行く暇はありません。

耳石と千本幟

温泉場の直ぐ上の方にお薬師様をお祭りした温泉寺があります。このお寺の格子には、穴のあいた小石を細いひもで沢山つるしてあります。よそから湯治に来られた人の中には、大層不思議がられる方もありますが、これは耳石と云って耳の痛い時にお薬師様へお供えしてお祈りしたものです。大変御利益があると申します。耳痛が全快すると直ぐ御礼参りをします。この耳石は水のきれいな日高川の河原で探しますが、中々見付け難いのです。それで普段から心掛けて拾って置きます。

私の弟は小さい時分この石を探すのは上手で、沢山拾ってきてのきにつるしてありましたので、近所のが折々「栄助さん耳石おくれんか」と云ってもらひに来られました。

又温泉場の十町程奥の大字皆瀬にある村社「皆瀬神社」境内の路傍には、何千本となく巾一寸・長さ五・六寸位の、白い紙を杉箸に張りつけた小さい幟が立てゝあります。これは千本幟と云って、村の人達が願いごとを神様にお祈りして御利益があった時に、お礼参りをして奉納したものです。御利益があらはれず病人が亡くなったりなどした時には、小石を投げて自分の家の屋根をこさせて、願をはる(とくこと)かすのだとか云うことです。

「紀伊郷土」　昭和十年七月号

鶯の声

奥田　正造

はしがき

辱知浜田氏から法燈国師について何か書き送るようにと、数回の御懇書を頂いたが、国師の御孝徳を讃仰するの外、何の研究もしていない私は、この御依頼に少からず恐縮した。国師が母公を由良にお連れになって間もなく、御他界になったので、六十一歳より九十二歳に至る三十二年間、老僧が日課としての展墓諷経の行実にこころをひかれ、このこの追慕報恩の由来をさぐって、母公が誓子を戸隠の觀音に祈られたことを知り、茲に同志を得・祈願の靈跡に供養塔を建てたいと発願したのが昭和七年夏である。機会ある毎にたづね得た思出をつゞって、假に「鶯の声」と名づ

け、塔供養の折り有縁の方々に呈した。稿を改めんと舌筆を嚙んでも、別に名文が書けるわけでもないので、この中から御好きな所をぬき書して下いと御願ひすることにした。

(1)

昭和七年(1932年)八月五日法燈國師母公御祈願の觀音堂をたづねて戸隠え詣でた。久山氏邸へとめて頂き、御主人や徳武輝治氏の懇な御説明で、神仏分離以前奥社が本觀音を本地と祈ってあったと知り、國師の母公が聖子を祈られたと云うのは、云ふまでもなく奥社であったと六日これに詣でた。奥社の入口には十数町の見事な杁の並木がある。その中程に觀音堂跡と伝えられた場所があり、苔蒸した供養塔も建てられ、塔の下から経を書いた礫もこぼれ出してゐた。國師誕生後既に七百有余年、當時の建物や御本尊など探したとて、之を見出すわけにはゆかないが、戸隠山を背景としたこの大自然が持つ靈気にはさまで変りはないと思う。幽遂限りない林間の靜寂を破って鶯が鳴く。考えて見ればこの老杁も國師寂後のもの、何によってか當時を偲ぼう。なきつゞけてゐるこの声が却ってありし世のまゝではあるまいか。この靈域まで南方十余里の神林の里から歩を運び、茲にぬかづいて一子を祈せられた母公も亦これを只の歌とは聞かで、妙法の恩を起さしめ玉う佛の誘と感じられなかったか。それ靜(淨)信に感応して福徳智慧の男子と即現し、法味豊な家常に俗介の毀譽を起越した國師の一生を偲び奉った時、茲に母公祈願の眞心に随喜の淨業を企てゝはと思い、折からの案内役で十余年の知己、同行の和田亀千代氏にさゝやいた。それが因となり縁となり、昭和八年八月初め再び戸隠に詣で、中社に参籠し同志の方々と古徳の安居に擬し、淨業を模すること三日三夜、その折はじめた一字一石三礼敬書の法華経が功を終え、之を祈願の淨跡に埋めるとの吉報を得て、随時結縁のために三度戸隠に詣でることになった。出発にのぞみ國師行実の一端を略述して、有縁の方にお上げするのもよかろうと書いてみた。鑽仰の微意にすぎないので、その全き御生涯を望るゝ人には、國師の縁起及び行実年譜等の資料があることを告げてをく。

(2)

巻頭にかゝげた法燈國師の肖像は、和歌山縣由良興国寺に安置してある國師八十七歳の壽像で、昭和六年十月二十七日国宝に指定されたもの。私には興国寺拝塔がこの日に當たっていたのも偶然のようで偶然でなく、思出の種・その寫眞を借りて複寫したものである。この像の製作については御伝記の中に特に往話が伝えられている。壽像製作の儀がまとまりいよ〳〵佛工を聘して着手した。そこで佛工は國師に許され日々おそば近く侍してその頂相(ちんそう)を模刻し奉った。一日刀を手にしながら、國師は道徳尊厳で人人の皈依かくあついとはいへ、この刀一分でも喉を刺さば凡夫と何の変わりもあるまいと思うた。時に國師はそんな心をおこすものではないと云われたので、佛工はこの他心通に驚き恐れ、以後信心を致し刻奉ったということである。昭和八年五月この木像が補修せられた時、胎内に佛塔経巻が納

められている事がわかった。作られてから六百四十年、知る人なしに伝えられた事実である。実際をお調べになった荻野仲三郎先生のお話によると、頭内に五輪塔、これは取出して見るわけにはゆかぬので反射鏡を利用してみた。胎内には二個の金銅の筒があり、その一には國師の舎利、他の一つには書寫法華経が入っていたとのこと。幸に昨夏六月二十三日書寫の経巻は私も拝することができて、古人の用意工夫の跡を見て深く感じた。指の太さ位に巻き納めた経巻が五十数本あった。各壱本が法華経壱巻故約七部の妙典、皆弟子の淨寫になり、之を紙包とし紐でしめてあった。そのしめ紐には無数の紙片がついて居り、それ〴〵名前が書いてある。結縁の人人であろう。中には拇印もあった。これらを拝しつゝ昨秋の旅を思いあわせ、木彫の一座像がよく壽六百を延べうるの自らなることもわかった。

(3)

伝によると國師諱は覺心・号は心地、承元元年(1207年)(皇紀一八六七年)信濃國神林縣に生れた。父は常澄氏と云うより外に別に何も伝えられていない。神林縣と云うのは松本市から西へ数里、今は神林村と云うている。昭和七年八月二十日松本駅から自動車の便をかりて誕生の地を訪れた。標石に導かれてついたのが福応寺と云う眞言宗のお寺であった。御住職の不在は誠に残念であったが、誕生地たる旨の碑を見・許されて本堂に昇り、由良からお迎えになったと云う観音様を拝んだ。元母公終焉の遺跡修善尼寺の本尊であったと承った。只山河のみ、あたりの感慨は戸隠山とかわりがない。七百有余年の昔を語り、國師の幼時を偲しむるものは只この山河のみで、この風光の中雲を望み、山をへだてゝ遙に戸隠を拝し、二求円満を祈らせ給ふた母公が夢に観音様から燈火をお受けになった昔話を、なつかしみつゝ當時を想像してみた。星霜うつり物変ずれば形骸何こにか求むべき。消え易き口紅の一時の美しさを誇らんよりは、梵行に三業を淨めて千歳尚世を導く國師の母たることができたら、つきぬ命と云うべきではないかと考へた。

國師は十五歳にして神宮院に入り、佛典儒書を孝ばれた。母の篤信の結晶である國師が自然に外の子供と違い、俗に処る気分のなかったのは察するに余りある。十九歳剃髪して奈良に出て、東大寺で具足戒を受け即ち僧となられた。當時の奈良は修行の道場ではなかったので高野山に上り、まづ伝法院で覺佛阿闍梨から密教を孝ばれた。更に金剛三昧院で行勇禪師について禪を修し、教外の別伝あることを知って、眼を替へ鉢孟(ホウ)をうけて師事せられた。行勇禪師は建仁寺の開山栄西禪師の上足である。山上の修行方に九年、後山を降りて諸方を遍参せられた。

(4)

三十三歳行勇禪師に随い鎌倉に出で、その會下に侍し壽福寺の紀綱をつとめられた。三十六歳、湯草の極楽寺に道元禪師をたづね菩薩戒を受け、四十一歳上野国世良田の長樂寺に安居して、忍辱精進一塵の財をも蓄へずの言葉に心の眼をひらき、古の大徳が叢林にかくれて草裡の漢に安んじ給うた眞趣を知り、四十二歳甲斐国心行寺に安居して、

孝解は究境の竟の法でないと悟って、一切放解を工夫して熱時は扇を取り・寒時は暖を取る自然妙境に徹せられた。四十三歳更に宗国遍参を志し、再び高野に上り、かねての知己願性上人の資助を得て、建長元年（1249年）二月由良港を解纜し博多に出で三月宋船に便乗し四月末かの地に着かれた。かねて東福寺の聖一国師から紹介があったので、径山（キンザン）に佛鑑國師をたづねられたが、他界でやむなく遺芳をしたひ止往二年。四十四歳道場山に登り、山主如覺荊叟（ケイソウ）長老が警策を以て、衆僧の眠るを戒めて「人心多くは文に迷う」語録を読み、孝解に誇らんよりは坐禪して寂静に一如なるに如かずと語らるゝを聞き、工夫三昧に一夏を終え、更に六月王山に移り止往三年。其間或は天台山に智者大師修行の跡をたづね、或は大梅山法常禪師の工夫を偲ばれた。時恰も日本留學僧源心なるものあり、無門佛眼禪師のことをお話ししたので、直ちに杭州護国寺をたづねて無門和尚を拜された。時に國師四十七歳。

護国寺につくや直ちに方丈へおはいりになった。無門和尚わがこの所には門がない、何処から入られたなじられた。師、即ち門なき所から入ったと答へ、ついて酬対数回、意自ら通ずるものがあって入室を許された。和尚は来ようが甚だおそかった。我はもう七十一歳余命が少いので甚だ残念だと思ふが、然し生前の値遇宿契の致すところ、こんなうれしてことはないとよろこばれた。面授相照隔てない歓待に親侍半歳、この地に渡ってから過ぎ去った六年を省み、今無門佛眼禪師に参じて心境を定め得たことを喜ぶと共に、皈心漸く動いて護法回郷の願切なる旨を告げ、涙に衣をうるほしつゝ別れを告げられた。

建長六年（1254年）八月無事皈朝、直に高野に登り願性に礼謝し、再び禪定院の首座となられた。五十二歳由良に遊び鷲峯山西方寺の聖地たることを喜ばれたので、願性は宗を改め伽藍を新にして師を開山として請ぜられた。持戒正しく道眼明な師のこととて、會下に集まり参ずるもの次第に多く、叢林の威容も整うた。

(5)

六十歳慈母の安否がきづかわれたので、信州の故山に觀省し母上を由良にお連れ申して、門前西谷に庵を設け日毎にその許をたづね、法談に時を移しつゝ孝養の誠をおつくしになった。翌年四月十一日母公は法悦の中におなくなりになったので、寺の東南小丘の上に葬り法篋印塔を建てゝ供養し、惠日大師とあがめ修善尼寺の開基に擬せられた。その後は時祭怠らず、六十一歳より九十二歳の終焉に至るまで、毎日洗足墓前に詣で供諷を日課とせられたと云う事である。この考誠に感じて戒弟の覺性尼は路傍に土生庵を結んで、師の往還を伺ひ茶を献じ労を慰せられたと云う往話が語り伝へられている。

六十一歳から九十二歳の老令まで毎日の感謝供諷、三十二年間の行実は実に尊い事である。三十二年と云へば一語でつきるが、この日課の永続は決して普通の人にはとげ難い。孝解は究意の法にあらずと知って、一切放下の工夫に

純熟せられた実課であると思ふ。この話を聞いてから、是非一度由良を訪ねたいと念願してゐたが、宿縁漸く熟して昭和六年秋興国寺に澄靈塔を拜し、寺から十余町を歩みながら母公の宝塔に詣で、往日國師日参の跡をふみしめ、皈路畑中に残された土生庵の叢跡にも足をとゞめてみた。修善尼寺はこぼたれて畑となり、只枝もたわゝに実った蜜柑ばかりであった。寺後の林中小い溪にのぞんで大石がある。坐禅石と云う。侍僧が國師をたづねてこの溪辺に来た時、國師の御姿が觀世音菩薩におがまれ、溪水にも同じくその尊容が寫っていたと云ひ、この佛を永久に伝えんとの弟子達の願いから、石上草座の觀音様のお像がつくられ今も本堂に安置してある。母公祈願の現成とも思はれて一人に深く感じた。溪水は涸れてその影もうつらず、今は只その昔を偲ぶにすぎない。

(6)

七十五歳召されて亀山法皇に禪要を奏聞し、法皇は宗門に向上の事あるを喜び賜ひ、師の法徳をよみし草河の腸林寺を建て、開山第一世として國師をお迎へになった。國師は固辞してうけず、其の徳にあらざる旨を述べて、ひそかに由良にのがれられた。七十九歳藤原氏継子を亡ひ逆縁によって発心し、別荘を改め妙光禪寺とし師を開山第一祖に迎えられた。来往少時亦由良に皈隠せられた。國師の樂ふところは来門の栄ではない。僻絶荒寒の地でも・枯淡な朝夕でもそれは問ふ処ではない。法の爲の生活で生死の根を絶つのが第一であり、来って法を問う者の爲には説いてうまないのが家常であった。隠栖在山四十年、靈異を伝うるお話も少くないが、これは國師の面目ではないと思う。応病施薬その迷を去れば足るで、お説きになった法問もなかったわけではあるまいがのこされていない。偈頌と雖もわづかにさがし求めて得たもの数種にすぎない。只法語一巻・坐禅儀一枚が世に伝えられている。一切放下の眞工夫を九十年の行実に見ると云うてもよろしい。法を得ることは易く、法を守ることは難いと、自らもお述べになっているので、孝解にほこって自他共に迷はんよりは、寂静な眞の生活こそと、南海の辺鄙な所にうづもれて、徒に空しい名を伝えまいとなさったのではあるまいか。九十二歳微疾で食事をおやめになった。侍者はそれと気がさして、御遺偈(ユイゲ)を請うた。國師はわれ平素でさえ詩偈をつくるのがきらいである。まして末期にその要はないと答えられた。茲にも國師の面目を見る事ができる。十月十三日子の刻威儀をおさめて、寂然と端坐し給うた。侍者神色の変るを見て、終り給うかとたづねた。國師はうなづきつゝ皈寂せられた。語るころ聞けば行ふに時を失う。長壽遍参。國師の如きお方で遺偈さえないと云うことは、一層に行実の尊さを思う。

(7)

法燈の國師号は亀山法皇から賜り、後醍醐天皇は更に円明の二字を追諡し給い、伝えて法燈円明国師と称し奉る。興国寺派とたゝえ臨済一派の開祖として崇敬せらるべきお方とは思うが、眞の奉仕にあらずして、獨世俗僧のために

衣食の資源となるのは国師の御本懐ではあるまい。九十二の長壽・七十四の法臈、御縁起には佛法不思議のこと恒河砂数とたゝえてあるが、定力の自然のあらわれさもあるべきこと、別に怪むには及ばぬ。併しそれよりも寂靜の中、不可説の妙趣に獨り微笑み給ひし、家常は仰ぐべきものであったにちがひない。このことはやはり身を以て無字を提示し給うより外なかったのであろう。

盲群像を探るの例えにもれず、國師を見奉ることも亦一分にすぎないとは思ふが、母公の篤信よく聖者をこの地上に招き不老不死七百年、法燈仰げば今もかゞやくことに気づけば足る。姿は見えざれども、ありし世乍らの法音を転ずるかの声を心に聞いて、随喜渇仰の微意をつゞる。（昭和九年七月二十一日暁　法母庵にて）

（昭和十年七月　「紀伊郷土」　日高号）

明治初年の丸の内

石村　鷺森

明治四年（一八七一年）七月十四日廃藩置縣の詔書があり、和歌山藩知事正三位徳川茂承（もちつぐ）候は本官を免ぜられ、御用有之候条九月中に皈京すべきようのぎょうの仰出を拝受したので、それ以来夜を日に継ひで諸般の準備をとゝのゑ、九月九日和歌山縣士民に対して告別の辞を與え、同月十二日（夫人は十一月十七日）いよ〳〵御供揃にて和歌山表を出発（出島浦より小蒸気に乗船大阪着、それより陸路）東京え引上げ、つづいて十二月に入って是迄の住居であったその役宅、即ち和歌山城内西の丸を、あとの道具片付けがすむと同時に和歌山縣廳に引き渡した。藩祖頼宣卿が元和五年（一六一九年）にはじめて封をこの国に受けてより、以来実に十四代二百五十三年にして、こゝに紀伊徳川氏は全く和歌山の土地を離れたのであった。和歌山城（丸の内を含む、同所は元来和歌山城の三の丸の地で、重臣の邸地になってゐたのであるから、市町とは全然別であったのである。但し以下は便宜のために、和歌山城内郭と丸の内とを区別して呼ぶことにする）が民間に払下げられたのは、それから間もない頃（明治五年頃）のことである。この事柄は從來どの書物にも余り詳しく記されていないようであるが、時勢の激しい変遷の後を偲ぶ参考になる事が多い様であるから、古老から聞いたことどもなどを取りとめもなく書綴って見る。

――――――×――――――×――――――×――――――

これより前、丸の内一帶の旧藩士本邸（上屋敷）は、全部土地家屋とも御取上になって、在住人は何れも立退きを命ぜられたのであって、払下當時には和歌山城から丸の内にかけてのあの広い地域内には、僅に少数の番人が居残って

いるだけ ―― 但し二番町の佐野出羽守と七番町の渡辺主水とは、どうした訳があってからか大分後まで居残っていた ―― で、日中にも人の往来は滅多になく、人気のなくなった大小の邸宅はさながら廃墟のように不気味に立並んでいた。時節が時節で、家具調度類は二束三文の値打しかなかった爲か、之等の邸宅の大部分には畳や建具類がすっかりそのまゝ残されてあり、中には床の間に掛物をかけ放し、居間の中央に空の箪笥の曳出しをほりなげたまゝのも少くなかった。立退きの旧藩士達はいづれも丸の内本邸御取上げと同時に、改めて無償で御下渡になった從來の下屋敷やその他へ移って、とも角も落ついていた(改めて御下渡と云えば、單に旧藩士にのみあったのではなく、古くからの大年寄の一人であった、市内福町の先々代小池五兵衞の話によると、茂承候が東京へ引上げられる少し前に、役所から市内の主だった町役人一同に対して、裃着用の上出頭すべしとの命令があったので、何事が起ったのかとびく〳〵もので出掛けてみると、『市内町屋の土地全部は本来は旧殿様のものなのであるが、この度旧殿様御皈京につき、それ〴〵持主に御下渡になるから、有難く心得よ』と云う意味の申渡であったため、皆々は今更に旧殿様の御威光に恐入ったと云うことである)。

―――――×―――――×―――――×―――――

和歌山城内郭及び丸の内一帯の払下げ値段は、城内の諸建物 ―― その天守閣は三万両近い工費を出して、嘉永三年六月に竣成して以来、まだわづかに二十二、三年にしかなっていなかったのである。天守閣その他の再建の事については、いづれ機会を得次第改めて稿を起したいと思う ―― を全部取毀つべしとの条件つきで、旧藩士邸諸建物、其の他一切居付のまゝで金七千五百円、払受人は旧藩士青石太兵衞・旧新宮藩士水野將藍及び市内六町目の湯川太郎の三人であった。彼等はこの払下地を三つに分けて、壱番丁から二・三・四番町までは水野、三木橋北の浜側、十一・二・三番丁浜側全部は湯川、十二・三番町・南側八・九番町・城内建物全部共は青石の持分(十一番丁南側屋敷跡は水野にも分たれたと云うが、詳しくは不明)と云うことに定めたが、それからひさしく経たないうちに、青石の分と水野の分とは、市内東鍛冶屋町の林仁兵衞に譲渡された。

―――――×―――――×―――――×―――――

水野將監の持分が林仁兵衞の手にうつるようになったのには、世にも哀な物語りがあるのである。

水野は最初払出を受けるや多数の大工手伝等を雇って、その所有に皈した旧藩士の屋敷を幾つにも小さく仕切って、手頃な貸家に改造したのであるが、何分にも當時の丸の内一帯は前記のようなわけで、極端にさびれ切ってゐたので、借手が一向に出て来ず、偶々出て来ればそれは『やれやれあの男もとう〳〵丸の内住居をしなければならなくなったのか』と、知人達から哀まれるような極貧者ばかりであった。それやこれやで、彼の家には豫定の収入の金が絶えて、

漸次大工や手伝等に対する支払の金に窮するようになり、滞りに滞って、ついにその年の大晦日の晩には、彼の家へつめかけた多数の人人から『これ程まで御頼みして、どうしても仕払をして下らぬと仰言るのなれば、私達はこゝで首を縊るより外に道がありません』と云う最後的な交渉を受けるに至った。水野は彼等のこうした悲痛な言葉を聞いて酷く心をうたれたようであったが、遂に無言のまゝ奥に引退き、やがて身に白装束をつけ白木の三宝の上に短刀をのせて一同の前に立戻り、思い入った調子で『段々とお前達に大変な迷惑をかけて、何とも恐縮の外はない。此の上は水野將監も武士の端くれである。お前達の眼の前で切腹して、せめてもの申訳にする』と、きっぱり言い放った。

流石にこう出られると、この上に強いことも云い張りにくかった。一同は改めて頭を突き合せて色々と相談をしはじめたが、そのうちの気の利いた二三の者は、兎に角に東鍛冶屋町の林の家にかけつけて事情を詳しく報告し、何分の助力を依頼した。林では思いがけない俄の出来事なので、一時は途方に暮れたようであったが、捨置くわけにも行かないと、諸方を駈けづり廻ってやうやく夜中の一、二時頃までに二、三百円の金子を工面して、水野の差せまっての急を救うた。水野の持分はそれから間もなく林の手に移ったのであった。

×　×　×

青石・水野両家の持分を譲受けた林にとって、その當時最も大きい頭痛の種であった事柄は、最初の払下げ条件である城内諸建物取毀の大仕事であった。この仕事は一時に急に取行おうとするには、多数の人夫を必要とし、莫大な費用のかゝるのは云うまでもなかったが、さりとて之を何時までも打捨て置くわけにもゆかなかった。それで彼は差當っての窮余の策として、手伝を二三人常雇として、日毎に城の周囲の土塀をこはして、その瓦や土石を壕の中へ投げこませて人目を繕っていた。そのうちに思いもかけてもいななかった救の手が、林の身に降りかゝって来た。

明治六、七年頃の或日縣廳から呼び出されて、籔から棒に『この度都合に依り、和歌山城を兵部省へ無償にて御取上げになるから左様心得よ。』と、云う意味の申合せを受けた。彼はこの申渡しを受けて喜ぶこと限りなく、自宅に皈りつくや早速赤飯をたかせてその幸運を祝い壽いだ。和歌山城御上げと云うことは、やがて彼には城内諸建物取毀の大仕事の無償免除となったからである。

和歌山城はこうしてこの時以来兵部省(後陸軍省)の所轄となり、殿舎・櫓・累壁の類は漸時その方の手で毀却せられ、明治十八年(1885年)には二の丸御殿の一部が大阪に運搬せられた。今大阪城内にある紀州御殿の建物は即ちこれである。天守閣もまたこの時毀却せられようとしたが、和歌山区長長□(?)善弥太氏等の盡力により、わづかに旧形を存することかできて、今日に及んでいるのである。

×　×　×

明治十二三年頃に林は、その持地の一部分である三番丁の地所全部を、市内布経町一丁目の神野九兵衛に金三百円で譲渡した。當時同町附近の地価は一坪一銭見當とせられていた。神野はその頃世間に盛に流行していた蘭を多数栽培していた。彼はちょうどこの売賣の少し前に時價七、八百円の蘭を盗まれて警察に届出てあったが、名古屋に売却されていることが判明し、交渉の結果買主から二百八十円の金子を受取ったばかりであった。それで彼は思もかけずその懐に転げこんで来た此の金に五十円を足し添えて、三番丁一帯の土地を買入れたのであった。それから二十年程たった明治三十三年（一九〇〇年）の或日のこと、神野は一枝の椿を手に持ってぶらりと林の家を訪ねて、『三番町の地面は、私は御宅の先祖から蘭を売った金子で譲受けたのですが、今度和歌山米穀取引所が十二番丁から移転して来たについて、相當な値段（一万三千五百円）で売払って、多少の利益を得ることが出来ました。先代のお蔭とよろこんでゐます。ついてはこの花は三番丁に咲いていたものですから、何卒先代の御靈前へお供へ下さい』と云う意味のことを話して挨拶をしたそうである。同じ明治十二、三年頃、林は六番町にある六百坪の地面も二十円で売りに出したが、此の方は買手がどうしても出て来なかった。

（昭和八年（一九四三年）『紀伊郷土』第三号）

お七里のこと

喜多村　進

徳川時代には各宿場で人馬を継ぎ代へて信書或は貨物を逓送する、幕府公定の継飛脚と云う通信機関の外に、民間設置の町飛脚と云うのがあった。前者は公儀の通信機関で、後者は最初は専ら民間の私信を扱うものとして起ったものだが、いつか公用書なども取扱い受託されるようになった。但し、これら公文書を受託されるようになってからは、その業者を幕府から指定したものである。ところが、これ以外に諸侯特置の大名飛脚と云うものが存在していた。多くはその家臣を以てし、江戸と采地との間を往復したものである。

この御大名飛脚のうちでも、最も特異性を帯た飛脚は七里の者（七里飛脚）、俗にお七里と称するものである。この七里者のあったのは、御三家及雲州松江松平出羽守・武州川越松平大和守の家中に限られていた。わけて尾州及紀州のお七里の名は聞こえている。まづ尾州家では武州六郷村から東海道池鯉鮒まで、十七ヶ所の小舎を設けて、飛脚を在宿せしめて、公用・私用飛脚、荷宰領、其の他諸般の逓送に當らしめた。逓送の時間は之を四種に別ち、尤も急速

なるは一文字と云い、今の時間にして凡そ五十二時間、次は二人前と称して六十時間、次は十文字と称して六十時間乃至八十時間、その尤も遅るゝは無刻附で五日乃至六日と定めてあった。紀州家のそれも大暑尾州家と同じであるが、緩急の諸便については、勘定所の桍印により区別し、一印継立人足二人掛は當時の時間で八十五時、一印声掛りは七日、二人人足三人掛り八十時、二印声掛りは七十七時間半。御使の者代り人足は五人掛り五十時、三印六人掛は(四十五時)。以上は皆江戸和歌山間の所要時間×××とされた。

この大名飛脚に対して七里飛脚の名の出た所以は、東海道七里毎の駅に宿駅を置き、仲間より出役の者を駐在せしめたからである。紀州家の置いた宿駅は、先づ江戸より第一が神奈川宿・小和田・小田原・箱根・沼津・山井・丸子・金谷・見附・新井・大浜・御油・宮で、宮以西は凡て紀州領となるので、別段に宿駅を設けなかった。だが後世に至っては、参府には伊勢路を通行せざる習慣となったので、そんな時お七里の宿駅も和歌山より順に、山口・貝塚・大阪・枚方・伏見・草津・武佐・鳥居本・垂井、かくて東海道へ連絡して行った。

元来この七里飛脚なるものは美装を持って有名なもので、見るからに華美なものであったらしい。お七里に選ばれる者は江戸勤番の仲間中より、殊に体格立派にして身の丈高く、且つ小才があり聊か文筆を備へ、殊に辨才のあるものであった。これは折に觸れ他所と掛合をなし、御道中御共に加はる時など、或は所謂殿様から御直問等もあるので、その時の言上がすら〳〵と行かねばならぬと云う所からである。服装は鼠地木綿に上り龍・下り龍、或は龍虎・松竹等赤色染の半着に、黒天鵞織の半襟をかけた長目の半纏を着て、色染赤房の十手をとり一刀を腰にする。給料は一人半扶持に一ヶ年銀二百づつの少額で、一ヶ所に二人づつ置いたが役得が多かったと云う。何しろ華美な役柄なので、その宿駅地方の顔役として立てられ、平常は仲裁者・口利き役の役目などを持ち一寸下級裁判官の趣があった。お七里の通行の際は人人は爭い出て見た。藩地和歌山に向い本町筋へでも入って来ると、其の勢はすさまじいもので、華美な掛声とともにかける韋駄天の伊達者を見ようとして、城下の子女は大騒ぎをしたという。その走ることの迅さを立證する一つの挿話がある。明治になってのことである。『興次郎』に住んでいた某は、もとお七里の役をつとめていた。或時隣家に何か祝事があり、晩に刺身鉋丁が必要であった。それを耳にした某は、『そんなら一寸買うてきてやろう。』と云う。どこへ買いに行くのかと云うと、『泉州堺まで。』という答である。和歌山から堺、いくら刃物の名産地とは云え、堺まで行くとは無謀なように思った。しかし某は和歌山を出立、確に堺まで行き刺身鉋丁を求めて来て、その夕方仕度の間に合はせたと云うのである。之を以て見るもお七里がどんなに強壯で、脚に自信があったかを知ることが出来る。

(「紀伊郷土」　昭和九年八月)

湊御殿

鈴木　雪溪

土地の人達は今もなお昔の名そのまゝ『湊御殿』と云って、丁度この町の小字かなんぞのように呼び慣らしている。それは和歌山市甲賀町を西に行きつめて少し左りすると、そこに廣漠とした原野が見出される。往時その西端に宏大な一構えがあった。北に隣って位置を占めた御材木倉や御船倉に並んで、長蛇の如き白壁の築土塀を繞らした、東西の一廓が即ちそれであった。其の昔徳川の流れゆたかに紀伊家の最も時めいた、所謂化政度の後を承けた十一代の君主顯龍院齋順（なりゆき）卿が数寄を凝らした別墅である。これは養父治宝（はるとみ）卿の西浜御殿に対峙して、新にここに地を擇び、天保三年（一八三二年）十二月朔日工を起こして以来、越えて五年の三月二日竣成を埃って、ここに移られたものである。館の奥庭からは、紀の川の水流を隔てゝ近く対岸に狐島を望み、遠くは四国の山々に薄霞をこめた姿態や、行き通う眞船・片帆を手にとる如く眺められる風情ことに面白かった。なお、そればかりではない建築の見事さ、築山・泉水の麗しさ、境域からすれば或は西浜御殿に一籌を輸する恨はあろうが、愉魚の美は優るとも劣らない程度のものであった。それもそのはず構営は概ね江戸の本邸を模し、外殿・内寢・諸庁・諸司の房舎とも宏壯、すべて善美をつくし、庭園には夥多の禽鳥・住禽を養い、左右に陪する侍臣の如きも、その数合せて百余人に及んでゐた。

お浜御殿

安藤飛騨守道紀（みちのり）は紀伊家八代目の城主で世に大殿様と云はれた徳川重倫（しげのり）卿の令弟で、職を退いて後吹上の館にゐた。世人はこゝをお浜御殿とよんだ。所在地は市の西南に位置する水郷で、小字を藥種畑と云ってゐる。

この重倫卿の第二子治宝卿と云うは、文化十三年（一八一六年）幕府から迎入れた養嗣子齊順卿に世を譲って、文化七年六月――後は是亦退隠の目的でさきにも述べた彼の西濱に居を移し、ここで專ら風流の遊びと、藝術奬勵の道に力を濺がれていた。この君こそ実に我が紀州にとりて、斯道に趣味深き有数の君主であられたので、各方面へ遣された数々の事跡は、擧げて数へ切れない程沢山ある。世にこの君を一位様と敬称し、館を西浜御殿と呼んでゐた。今その所在地の何れの辺であるかを調べてみると、丁度新市街関戸町の西端栗栖に隣接した、あのだゞっ広い境域がそれであることがよく解った。今も年経た老松がその北端の野の畔に、幾星霜の風雨に曝されながら、昔を語りがほに枝を張って床しくも栄えてゐる。まことに好個の紀念佛（記念物）ではあるまいか。

この頃お浜御殿近侍のうち嶋野と呼ばれる女性がいた。彼女は藩士岡本丹六利安の三女として、文化四年（一八〇七年）丁卯某

月紀州吹上の私邸に産声を揚げたのだった。初め名は志満と云ったが、御殿勤めこの方今の名に改めたと云うことである。彼女は十五六歳の時、はじめて国老で世々田辺の城主である、安藤飛騨守道紀の侍女として一の橋の前の本邸に仕えた。斯こうして嶋野は初めの四五年を無事安藤家で送ったが、文政九年（一八二六年）彼女が二十歳の時、主人道紀の眼鏡に適い、その推せんによって令兄重倫候の西浜御殿に召された。其の後天保三年（一八三二年）彼女が二十六歳の時、更に一位治宝卿のお附きとなり、一年の後再び栄転、今度は御當主従二位權大納言徳川齊順卿の祐筆として採用、その間表使格に昇進して江戸表に使すること数回、駐在前後六年の間逢着した事件としては、主君齊順卿と夫人鶴壽院との御仲、とかく円満を缺くきらいがあって、所謂琴瑟相和するとはゆきかねる傾向があった。それもそのはづ、何を云っても片方は家附の姫君、其の父治宝卿は老令今尚カクシャクとして、時には政治にまで手興されるんだからたまらない。又片方は養子の身とは曰へ、一指だに觸れるを許さぬ天下の主權者の第六男と生れ、所謂時の征夷大將軍を父に持つ最大權威者と来ているのだから、それで羽振が強くしっくり行かなかった。このことは遂に世間の噂にのぼり、遠き江戸表の出来ごとがいつしか国の父君の耳にまでひゞき、治宝卿は深く憂へさま〴〵考慮の末、在府の嶋野に旨を含め、二人の交情の一日も早く濃かならんことを望んだ。

命を受けた彼女は、日夕そのことのみ心を碎き、折を見ては双方の緩和をはかり、反復これを久しくしたので、さしも深かった溝も漸次埋められ、遂に円満に解決を見る事ができた。これによって今は双方非をさとって、御仲ますく美しくも昔に皈る睦まじさに、嶋野は第一にわが苦心の効のあらわれたことを喜び、こうした明るさを拜したことを一日も早く国許に報告せんと、取敢へず急使を仕立て、紀州家御用の標を前に掲げて、東海道を夜に日に継いで驀らせるのであった。

報に接した老公の悦びは無論のこと、在府の主君に於かれても、彼女を二なき者として一層重く用いられ、僅か三十六歳 —— 天保十三年（一八四二年） —— にして中老に昇り、その翌年には早くも老女にまで進むを得たのは、紀州家として極めて異例のことだったが、同僚の讒にあい天保十四年癸卯六月十四日、湊御殿長局の一室で同僚道野を刺し、自分に自刃してはてた。後明治二十五年（一八九二年）六月某日、嶋野の五十回忌にあたって、故人の令甥陸軍少將岡本兵四郎氏が碑を、和歌浦玉津島神社（塩竈神社と相並んだ南方入口右側）に建設し、陸軍教授中里亮氏をして其の文を撰ばしめた。

（昭和七年十月「紀伊郷土」第二号）

熊野神徒の神輿訴訟

雑賀　貞次郎

後崇光院貞成親王の御日記『看聞御記』のうちに左の一節がある。

応永二十五年（一四一八年）四月七日晴、聞熊野神輿御動座、被訴守護云々、同年四月廿四日晴云々、抑聞熊野神輿奉レ依紀伊国田那辺ニ発向、守護畠山右衛門督入道於二此祈一防戦、然間田辺二神輿依棄、熊野勢二里許引退、守護勢乗レ勝追懸於二山中険阻一熊野勢返合責戦之間守護勢打負、或海中二沈死者不レ知二其数一於山中一被レ討侍名寫二七十余人一其外雑兵不レ知レ数云々、河内勢若干被レ討了、紀伊国人哀返守護勢打負云々、畠山陸梁重レ可下二討一手之由申、但神訴之間自公方二御一成敗被成レ教書了　神訴落居云々、藍觸二神領一守護違背故云々、畠山受病神敵之故歟。

畠山右衛門督入道とは左衛門督を正とす。字は満家、入道して道場と号す。畠山基国の長子で従五位下、尾張の守から右衛門督従五位上に進み、応永六年（一三九九年）大内義弘を堺に討ち、功により紀伊に封ぜられた。同十七年管領となり、一度退いて入道したが、後　再び管領となった人で、河内勢とあるは畠山の旗下である。さてこの御記の文によると、応永二十五年四月、熊野の神人が神輿を奉じて訴訟すべく田辺まで出て来たのを、守護の畠山勢が防戦した。

熊野の神人勢は神輿をすてゝ二里ばかり退たのを、守護勢勝に乗じて追激すると、山中嶮岨の所で熊野勢引返し来り、畠山勢についていた紀州勢にも反するものがあって畠山勢が散々討たれた。

この原因は熊野神領のことについて、畠山側に違背のことがあった故であり、満家が病を受けたのも神敵の故かと云うのである。熊野勢が田辺から二里程引退いて、山中の岨嶮に拠ったと云うのは、旧熊野街道に當る汐見峠に退き寄ったのではあるまいかと思う。豊公が紀伊の土豪を討伐した際も、土豪湯川氏の敗残兵もこゝによって防いでいる。地勢の利用は応永も天正も大した相違はあるまいと思う、

さてこの神輿訴訟は「看文御記」の以外には何も記載がないらしいから、南紀としてはかなり大きな争いであり、殺傷も相當多かったにも拘らす、其の経過も結末も今は知る由もない。たゞ當時の熊野三山は鎌倉覇府の保護を失ひ、熊野の土豪は南朝・北朝思い〳〵に黨し、しかも離合集散時なかった後を受け、勢力は又昔日の如くならず、而して畠山側は時の勢に乗じ土豪を多く味方として懐柔し、領地に関する契約を無視して頻りに神領を脅したので、熊野の信徒は其の圧迫と侵略に堪へず、遂に神輿を奉じて京師に訴訟せんとする擧に出で、畠山勢と田辺で正面衝突したものと思はれる。熊野の信徒が神輿を奉じて嗷訴せんとしたのは、応永の時から三百四十六年前の永保二年（一〇八二年）十月にもあ

る。しかし永保の前後には延暦寺・興福寺・春日神人等の傲訴しばしばあり、延暦・円城の諸寺の爭聞があった。熊野の傲訴もその内容は審でないが、恐らく文字通りの傲訴で、応永の折とは事情を異にするであろう。

序に云う田辺の闘鷄神社は、明応五年（一四九六年）五月青蓮院准三宮御筆の田辺庄新熊野十二所權現の勸進序の文中に『然去明応四季卯月比諸軍勢乱入、而被却社檀、壞取端籬之条、警難至極也』とあるが、この明応四年卯月の兵乱は何であったか、今は以上の勸進序の文句以外は何も伝はっておらぬから、全く暗中模策の外はない。

（昭和七、十月　「紀伊郷土」　第二号）

高野山は何故女人を禁制にしたか

井村　義丸

女性礼讃・婦人解放等の問題が叫ばれるようになってからは、近時盛に女性に関係した問題が世の注意をひくことになり、又研究されるようになったのは、まことによろこばしい現象であるが、それに連れて我が高野山が開創以来最近まで実行して来た女人禁制なる事柄に対しても、可なり世間ではと角の批評が加へられて居り、又中には見當違いの解訳も下されているようである。抑も大陸文化の輸入は余り有難くもない副産物を吾人の祖先に到来した。例へば佛教の伝来は女性を罪業深きもの、又汚穢なるものとした、印度の思想が伝播されることゝなり、儒教の渡来は女子を玩弄物視して、全然其人格を汲却せる支那の風習をも移植することになった。或はこの印度・支那からもたらした副産物の思想風習が影響して然らしめたのではなかろうかとの説もおこって来るわけである。そこで吾人は高野山の女人禁制問題を、次の三方面から攻究して、聊かその解説を試みたいのである。

一、當時の寺院并に僧尼に対する制度
二、大師が女性を教化させし事例
三、大師が高野山を奏請させし理由

當時の制度、即ち大宝令の僧尼令では、数ヶ条の規定を設けて僧尼の風紀を取締っている。それによると僧寺に婦女を停め、又尼寺に男子を停めることを禁止されてゐる。そしてもしこれに違反した場合は、停めたものも・停まったものも、相当制裁を加せられることになってゐる。猶「日本後記」に依れば、弘仁三年（八一二年）四月には嵯峨天皇は更に勅令を喚発されて、此の規定の勵行を命ぜられてゐる。其年の八月八日に婦人と同車した僧が、流刑に処せられた記事が載せられてゐるのを見ても、如何に厳しかったかが窺はれるのである。以上は寺院対信者の場合であるが、僧尼間

の交際に於ても同様である。即ち僧尼令の規定によれば、男僧は尼寺に立入ることが出来ず、尼僧は男僧の寺に立入ることが許されない。若し師僧の病気見舞であるとか、或は修斉の爲とかいう特例の場合は、豫め許可を得なければならないことになってゐる。此僧房内に女入るべからず、尼寺に男子を入るべからずとの規定は、弘仁九年（八一八年）五月二十九日の太政官符に依って聊か緩和され、晝間に限り男子の尼寺に入り、女子の僧房に入ることを容認されたのであるが、夜間は依然として絶対に許されないことになっていた。斯の如く當時の法令が既に寺院に女子の入るのを停め、尼寺に男子の入るを止めている以上、凡ての寺院は皆女人禁制の場所であったはずである。要する所一般寺院が此規定を遵守することができたかどうかゞ問題である。然るに時代の推移は大部分の者によって実行されなかったのみならず、世人亦之を怪まないといふ有様になったのは、誠に慨嘆の至りではなかろうか。そこで彼の大師年譜の著者も

凡そ天下の男女を禁じて、互に僧尼の寺院に入ることを得ざらしむるは、これ弘仁三年の勅制にして、他の諸寺院は世弊のために移されて漸く弛んで厳ならず。獨り吾山のみありて、確乎として勅令を守るなり。

と記されてある通りである。自来高野山は明治維新の際、太政官布告によって結界の禁が解かれるまで、壱千百余年の間宗祖の遺誡を厳守し、中古以来の法度を遵法して来たのであるが、之が反って世間には寄異に感じられるようになったのである。世間には往々高野山が実行して来た此女人禁制の真意を誤解し、大師は頭から女子を毛嫌いされたように解してゐる者も少なくないが、之は甚だ間違った考である。檀林皇后・大師の母公・眞井御前等は何れも大師によって教化された女性の方々である。大師は男女を論ぜず信修する時は皆其人也と仰せられて、化導の前には毫も男女の区別のなかったことは、彼の四国の靈場は女人の巡拜を禁じてないのが何よりの証拠である。

然らば高野山だけがどうして結界の地とせられたのであるか？。それは高野山には特別の理由が存在して居たからである。

元来大師が高野山を嵯峨天皇に奏請された御主意は、都会の煩雑を避け、特に深山幽谷の地を撰んで、修禅の道場・入定の場所を定められた爲であたったからである。子弟の教養上にはどうしても婦人に接近せしめぬようにしなければならなかった。其御遺告によると

それ女人はこれ万世の本（万性）、家を弘め門を継ぐものなり。然れども佛弟子たるもの、これに親厚すれば諸悪の根元嗷々の本なり。故に女人に親近すべからず、僧房の内に入れ居らしむべからず。若し要言ありて諸家の使至らば、戸外に立ちて速かに返報して之を皈らしめ、時剋を廻らすことを得ざれ　云々。

之は特に高野山のみに下されたものではないが、其の御主意のあるところは明瞭に拝察することが出来る。尤も前にも記したごとく、當時の法令では、既に寺院内に婦女の立入ることは禁止されて居たものゝ、法令は時により改廃

されることがあるから、將来のことは保證の限りではない。是に於てか一定の地域を限って結界の地とし、斯くて婦女子の接近することを防止されたわけであった。

最後に一言したきは、高野山は女人禁制の地と云うも、それは唯僧房、即ち寺院の所在区域にのみ限られて居り、大師の廟所たる奥の院の参拝までを禁としたものではなかった。維新前迄は登山口七ヶ所、即ち大門口・不動坂口・大瀧口・瀧神口・大峰口・黒河口・相浦口の各入口に女人堂の設置があり(現代は不動坂口の女人堂のみ現存する)、そこから奥院に通ずる所謂女人道なる通路があって、廟所に参詣することができていたのである。此によって、此を觀るも高野山の女人禁制は、山上に在る修業者の爲の禁制であって、決して印度や支那の眞似をして、殊更に女子を蔑視した爲の禁制でなかったことが首肯されるのである。

(昭和七年七月「紀伊鄉土」　第七号)

和歌山の花街

濱田　康三郎

旧幕時代の和歌山の遊郭に関しては、「和歌山史要」には寛永(一六二四～四四)比の北新博労町の傾城町、弘化・嘉永(一八四四～五五年)頃の元市場信心講・新内日参講・竹組・松屋・鷺の森可山屋等。それに安政年間(一八五四～六〇年)の萩原(後に安原と改称す)遊郭のことを記載してあるだけであるが、之等の他に寛政年間(一七八九～一八〇一年)にもほんの暫くの間乍ら、新市内中之島の地に新地遊郭の設けられたことがあったようである。「和歌山縣誌」の風俗誌・遊女の衰盛の項に、維新前後までは鷺の森堂裏・上下新呂地・中ノ島等には、街の女の出歿絶えなかったと云ふと記してある。條の中ノ島の下に『此の村の松原の西端より東へ約二丁の南側に遊郭跡ありて、此の遊郭は弘化・嘉永比一時栄えしが十余年の後廃絶せる、其の跡なりと云う。村内西村某の本宅は、此の遊郭中のある家を移せし者なり』と割註してゐるのは、年代に多少誤があるようであるが、此の遊郭のことを指したのであろうと思はれる。此の中の島の新地遊廓のことは『萩原夢の噺』(和歌山縣立圖書館藏 寫本一巻)の中にも

夫ひと昔しの事也しが、若山城をさる事六七丁にして、矢作り弥吉が鼻と申す新地と号し、遊女屋を建、遊女・藝者は大阪よりよびつどひ、其の賑ひいわん方なし。是はしばしの賑ひにて、家もなくなり、遊女藝者もみなそれぞれえ皈りはんべり、早早かぞえかぞえて、五十有余年□(前か)の事なり。

と記してある位であるから永続きはしなかったが、一時は中々に繁昌したものらしい。今の天王新地はその跡に近い

のであらうと云はれる。『紀伊續風土記』嘉家作町の項に、「元和（一六一〇年頃）後の新地なり」と記してあるから、それでこの遊廓を單に新地とのみ云ひならはしたのであらうか。何にしても旧藩時代には和歌山の町では、無縁の他所者や旅藝人等に宿を貸さず、和歌浦または嘉家作町の旅人宿へ泊らせてゐたので、嘉家作町界隈には早くからあいまい屋が多かったそうである。（以下略）

（昭和八年七月三日　「紀伊郷土」　第五）

あとがき

○本書は芝口常楠先生所蔵の郷土研究誌『紀伊郷土』のうちから、比較的重要なものを書きぬいたものである。

○雑誌『紀伊郷土』は、和歌山の郷土研究家濱田康三郎氏が刊行したもので、昭和七年七月第一号を出し、昭和十一年九月まで十三冊を刊行してゐる。まだこの他にも発行してゐるかも知れぬが、芝口先生の所蔵のものは以上十三冊であり、恐らく十一年以降は時局が非常時に至ってゐるから、発行されなかったものと思はれる。

○本書の抜書は、昭和二十六年十一月頃からはじまり、昭和二十七年六月初めに終わった。半歳以上を要したわけである

昭和二十七年七月六日

清水長一郎識

『紀伊郷土拾遺』(1)写本を終わって

『紀伊郷土拾遺』は父の後書きにあるように、芝口先生所蔵の『紀伊郷土』ファイルを編集したもので、一冊に製本しているが、今回の写本では製本の都合上二冊に分割した。

父は編集写本に六ヶ月を要したと記しているが、私は三ヶ月もあれば活字化出来ると見積もっていたが、色々の行事の資料作りなどで大幅に遅れ、(!)巻だけで四ヶ月を要し、(!)(2)全巻の完成は半年以上が必要かと思う様になってきた。

平成二十(二〇〇八)年十二月一日

清水章博